

昭和二十五年農林省令第七十三号

植物防疫法施行規則

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）に基き、及び同法を施行するため、植物防疫法施行規則を次のように定める。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 輸入植物等の検査（第三条―第二十二條の四）

第三章 輸出植物等の検査（第二十三條―第三十一條の十四）

第四章 指定種苗の検査（第三十二條―第三十五條）

第四章の二 植物等の移動の制限及び禁止（第三十五條の二―第三十五條の十一）

第四章の三 侵入調査（第三十五條の十二）

第五章 緊急防除（第三十五條の十三―第三十九條）

第六章 指定有害動植物の防除

第一節 総合防除（第四十條―第四十條の四）

第二節 薬剤の譲与（第四十一條―第四十六條）

第三節 防除用器具の無償貸付（第四十七條―第五十八條）

第七章 都道府県の防疫（第五十九條―第六十條）

第八章 雑則（第六十一條・第六十二條）

附則

第一章 総則

（指定物品）

第一条 植物防疫法（以下「法」という。）第四条第一項の農林水産省令で定める物品は、農機具とする。

（植物防疫官及び植物防疫員の証票）

第二条 法第五条第一項の規定による証票の様式は、別記第一号様式のとおりとする。

第二章 輸入植物等の検査

（検査有害動植物）

第三条 法第五条の二第一項の農林水産省令で定める有害動植物又は有害植物は、別表一のとおりとする。

（検査証明書の添付を要しない植物）

第四条 法第六条第一項の栽培の用に供しない植物であつて、検疫有害動植物が付着するおそれが少ないものとして農林水産省令で定めるものは、次のとおりとする。ただし、肥料、飼料その他農林業の生産資材の用に供されるもの並びに別表二の十四及び十五の項の植物の欄に定めるものは、この限りでない。

一 乾燥され、かつ、圧縮されたもの

二 乾燥され、かつ、細断されたもの（センナの茎、オレンジの果実及び果皮並びにキャッサバの根を除く。）

三 乾燥され、かつ、破碎され、又は粉碎されたもの（オレンジ及びタマリンドの果実並びにキャッサバの根を除く。）

四 乾燥されたものであつて、圧縮され、細断され、破碎され、又は粉碎されていないもの。ただし、木材及び次に掲げる植物ごとにそれぞれ次に定める部位を除く。

イ いたりあかさまつ 葉、枝及び樹皮

ロ エウカリプツス・スツアルチアーナ 葉、枝、花及び果実

ハ エウカリプツス・ビミナリス 葉、枝、花及び果実

ニ えごま 種子

ホ カカオノキ 種子

ヘ カスタネア・クレナタ 殻付きの種子

ト グイボウルチア・ペレグリニアーナ 樹皮

チ コエンドロ 葉及び種子

リ こしようぼく 葉、枝、花及び果実

ヌ ごま 種子

ル ざくろ 果実

ワ さとうまつ 葉、枝及び樹皮

カ せいようあぶらな 種子

ヨ センナ 葉
 タ マリンド 果実
 レ ちゅうごくぐり 殻付きの種子
 ソ なんようあぶらぎり 種子
 ツ においくろたねそう 種子
 ネ はますげ 葉及び茎
 ナ ビヌス・マリチャ 葉、枝及び樹皮
 ラ ひめういきよう 種子
 ム ブラジルナットノキ 殻付きの種子
 ウ べにばな 花及び種子
 キ めぼうき 葉及び種子
 ノ ももたまな 葉、枝及び花
 オ ようしゆねず 果実
 ク ヨーロッパぶな 葉、枝及び花
 ヤ わさびのき 葉及び果実
 マ くるみ属植物 核子
 ケ あかざ科植物 種子
 フ いね科植物 種子（麦芽を除く。）
 コ たで科植物 種子
 エ ひゆく科植物 種子
 テ まめ科植物 種子
 五 凍結されたもの（くるみ属植物の核子を除く。）

第五条 法第六条第一項の検疫有害動植物が付着するおそれがあるものとして農林水産省令で定める指定物品は、次のとおりとする（中古のものに限る。）。

- 一 農業、園芸又は林業の用に供する機械（整地又は耕作の用に供するものに限る。）
- 二 農業の用に供する草刈機、乾草製造機、わら用若しくは牧草用のペーラー、收穫機又は脱穀機
- 三 農業用トラクター

（基準に適合していることについての検査を要する植物等）

第五条の二 法第六条第二項の農林水産省令で定める地域、植物又は検疫指定物品及び基準は、別表一の二のとおりとする。

- 2 前項に掲げる植物は、栽培の過程で検査を行う必要があるものについては、同項の地域において栽培されたものに限るものとする。

（輸入場所の指定）

第六条 法第六条第三項の港及び飛行場は、第一号に掲げる港並びに第二号及び第三号に掲げる飛行場とする。ただし、第三号に掲げる飛行場については、植物又は検疫指定物品を携帯して輸入する場合に限る。

- 一 紋別港、網走港、根室港、花咲港、釧路港、十勝港、苫小牧港、室蘭港、函館港、小樽港、石狩湾港、留萌港、稚内港、青森港、八戸港、久慈港、宮古港、釜石港、大船渡港、石巻港、仙台港、塩釜港、秋田船川港、能代港、酒田港、相馬港、小名浜港、日立港、常陸那珂港、鹿島港、木更津港、千葉港、京浜港、横須賀港、姫川港、直江津港、柏崎港、新潟港、伏木富山港、七尾港、金沢港、内浦港、敦賀港、福井港、田子の浦港、清水港、御前崎港、三河港、衣浦港、名古屋港、四日市港、津港、舞鶴港、阪南港、阪神港、姫路港、新宮港、日高港、和歌山下津港、鳥取港、境港、三隅港、浜田港、宇野港、水島港、福山港、尾道糸崎港、竹原港、呉港、広島港、岩国港、平生港、徳山下松港、三田尻中関港、山口港、宇部港、関門港、徳島小松島港、詫間港、丸亀港、坂出港、高松港、宇和島港、松山港、今治港、新居浜港、三島川之江港、高知港、須崎港、博多港、苅田港、三池港、唐津港、伊万里港、長崎港、佐世保港、比田勝港、厳原港、水俣港、八代港、三角港、熊本港、中津港、大分港、佐伯港、細島港、油津港、志布志港、鹿児島港、川内港、米ノ津港、金武中城港、那覇港、平良港、石垣港
- 二 旭川空港、新千歳空港、函館空港、青森空港、仙台空港、秋田空港、福島空港、百里飛行場、成田国際空港、東京国際空港、新潟空港、富山空港、小松飛行場、静岡空港、名古屋飛行場、中部国際空港、関西国際空港、大阪国際空港、神戸空港、美保飛行場、岡山空港、広島空港、高松空港、松山空港、北九州空港、福岡空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港、那覇空港、嘉手納飛行場
- 三 釧路空港、帯広空港、花巻空港、山形空港、庄内空港、鳥取空港、出雲空港、山口宇部空港、徳島飛行場、高知空港、佐賀空港、下地島空港、新石垣空港

（農林水産省令で定める特別の用）

第六条の二 法第七条第一項ただし書の特別の用は、次のとおりとする。

- 一 博物館、植物園その他の公共の施設において、標本として展示し、又は保管すること。
- 二 犯罪捜査のための証拠物として使用すること。

三 ウリミバエの防除を行うことを目的として、生殖を不能にされたウリミバエを生産するため、ウリミバエの繁殖の用に供すること。

四 法第四条第一項、法第八条及び法第十条の規定による検査に使用すること。

五 法第十六条の七の規定による調査に使用すること。

六 法第十六条の八の規定による通報を行うために使用すること。

（輸入禁止品の輸入許可の申請等）

第七条 法第七条第二項の許可の申請は、当該許可を受けようとする者の住所を管轄する植物防疫所を経由して農林水産大臣に申請書（第二号様式）を提出して行うものとする。

2 農林水産大臣は、法第七条第一項ただし書の規定による許可をしたときは、当該申請者に対し、輸入許可証票（第三号様式）及び輸入禁止品輸入許可指令書（第三号の二様式）を交付するものとする。

3 前項の輸入許可証票の交付を受けた者は、これを発送人に送付し、当該輸入禁止品の各こん包に添付して発送させなければならない。

4 農林水産大臣は、法第七条第六項の規定により廃棄その他の必要な措置を命じた場合においては、輸入禁止品廃棄等命令書（第三号の三様式）を交付するものとする。

（輸入禁止品の輸入後の管理施設の基準）

第七条の二 法第七条第三項の農林水産省令で定める技術上の基準は、次に掲げる基準とする。

一 天井、壁及び床が、輸入禁止品が分散しない構造であつて、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しない構造であること。

二 輸入禁止品の種類に応じて出入口及び開口部に必要な分散防止措置がとられていること。

三 オートクレープ等の殺虫・殺菌設備その他輸入禁止品を適切に処理するために必要な設備を有していること。

四 その他輸入禁止品の種類に応じて当該輸入禁止品の分散を防止するために必要な構造、設備及び機能を有していること。

五 輸入禁止品を安全かつ適切に管理できる知識及び技術を有する責任者を配置していること。

（輸入禁止品の輸入許可の条件）

第八条 法第七条第五項の規定によつて付する条件は、通常次の事項とする。

一 植物防疫所気付として輸入すること及びその他輸送又は荷造りの方法に関すること。

二 輸入した輸入禁止品の容器包装の輸入許可に関すること。

三 輸入した輸入禁止品の管理の場所及び期間その他の管理の方法に関すること。

四 輸入した輸入禁止品の管理の責任者に関すること。

五 当該輸入禁止品の譲渡その他の処分に関する通知及びその措置方法に関すること。

六 管理中の当該植物に検疫有害動植物が発生した場合における通知及びその措置方法に関すること。

2 農林水産大臣は、法第七条第一項ただし書の許可を受けた者から申請があつた場合において、当該申請の理由が正当であり、かつ、やむを得ないものと認められるときは、法第七条第五項の規定により付した条件を変更することがある。変更したときは、植物防疫所を通じてその旨を当該申請者に通知するものとする。

（輸入禁止地域及び輸入禁止植物）

第九条 法第七条第一項第一号の農林水産省令で定める地域及び植物は、次のとおりとする。

一 別表二に掲げる地域及び植物

二 別表二の二に掲げる地域及び植物（同表に掲げる基準に適合しているものを除く。）

三 別表一の二に掲げる地域及び植物（栽培の過程で検査を行う必要があるものであつて同表に掲げる地域において栽培されていないものに限る。）

（輸入検査の申請）

第十条 植物、検疫指定物品又は輸入禁止品を輸入しようとする者は、法第八条第一項ただし書の場合を除き、その植物、検疫指定物品又は輸入禁止品を積載した船舶（航空機）の入港（着陸）後、遅滞なく、植物防疫官に検査申請書（第四号様式）を提出しなければならない。

（検査の場所及び期日）

第十一条 植物防疫官は、第十条の申請があつたときは、当該申請者に対し、検査を行う場所及び検査の期日をあらかじめ通知しなければならない。

（検査品の運搬等）

第十二条 植物、検疫指定物品又は輸入禁止品を輸入した者は、法第八条第一項又は第三項の規定により検査を受けるときは、植物防疫官の指示に従つて当該植物、検疫指定物品又は輸入禁止品及びこれらの容器包装につき運搬、荷解き、荷造りその他の措置をしなければならない。

（処分を行う場所）

第十三条 法第四条第二項又は法第九条第一項若しくは第二項の規定による処分に伴う措置の実施は、当該植物又は検疫指定物品及びこれらの容器包装を検査した場所又は植物防疫所で行わなければならない。ただし、大量の貨物であることその他の特別の事由によりこれらの場所で行うことができないときは、他の植物防疫所その他適当な消毒施設又は焼却施設のある場所へ運搬させて行い、又は行わせることがある。

（農林水産省令で定める種苗）

第十四条 法第八条第七項の種苗を次のように定める。ただし、輸入後栽培されないでそのまま輸出される物を除く。

一 ゆり、チューリップ、ヒヤシンス等の球根

- 二 ばれいしよの塊茎及びさつまいもの塊根
- 三 かんきつ類、りんご、なし、くり等の果樹苗木
- 四 さとうきびの生茎葉及び地下部

（隔離栽培）

第十五条 植物防疫官は、法第八条第七項の隔離栽培を必要と認めるときは、当該種苗の收受を停止して（郵便物の場合にあつては当該種苗を日本郵便株式会社から受領して）当該種苗を輸入した者（郵便物の名宛人を含む。以下同じ。）に対し文書（第五号様式）で次の事項を通知するとともに、期限を付して隔離栽培ができるかどうか、できる場合には隔離栽培する場所（位置及び付近の状況）及び管理責任者について回答を求めなければならない。

- 一 当該植物を一定期間隔離された土地又は場所栽培しなければならぬこと。

二 植物防疫官の検査が終了するまでの期間当該種苗（その生産物を含む。以下この条及び第十七条第二項において同じ。）を隔離された土地又は場所の区域外へ移動してはならないこと。

三 隔離期間中当該種苗に検疫有害動植物が発生し、又は異状があつたときは、その旨を遅滞なく植物防疫官に通知すべきこと。

四 植物防疫官の指示があつたときは、その指示する措置を実施すべきこと。

第十六条 植物防疫官は、前条の回答により法第八条第七項の隔離栽培を命ずることができると認めるときは、当該種苗を輸入した者に対し、当該種苗に隔離栽培命令書（第六号様式）を添えて送付しなければならない。

第十七条 植物防疫官は、第十五条の回答により法第八条第七項の隔離栽培を自ら実施することが適当であると認めるときは、当該種苗を植物防疫所に送付し、当該種苗を輸入した者に通知しなければならない。

二 前項の植物防疫官は、隔離栽培を実施した当該種苗が法第九条第五項の検査に合格したときは、遅滞なく、これを輸入した者に送付しなければならない。

（隔離栽培品の処分）

第十八条 植物防疫官は、第十五条の通知に対する回答がないとき又は隔離栽培することができない旨の回答があり、且つ、自ら隔離栽培することができないときは、当該種苗を廃棄するものとする。

（証明書の交付）

第十九条 法第九条第五項の証明は、別記第七号様式の証印、証票又は証明書とする。ただし、法第八条第一項の規定によつて農林水産大臣が指定した検疫有害動植物のみがいる植物及びその容器包装については、輸入認可証（第八号様式）を押印し、若しくは添付し、又はその所有者若しくは管理者に交付するものとする。

二 法第七条第一項ただし書の許可を受けた輸入禁止品であつて同条第五項の条件に違反しないもの及び第十六条の規定により隔離栽培のために送付する種苗については、輸入認可証（第八号様式）を押印し、添付し、又は交付するものとする。

三 法第八条第二項ただし書の植物防疫官が指定する場所に輸送される植物、検疫指定物品又は輸入禁止品及びこれらの容器包装については、輸送認可証（第八号の二様式）を押印し、添付し、又は交付するものとする。

（消毒又は廃棄の実施）

第二十条 法第四条第二項又は法第九条第一項若しくは第二項の規定により、消毒又は廃棄を命ぜられた者は、植物防疫官の立会の下に当該措置を実施しなければならない。

（処分後の通知）

第二十一条 植物防疫官は、法第九条第一項から第三項までの規定により、植物、検疫指定物品又は輸入禁止品及びこれらの容器包装を廃棄したとき又は消毒したため著しく毀損したときは、これを所有し、又は管理する者（郵便物の場合にあつてはその名宛人）に対してその旨を通知し、かつ、これらの者の要求があつたときは、証明書（第九号様式）を交付しなければならない。

二 植物防疫官は、法第八条第五項の規定により郵便物を検査し、法第九条第一項から第三項までの規定により郵便物を消毒し、若しくは廃棄するため、当該郵便物を日本郵便株式会社の事業所から受領したとき又は第十五条の規定により当該種苗を日本郵便株式会社の事業所から受領したときは、当該日本郵便株式会社の事業所に受領証（第十号様式）を交付しなければならない。

（廃棄又は消毒命令書）

第二十二条 植物防疫官は、法第九条第一項又は第二項の規定により消毒又は廃棄を命じた場合において当該義務者の要求があつたときは、廃棄又は消毒命令書（第十一号様式）を交付しなければならない。

（輸入禁止品の利用許可の申請等）

第二十三条 法第九条第六項において準用する法第七条第二項の許可の申請は、当該許可を受けようとする者の住所を管轄する植物防疫所を経由して農林水産大臣に申請書（第十一号の二様式）を提出して行うものとする。

二 農林水産大臣は、法第九条第三項第二号の規定による許可をしたときは、当該申請者に対し、輸入禁止品利用許可指令書（第十一号の三様式）を交付するものとする。

三 農林水産大臣は、法第九条第六項において準用する法第七条第六項の規定により廃棄その他の必要な措置を命じた場合においては、第七条第四項の規定を準用する。

（輸入禁止品の利用時の管理施設の基準）

第二十三条の三 法第九条第六項において読み替えて準用する法第七条第三項の農林水産省令で定める技術上の基準については、第七条の二の規定を準用する。

（輸入禁止品の利用許可の条件）

第二十三条の四 法第九条第六項において読み替えて準用する法第七条第五項の規定によつて付する条件は、通常次の事項とする。

- 一 譲り渡された輸入禁止品の輸送又は荷造りの方法に関すること。
- 二 譲り渡された輸入禁止品の管理の場所及び期間その他の管理の方法に関すること。

三 譲り渡された輸入禁止品の管理の責任者に関すること。

四 当該輸入禁止品の譲渡その他の処分制限又は禁止に関すること。

五 管理中の当該植物に検疫有害動植物が発生した場合における通知及びその措置方法に関すること。

2 農林水産大臣は、法第九条第三項第二号の許可を受けた者から申請があつた場合において、当該申請の理由が正当であり、かつ、やむを得ないものと認められるときは、法第九条第六項において読み替えて準用する法第七条第五項の規定により付した条件を変更することがある。変更したときは、植物防疫所を通じてその旨を当該申請者に通知するものとする。

第三章 輸出植物等の検査

(輸出検査の申請)

第二十三条 法第十条第一項の植物又は物品及びこれらの容器包装の検査を受けようとする者は、植物防疫官に検査申請書（第十二号様式）を提出しなければならない。

(検査の場所)

第二十四条 法第十条第一項の検査は、植物防疫所で行う。ただし、当該植物又は物品及びこれらの容器包装の所在地で検査を受けたい旨の申請があつた場合において、植物防疫官が必要と認めるときは、当該所在地で行うことができる。

(検査の期日)

第二十五条 植物防疫官は、第二十三条の規定により検査を申請した者に対し、あらかじめ検査の期日を通知しなければならない。

(検査品の運搬等)

第二十六条 植物又は物品及びこれらの容器包装を輸出しようとする者が、法第十条第一項の規定により検査を受けるときは、第十二条の規定を準用する。

(植物検疫証明書等の交付)

第二十七条 法第十条第三項の植物検疫証明書の様式は、第十三号様式（植物又は物品及びこれらの容器包装が再輸出されるものである場合にあつては第十三号の二様式）とする。ただし、輸入国が輸入に当たり、これと異なる様式の植物検疫証明書を必要としている場合には、その様式によるものとする。

2 植物防疫官は、輸入国が輸入に当たり、法第十条第三項の規定による植物検疫証明書の交付に加え、植物検疫証明書の交付を受けた植物又は物品及びこれらの容器包装への押印を必要としているときは、植物検疫証明書の交付を受けた植物又は物品及びこれらの容器包装に植物検疫証明書の交付をした旨の証印（第十三号の三様式）を押印する。

(植物検疫証明書の交付の取消し等)

第二十八条 植物防疫官は、法第十条第四項の規定による検査の結果、当該植物又は物品若しくはこれらの容器包装が輸入国の要求に適合しなくなっていると認めるときは、植物検疫証明書の交付を取り消し、かつ、交付した植物検疫証明書の返還を命じるとともに、前条第二項の規定により押印した場合は当該押印を抹消しなければならない。

(検査の一部を行わないことができる場合)

第二十九条 第二十三条の規定による検査を申請した者が当該申請に当たり、登録検査機関が行つた検査（法第十条の四第一項第一号に規定する登録に係る検査をいう。次条から第三十一条の十四までにおいて単に「検査」という。）において輸入国の要求に適合している旨の確認をした旨を当該登録検査機関が記載した書類（以下「検査報告書」という。）を第二十三条の検査申請書に添付して提出した場合は、植物防疫官は、法第十条第五項の規定により、法第十条第一項又は第四項の検査の一部を行わないことができる。

(登録検査機関の登録)

第三十条 法第十条の二の登録の申請は、申請書（第十四号様式）を農林水産大臣に提出してしなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款（申請者が法人である場合に限る。）及び登記事項証明書

二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録

三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び予算書

四 登録免許税の納付に係る領収証書

五 次の事項を記載した書類

イ 検査の業務（以下「検査業務」という。）の概要及び当該検査業務を行う組織に関する事項

ロ イに掲げるもののほか、検査業務の実施方法に関する事項

ハ 検査業務以外の業務を行つている場合は、当該業務の概要及び全体の組織に関する事項

六 前項の申請を行つた者が法第十条の四第一項各号の規定に適合することを説明した書類

七 その他参考となる事項を記載した書類

3 第一項の申請書の提出は、植物防疫所を経由して行うものとする。

(登録に関して必要な手続)

第三十一条 法第十条の四第一項（法第十条の五第二項及び第十条の六第三項において準用する場合を含む。）の登録は、登録台帳（第十五号様式）に記帳して行う。

2 農林水産大臣は、登録台帳の登録事項の記載を変更した場合は、遅滞なく、その旨を公示するものとする。

(検査員)

第三十一条の二 法第十条の四第一項第一号（法第十条の五第二項及び第十条の六第三項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める者は、法第十条の二各号に掲げる検査ごとに次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 当該検査業務に一年以上従事した経験を有する者
 - 二 前号に掲げる者と同等の知識及び技能を有する者
- (検査に係る機械器具その他の設備の技術上の基準)
- 第三十一条の三** 法第十条の四第一項第二号(法第十条の五第二項及び第十条の六第三項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる検査の区分ごとに当該各号に掲げるとおりとする。
- 一 植物の栽培地における検査 別表二の三に掲げる機械器具その他の設備を有すること。
 - 二 消毒に関する検査 別表二の四に掲げる機械器具その他の設備を有すること。
 - 三 遺伝子の検査その他の高度の技術を要する検査 別表二の五の中欄に掲げる検査の内容に応じ、同表の下欄に掲げる機械器具その他の設備を有すること。
 - 四 植物又は物品及びこれらの容器包装の目視による検査 別表二の六に掲げる機械器具その他の設備を有すること。
- (検査業務の公正な実施を確保するために必要な体制の基準)
- 第三十一条の四** 法第十条の四第一項第三号(法第十条の五第二項及び第十条の六第三項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める基準は、登録検査機関において、検査業務の独立性及び公平性を評価し、検査業務に係る潜在的な利害関係を特定した上で、それらに対処する適切な体制が整備されていることとする。
- (登録台帳の記載事項)
- 第三十一条の五** 法第十条の四第二項第五号(法第十条の五第二項及び第十条の六第三項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 一 検査業務の概要
 - 二 登録検査機関が検査を行う区域
 - 三 登録検査機関の全ての事務所(検査を行うものに限る。)の名称及び所在地の一覧
- (登録検査機関の登録の更新)
- 第三十一条の六** 第三十条の規定は、法第十条の五第一項の登録の更新について準用する。この場合において、第三十条第二項中「書類」とあるのは、「書類(第四号に掲げる書類及び登録の申請時に農林水産大臣に提出されたものからその内容に変更がない書類を除く。)」と読み替えるものとする。
- (変更登録)
- 第三十一条の七** 法第十条の六第二項の変更登録の申請は、申請書(第十六号様式)を農林水産大臣に提出してしなければならない。
- 2 前項の申請書には、第三十条第二項各号に掲げる書類(登録の申請又は更新時に農林水産大臣に提出されたものからその内容に変更がない書類を除く。)を添付しなければならない。
 - 3 第一項の申請書の提出は、植物防疫所を経由して行うものとする。
- (登録検査機関の検査等に関する業務の方法に関する基準)
- 第三十一条の八** 法第十条の七第二項の農林水産省令で定める基準は、第三十一条の四に掲げる体制の下、第三十一条の二各号のいずれかに該当する者が、第三十一条の三各号に掲げる検査の区分ごとに当該各号に掲げる機械器具その他の設備を用いて農林水産大臣が定める方法により、輸入国の要求に適合しているかどうかを確認することとする。
- (登録事項の変更の届出)
- 第三十一条の九** 法第十条の八の規定による届出をしようとするときは、届出書(第十七号様式)を農林水産大臣に提出してしなければならない。
- 2 前項の申請書の提出は、植物防疫所を経由して行うものとする。
- (登録検査機関の業務規程の認可の申請)
- 第三十一条の十** 登録検査機関は、法第十条の九第一項前段の規定により業務規程の認可を受けようとするときは、申請書(第十八号様式)を農林水産大臣に提出しなければならない。
- 2 登録検査機関は、法第十条の九第一項後段の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、申請書(第十九号様式)を農林水産大臣に提出しなければならない。
 - 3 前二項の申請書の提出は、植物防疫所を経由して行うものとする。
- (登録検査機関の業務規程の規定事項)
- 第三十一条の十一** 法第十条の九第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 一 検査業務の実施方法に関する事項
 - 二 検査を実施する組織及び検査員その他の人員に関する事項
 - 三 検査業務に用いる機械器具その他の設備等に関する事項
 - 四 検査業務を行う時間及び休日に関する事項
 - 五 検査の申請を受けることができる件数の上限に関する事項
 - 六 検査業務を行う場所に関する事項
 - 七 検査に関する料金の算定方法及び収納の方法に関する事項
 - 八 検査の申請書その他検査に関する書類の保存に関する事項
 - 九 財務諸表等(法第十条の十一第一項に規定する財務諸表等をいう。以下この条において同じ。)の備付け及び財務諸表等の閲覧等の請求の受付に関する事項
 - 十 検査業務から生じる損害の賠償その他の債務に対する備えに関する事項
 - 十一 前各号に掲げるもののほか、検査業務に関し必要な事項

（登録検査機関の業務の休廃止の申請）

第三十一条の十二 登録検査機関は、法第十条の十の規定により検査業務の全部又は一部の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、申請書（第二十号様式）を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出は、植物防疫所を経由して行うものとする。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法等）

第三十一条の十三 法第十条の十一第二項第三号の農林水産省令で定める方法は、電磁的記録（法第十条の十一第一項に規定する電磁的記録をいう。以下この条において同じ。）に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2 法第十条の十一第二項第四号の農林水産省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録検査機関が定めるものとする。

一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 電磁的記録により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて作成するファイルに情報を記録したものを交付する方法

（登録検査機関の帳簿の記載等）

第三十一条の十四 法第十条の十六に規定する帳簿は、検査業務を行う登録検査機関ごとに作成し、検査業務を行う事務所に備え付け、最終の記載の日から四年間保存しなければならない。

2 法第十条の十六の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 検査を申請した者の氏名又は名称及び住所

二 検査の申請を受けた年月日

三 検査を行った年月日

四 検査を行った場所

五 検査の項目

六 検査を行った品目及びその数量

七 検査を行った品目の生産地又は原産国

八 検査を行った検査員の氏名

九 検査の結果

十 その他必要な事項

第四章 指定種苗の検査

（検査の申請）

第三十二条 法第十三条第一項の検査を受けようとする種苗生産者（共同して検査の申請をする場合にあつてはその代表者）は、指定種苗の種類ごとに、別に告示で定める期限までに農林水産大臣の定める検査申請書を植物防疫官に提出しなければならない。

2 前項の規定により検査の申請をした者は、当該栽培地の見やすい場所に第二十号の二様式の表示を行い、かつ、検査の際これに立ち会わなければならない。

（検査期日の通知）

第三十三条 前条第一項の規定により検査の申請があつたときは、第二十五条の規定を準用する。

（合格証明書及びその抄本）

第三十四条 法第十三条第三項の合格証明書の様式は、別記第二十一号様式とし、同条第四項の合格証明書の抄本の様式は、別記第二十二号様式とする。

（廃棄命令書及び処分証明書）

第三十五条 法第十四条の規定により植物防疫官が指定種苗の廃棄を命じ、又は自らこれを廃棄した場合には、第二十一条第一項及び第二十二条の規定を準用する。

第四章の二 植物等の移動の制限及び禁止

（移動制限地域及び移動制限植物等）

第三十五条の二 法第十六条の二第一項の地域及び植物又は指定物品を別表三及び別表四のとおり定める。

（移動制限植物等の移動制限の例外）

第三十五条の三 法第十六条の二第二項の農林水産省令で定める場合は、試験研究の用に供するため農林水産大臣の許可を受け、かつ、当該許可を受けたことを証する書面（第二十二号の二様式）（第三項において「移動制限植物等移動許可証」という。）を各こん包に添付して移動する場合とする。

2 前項の許可を受けようとする者は、その者の住所を管轄する植物防疫所を経由して農林水産大臣に移動制限植物等移動許可申請書（第二十二号の三様式）を提出しなければならない。

3 農林水産大臣は、第一項の許可をしたときは、当該許可を申請した者に対し、移動制限植物等移動許可証及び移動制限植物等移動許可指令書（第二十二号の三の二様式）を交付するものとする。

（移動検査及び検査確認の表示）

第三十五条の四 法第十六条の二第一項の検査（以下この条において「移動検査」という。）は、次の各号に掲げるものについて行う。

一 別表三の一の項、二の項、五の項及び六の項の地域に掲げる地域内にある植物又は指定物品の欄に掲げる植物又は指定物品及びこれらの容器包装

二 別表三の三の項及び四の項の地域の欄に掲げる地域内にある植物又は指定物品の欄に掲げる植物又は指定物品

2 移動検査は、植物防疫所又は植物防疫所長の指定する場所で行う。ただし、当該植物、指定物品又はこれらの容器包装の所在地で移動検査を受けたい旨の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該所在地で行うことができる。

一 前項各号に掲げる植物、指定物品又はこれらの容器包装について、当該植物又は指定物品の数量が多く、かつ、不合格品の補充の便宜等のため必要があると認めるとき。

二 前号のほか、前項第二号に掲げる植物について、移動検査を行う間における当該植物の栽培の管理等のため必要があると認めるとき。

3 移動検査を受けようとする者は、当該植物、指定物品又はこれらの容器包装を移動しようとする日の二日前まで（前項ただし書の場合には移動検査を受けようとする日の五日前まで）に植物防疫官に検査申請書（第二十二号の四様式）を提出しなければならない。

4 植物防疫官は、前項の規定により移動検査を申請した者に対し、あらかじめ移動検査の期日を通知しなければならない。

5 第三項の規定により移動検査を申請した者には、第十二条の規定を準用する。

6 法第十六条の第二項の有害動物又は有害植物が付着していないと認める旨を示す表示は、移動検査の結果、当該植物、指定物品又はこれらの容器包装に別表三の備考の欄に掲げる有害動物又は有害植物が付着していないと認めた場合に、当該植物、指定物品又はこれらの容器包装に検査合格証明書（第二十二号の五様式）若しくは検査合格証票（第二十二号の六様式）を添付し、又は検査合格証印（第二十二号の七様式）を押印し、若しくは検査合格証紙（第二十二号の八様式）を貼り付けてするものとする。

（消毒の確認及び確認の表示）

第三十五条の五 法第十六条の第二項の消毒の確認（以下この条において「消毒の確認」という。）は、別表四の地域の欄に掲げる地域内にある植物又は指定物品の欄に掲げる植物又は指定物品及びこれらの容器包装について行う。

2 消毒の確認は、植物防疫所又は植物防疫所長の指定する場所で行う。

3 消毒の確認を受けようとする者は、当該確認を受けようとする消毒を行う二日前までに植物防疫官に消毒確認申請書（第二十二号の九様式）を提出しなければならない。

4 植物防疫官は、前項の規定により消毒の確認を申請した者に対し、あらかじめ消毒の確認の期日を通知しなければならない。

5 第三項の規定により消毒の確認を申請した者には、第十二条の規定を準用する。

6 法第十六条の第二項の消毒したと認める旨を示す表示は、消毒の確認をした場合に、当該植物、指定物品又はこれらの容器包装に消毒確認証明書（第二十二号の十様式）若しくは消毒確認証票（第二十二号の十一様式）を添付し、又は消毒確認証印（第二十二号の十二様式）を押印し、若しくは消毒確認証紙（第二十二号の十三様式）を貼り付けてするものとする。

（消毒の基準）

第三十五条の六 法第十六条の第二項の農林水産省令で定める基準は、別表五の植物又は指定物品の欄に掲げる植物又は指定物品の種類に応じ、同表の消毒の基準の欄に掲げるとおりとする。

（移動禁止地域及び移動禁止植物等）

第三十五条の七 法第十六条の第三項の農林水産省令で定める地域内にある植物で農林水産省令で定めるものを別表六のとおり定める。

2 法第十六条の第三項の農林水産省令で定める地域内にある有害動物又は有害植物で農林水産省令で定めるものを別表七のとおり定める。

（移動禁止植物等の移動許可の申請等）

第三十五条の八 法第十六条の第三項において準用する法第七条第二項の許可の申請は、当該許可を受けようとする者の住所を管轄する植物防疫所を経由して農林水産大臣に移動禁止植物等移動許可申請書（第二十二号の十四様式）を提出して行うものとする。

2 農林水産大臣は、法第十六条の第三項ただし書の規定による許可をしたときは、当該許可を申請した者に対し、移動禁止植物等移動許可証（第二十二号の十五様式）及び移動禁止植物等移動許可指令書（第二十二号の十六様式）を交付するものとする。

3 前項の移動禁止植物等移動許可証の交付を受けた者は、これを当該許可を受けた移動禁止植物等（前条第一項に規定する植物若しくは同条第二項に規定する有害動物若しくは有害植物又はこれらの容器包装をいう。第三十五条の十第一項において同じ。）の各こん包に添付して移動しなければならない。

4 農林水産大臣は、法第十六条の第三項において読み替えて準用する法第七条第六項の規定により廃棄その他の必要な措置を命じた場合においては、移動禁止植物等廃棄等命令書（第二十二号の十七様式）を交付するものとする。

（移動禁止植物等の移動後の管理施設の基準）

第三十五条の九 法第十六条の第三項において読み替えて準用する法第七条第三項の農林水産省令で定める技術上の基準については、第七条の二の規定を準用する。

（移動禁止植物等の移動許可の条件）

第三十五条の十 法第十六条の第三項において読み替えて準用する法第七条第五項の規定に基づいて付する条件は、通常次の事項とする。

一 移動前に移動しようとする移動禁止植物等が法第十六条の第三項ただし書の許可を受けているものである旨の植物防疫官の確認を受けること。

二 移動しようとする移動禁止植物等の移動又は荷造りの方法に関すること。

三 移動後の移動禁止植物等の管理の場所及び期間その他の管理の方法に関すること。

四 移動後の移動禁止植物等の譲渡その他の処分の制限又は禁止に関すること。

五 移動後の移動禁止植物等の管理中に法第十六条の第三項ただし書の許可を受けていない別表七の有害動物又は有害植物の発生した場合における通知その他の措置の方法に関すること。

2 法第十六条の第三項ただし書の許可を受けた者については、第八条第二項の規定を準用する。

(廃棄命令書及び処分証明書)

第三十五条の十一 法第十六条の五の規定により植物防疫官が植物、指定物品、有害動物若しくは有害植物又は土及びこれらの容器包装の消毒若しくは廃棄を命じ、又は自らこれらを消毒し、若しくは廃棄した場合には、第二十一条第一項及び第二十二條の規定を準用する。

第四章の三 侵入調査

(侵入警戒有害動植物)

第三十五条の十二 法第十六条の六の農林水産大臣が指定する有害動物又は有害植物は、別表八のとおりとする。

第五章 緊急防除

(緊急防除実施基準の対象)

第三十五条の十三 法第十七条の二第一項の農林水産省令で定める有害動物又は有害植物は、別表九のとおりとする。

(緊急防除)

第三十六条 法第十八条第二項の規定による農林水産大臣の命令は、緊急措置命令書(第二十三号様式)を交付して行う。

(協力指示書の様式)

第三十七条 法第十九条第二項の協力指示書の様式は、別記第二十四号様式とする。

(協力成績の報告)

第三十八条 法第十九条第二項の規定により協力指示書の交付を受けた者は、当該協力指示書に記載された防除に関する業務の完了後一箇月以内に協力成績書(第二十五号様式)を農林水産大臣に提出しなければならない。

(費用の請求)

第三十九条 法第十九条第二項の規定により協力指示書の交付を受けた者が、同条第三項の規定による費用の弁償を受けようとするときは、当該協力指示書に記載された防除に関する業務の完了後一箇月以内に費用請求書(第二十六号様式)に費用の支出を証明する書類を添えて、これを農林水産大臣に提出しなければならない。

第六章 指定有害動植物の防除

第一節 総合防除

(指定有害動植物)

第四十条 法第二十二條第一項の農林水産大臣の指定する有害動物又は有害植物は、別表十のとおりとする。

(総合防除計画の報告)

第四十条の二 法第二十二條の三第五項の規定による報告は、同条第一項又は第四項の規定により定め、又は変更した総合防除計画に即して法第二十四條の二の規定による指導及び助言を実施する前にしなければならない。

(勧告の方法)

第四十条の三 法第二十四條の三第一項の農林水産省令で定める方法は、同項の農業者に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して行う方法とする。

- 一 法第二十四條の三第一項の規定による勧告をする旨
- 二 改善すべき事項の内容
- 三 前号の内容ごとの具体的な改善方法
- 四 改善すべき期限
- 五 その他必要と認める事項

2 前項第四号の期限は、対象とする指定有害動植物の発生の状況その他事情を勘案して都道府県知事が定めることとする。

(命令の方法)

第四十条の四 法第二十四條の三第二項の農林水産省令で定める方法は、同項の農業者に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して行う方法とする。

- 一 法第二十四條の三第二項の規定による命令をする旨
- 二 勧告に従わなかつた事実
- 三 とるべき措置の内容
- 四 措置をとるべき期限
- 五 その他必要と認める事項

2 前条第二項の規定は、前項第四号の期限について準用する。

第二節 薬剤の譲与

(譲与の相手方)

第四十一条 法第二十七條第一項の規定により農林水産大臣が防除に必要な薬剤(以下「防除用薬剤」という。)を譲与する相手方は、法第二十四條第一項の異常発生時において、自ら防除を行うことが著しく困難であると認められる者とする。

(譲与の申請)
第四十二条 防除用薬剤の譲与を受けようとする者は、譲与申請書(第二十七号様式)を農林水産大臣に提出しなければならない。

(譲与の決定等)
第四十三条 農林水産大臣は、前条の譲与申請書を受理したときは、その内容を審査して譲与するかどうかを決定し、当該申請者に対し、譲与する場合にあつては譲与すべき防除用薬剤の使用その他必要な事項を記載した譲与承認書(第二十八号様式)を交付し、譲与しない場合にあつてはその旨を通知する。

(引渡)

第四十四条 法第二十七条第一項の規定により譲与する防除用薬剤の引渡は、前条の譲与承認書に記載された期日及び場所において行うものとする。

2 前項の規定により防除用薬剤の引渡を受けた者(以下「譲受人」という。)は、当該引渡後直ちに、受領書(第二十九号様式)を農林水産大臣に提出しなければならない。

(防除用薬剤の使用等の制限)

第四十五条 譲受人は、第四十三条の譲与承認書に記載された条件に違反して当該防除用薬剤を使用し、譲与し、又は譲渡してはならない。

2 農林水産大臣は、譲受人が前項の規定に違反したときは、当該防除用薬剤の全部若しくは一部若しくはこれに相当する薬剤の返還を命じ、又はこれに相当額の対価の納入を命ずることがある。

(報告の徴取)

第四十六条 譲受人は、譲与を受けた防除用薬剤による防除を完了したときは、一箇月以内に防除実績報告書(第三十号様式)を農林水産大臣に提出しなければならない。

(申請)

第四十七条 法第二十七条第一項の規定により防除用器具を借り受けようとする者は、その者の住所を管轄する植物防疫所を経由して農林水産大臣に借受申請書(第三十一号様式)を提出しなければならない。

(貸付)

第四十八条 農林水産大臣は、前条の借受申請書を受理したときは、その内容を審査して貸付を承認するかどうかを決定し、貸し付ける場合にあつては防除用器具の使用その他必要な事項を定める。

2 植物防疫所長は、前項の決定に基づき、当該申請者に対し、貸し付ける場合にあつては貸付承認通知書(第三十二号様式)を交付し、貸し付けない場合にあつては其の旨を通知する。

(引渡)

第四十九条 防除用器具の引渡は、前条第二項の貸付承認通知書に記載された期日及び場所において行うものとする。

2 前項の規定により防除用器具の引渡を受けた者(以下「借受人」という。)は、当該引渡後直ちに、請書(第三十三号様式)を植物防疫所長に提出しなければならない。

(貸付期間の延長申請)

第五十条 借受人は、第四十八条第二項の貸付承認通知書に記載された貸付期間満了の日までに防除を完了することができないと認めるときは、農林水産大臣に対し、貸付期間の延長を申請することができる。

2 前項の申請は、貸付期間満了の日の五日前までに、その者の住所を管轄する植物防疫所を経由して農林水産大臣に貸付期間延長申請書(第三十四号様式)を提出して、しなければならない。

3 植物防疫所長は、農林水産大臣が前項の申請書を受理した場合において期間の延長を承認したときは、当該申請人に対し貸付期間延長承認通知書(第三十五号様式)を交付する。

(借受人の義務)

第五十一条 借受人は、その借り受けた防除用器具を、善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

2 借受人は、その借り受けた防除用器具を他に転貸してはならない。

第五十二条 借受人は、その借り受けた防除用器具を滅失し、又はき損したときは、遅滞なく書面をもつてその旨及び事由を詳細に植物防疫所長に報告しなければならない。この場合において、当該滅失又はき損が火災又は盗難に係るものであるときは、火災又は盗難があつた旨を証する関係官公署の発行する証明書を添えるものとする。

第五十三条 借受人は、その責に帰すべき事由によりその借り受けた防除用器具を滅失し、又はき損したときは、植物防疫所長の指示に従い、その負担においてこれを補てんし、若しくは修理し、又は国にその補償金を納入しなければならない。

2 前項の補償金は、植物防疫所の歳入徴収官の発行する納入告知書によつて納入するものとする。

(返納)

第五十四条 借受人は、その借り受けた防除用器具を第四十八条第二項の貸付承認通知書又は第五十条第三項の貸付期間延長承認通知書に記載された期日及び場所において返納するとともに返納届(第三十六号様式)を植物防疫所長に提出しなければならない。

第五十五条 農林水産大臣は、他の緊急の用途に供するため当該防除用器具を必要とする場合その他特に必要があると認める場合は、貸付期間内においても、期日及び場所を指定してその返納を命ずることができる。

(違約金の徴収)

第五十六条 借受人は、第四十八条第二項の貸付承認通知書又は第五十条第三項の貸付期間延長承認通知書に記載された返納期日(前条の場合にあつては、当該返納命令による指定期日)までにその借り受けた防除用器具を返納しないときは、その翌日から返納があつた日までの日数につき、防除用器具の種類ごとに農林水産大臣の定める額の違約金を支払わなければならない。但し、天災

地変その他農林水産大臣がやむを得ない事由があると認めたときは、この限りでない。

2 前項の違約金の納入については、第五十三条第二項の規定を準用する。

(費用の負担)

第五十七条 防除用器具の引取、管理及び返納に要する一切の費用は、借受人の負担とする。

第五十八条 削除

第七章 都道府県の防疫

(病虫害防除所)

第五十九条 法第三十二条第三項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 名称

二 位置及び管轄区域

三 管轄区域内の農作物の栽培並びに有害動物及び有害植物の発生の状況

四 施設の概要

五 職員の職種別定数

六 業務の概要

七 業務開始の予定年月日

(病虫害防除員)

第六十条 法第三十三条第二項において準用する法第三十二条第三項の農林水産省令で定める事項は、病虫害防除員の数とする。

第八章 雑則

(交付金の交付決定の基礎となる農家数等)

第六十一条 法第三十五条第二項の農家数は、直近に公表された農林業センサス規則(昭和四十四年農林省令第三十九号)第一条の調査による経営耕地面積規模別農家数中の総農家数によるものとする。

2 法第三十五条第二項の農地面積は、前項に規定する調査による経営耕地中の経営耕地総面積から畑の牧草専用地の面積を控除したものによるものとする。

(権限の委任)

第六十二条 法第三十二条第三項(法第三十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による農林水産大臣の権限は、地方農政局長に委任する。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二十六年二月二七日農林省令第七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二十七年四月一日農林省令第二〇号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。但し、第二十四条第一項第二号及び第三号を改正する規定は、昭和二十八年一月一日から施行する。

附 則 (昭和二十九年二月一六日農林省令第七三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三〇年二月一四日農林省令第五五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十一年九月一日農林省令第四五号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

3 この省令施行前に交付した植物防疫法施行規則第七条第二項の書面、同規則第十五条の文書、同規則第十六条の隔離栽培命令書、同規則第二十二条の廃棄又は消毒命令書及びこの省令施行前に押印した同規則第三十条第一項の合格証印は、この省令による改正後の同規則で定めるこれらの書類又は合格証印の様式によるものとみなす。

附 則 (昭和三十三年二月一四日農林省令第九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十七年一〇月一日農林省令第五七号)

1 この省令は、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)の施行の日(昭和三十七年十月一日)から施行する。

2 この省令による改正後の規定は、この省令の施行前にされた行政庁の処分その他この省令の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この省令による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

附 則 (昭和三十八年六月二六日農林省令第四二号)

この省令は、昭和三十八年七月一日から施行する。

附 則 (昭和四〇年五月一〇日農林省令第二三号)

この省令は、昭和四十年六月一日から施行する。

2 1 附 則（昭和四二年三月一日農林省令第四号）
この省令は、公布の日から施行する。
この省令の施行前に交付した植物防疫法施行規則第七条第二項の書面は、この省令による改正後の同項で定める書面の様式によるものとみなす。

附 則（昭和四三年六月二六日農林省令第四五号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四三年一〇月九日農林省令第六一号）
この省令は、昭和四十四年一月一日から施行する。ただし、第六条の改正規定は、昭和四十三年十月十六日から施行する。

附 則（昭和四四年三月一九日農林省令第九号）
この省令は、昭和四十四年四月一日から施行する。

附 則（昭和四四年一二月二〇日農林省令第五一号）
この省令は、昭和四十四年十一月二十五日から施行する。

附 則（昭和四五年三月三一〇日農林省令第二二号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

1 附 則（昭和四五年六月二日農林省令第三一号）
この省令は、昭和四十五年六月十五日から施行する。

附 則（昭和四六年四月一〇日農林省令第二五号）
この省令は、昭和四十六年四月二十日から施行する。

附 則（昭和四七年三月二七日農林省令第一一号）
この省令は、昭和四十七年四月一日から施行する。

附 則（昭和四七年五月一三日農林省令第二九号）抄
この省令は、沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律の施行の日（昭和四十七年五月十五日）から施行する。

附 則（昭和四七年六月九日農林省令第三八号）
この省令は、昭和四十七年六月十五日から施行する。

附 則（昭和四七年一二月二三日農林省令第六九号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四八年三月七日農林省令第一二二号）
この省令は、昭和四十八年三月十二日から施行する。

附 則（昭和四八年五月二四日農林省令第三七号）
この省令は、昭和四十八年六月四日から施行する。

附 則（昭和四八年一二月一九日農林省令第七九号）
この省令は、昭和四十九年一月一日から施行する。

附 則（昭和四九年七月二四日農林省令第三一〇号）
この省令は、昭和四十九年八月一日から施行する。ただし、第三十二条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 1 改正後の植物防疫法施行規則第三十二条第一項の規定は、昭和五十年産の指定種苗の検査から適用し、昭和四十九年以前の年産の指定種苗の検査については、なお従前の例による。

附 則（昭和四九年一〇月二二日農林省令第四六号）
この省令は、昭和四十九年十一月一日から施行する。

附 則（昭和五〇年三月二五日農林省令第九号）
この省令は、昭和五十年四月一日から施行する。

附 則（昭和五〇年七月五日農林省令第三八号）
この省令は、昭和五十年七月十日から施行する。

附 則（昭和五〇年一二月二九日農林省令第五三三号）
この省令は、昭和五十年十二月五日から施行する。

附 則（昭和五一年六月二二日農林省令第二七号）
この省令は、昭和五十一年六月十六日から施行する。

附 則（昭和五三年一月一〇日農林省令第一号）
この省令は、昭和五十三年一月十三日から施行する。

附 則（昭和五三年三月二七日農林省令第一七号）

この省令は、昭和五十三年三月三十日から施行する。ただし、第六条第一項の改正規定中新東京国際空港に係る部分は、新東京国際空港の供用開始の日から施行する。

附 則 (昭和五十三年三月二十九日農林省令第二〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十三年四月一〇日農林省令第二八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十三年七月五日農林省令第四九号) 抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十三年八月二十八日農林水産省令第五号)

この省令は、昭和五十三年九月一日から施行する。

附 則 (昭和五十四年四月四日農林水産省令第一五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十四年五月二十五日農林水産省令第二五号)

この省令は、昭和五十四年五月十五日から施行する。

附 則 (昭和五十四年六月三〇日農林水産省令第三六号)

この省令は、昭和五十四年七月三日から施行する。

附 則 (昭和五十四年九月七日農林水産省令第三九号)

この省令は、昭和五十四年九月十一日から施行する。ただし、熊本空港に係る部分は、昭和五十四年九月二十六日から施行する。

附 則 (昭和五十四年一〇月一五日農林水産省令第四三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十四年十二月一〇日農林水産省令第五三号)

この省令は、昭和五十四年十二月十二日から施行する。

附 則 (昭和五十五年四月三日農林水産省令第一二号)

この省令は、昭和五十五年四月十五日から施行する。

附 則 (昭和五十五年四月一一日農林水産省令第一七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十五年五月二〇日農林水産省令第二二号)

この省令は、昭和五十五年五月二十二日から施行する。

附 則 (昭和五十六年三月一六日農林水産省令第六号)

この省令は、昭和五十六年三月二十三日から施行する。

附 則 (昭和五十七年五月二〇日農林水産省令第一九号)

この省令は、昭和五十七年六月一日から施行する。

附 則 (昭和五十七年七月一五日農林水産省令第二四号)

この省令は、昭和五十七年八月一日から施行する。

附 則 (昭和五十七年八月二四日農林水産省令第三一号)

この省令は、昭和五十七年八月二十六日から施行する。

附 則 (昭和五十七年十二月六日農林水産省令第五二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十九年一〇月二九日農林水産省令第四二号)

この省令は、昭和五十九年十一月一日から施行する。

附 則 (昭和六〇年三月一日農林水産省令第三号)

この省令は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六〇年七月二二日農林水産省令第三一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六〇年七月二五日農林水産省令第三三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六〇年八月二二日農林水産省令第四一号)

この省令は、昭和六十年九月一日から施行する。

- 附 則（昭和六〇年一〇月二二日農林水産省令第四八号）
この省令は、昭和六十年十月二十四日から施行する。
- 附 則（昭和六〇年一一月一日農林水産省令第五〇号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（昭和六一年二月四日農林水産省令第一号）
この省令は、昭和六十一年二月六日から施行する。
- 附 則（昭和六一年三月二五日農林水産省令第九号）
この省令中別表一の四の項の改正規定は昭和六十一年四月一日から、同表の十二の項の改正規定は昭和六十一年五月一日から施行する。
- 附 則（昭和六一年八月二二日農林水産省令第三七号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（昭和六二年二月二〇日農林水産省令第一号）
この省令は、昭和六十二年三月一日から施行する。
- 附 則（昭和六二年四月一五日農林水産省令第八号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（昭和六二年九月二八日農林水産省令第三三三号）
この省令は、昭和六十二年十月一日から施行する。
- 附 則（昭和六二年一一月二七日農林水産省令第四一〇号）
この省令は、昭和六十二年十一月三十日から施行する。
- 附 則（昭和六三年二月六日農林水産省令第二号）
この省令は、昭和六三年二月八日から施行する。
- 附 則（昭和六三年二月二七日農林水産省令第六号）
この省令は、昭和六三年三月一日から施行する。
- 附 則（昭和六三年六月一七日農林水産省令第三二二号）
この省令は、昭和六三年六月二十日から施行する。
- 附 則（昭和六三年七月一五日農林水産省令第三七号）
この省令は、昭和六三年七月二十日から施行する。
- 附 則（昭和六三年一一月二九日農林水産省令第五七号）
この省令は、昭和六三年十二月五日から施行する。
- 附 則（昭和六三年一一月二八日農林水産省令第六四号）
この省令は、昭和六十四年一月一日から施行する。
- 附 則（平成元年三月一日農林水産省令第六号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成元年六月六日農林水産省令第二七号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成元年一〇月三〇日農林水産省令第四三三号）
この省令は、平成元年十一月一日から施行する。
- 附 則（平成元年一二月二〇日農林水産省令第四七号）
この省令は、平成元年十二月二十二日から施行する。ただし、別表一の一の項地域の欄の改正規定中「マ、コロンビア、エクアドル」を加える部分は、平成二年一月十六日から施行する。
- 附 則（平成二年三月二〇日農林水産省令第六号）
この省令は、平成二年三月二十三日から施行する。
- 附 則（平成二年三月三〇日農林水産省令第八号）
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六条第一項第二号の改正規定は、平成二年四月六日から施行する。
- 附 則（平成二年六月一一日農林水産省令第二四号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成二年一〇月三〇日農林水産省令第四二二号）
この省令は、平成二年十一月一日から施行する。
- 附 則（平成三年六月三日農林水産省令第二八号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六条第一項第二号の改正規定中「、広島空港」を加える部分は、平成三年六月二十一日から施行する。

附 則（平成三年七月一七日農林水産省令第三号）

この省令は、平成三年七月二十日から施行する。

附 則（平成四年四月六日農林水産省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六条第一項第二号の改正規定中「、高松空港」を加える部分は、平成四年四月二十日から施行する。

附 則（平成四年五月六日農林水産省令第四号）

この省令は、平成四年五月十二日から施行する。

附 則（平成五年一月二七日農林水産省令第二号）

この省令は、平成五年二月一日から施行する。

附 則（平成五年四月一日農林水産省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成五年四月二十六日から施行する。

附 則（平成五年四月一日農林水産省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

2 1
この省令による改正前の肥料取締法施行規則、植物防疫法施行規則、農業取締法施行規則、繭糸価格安定法施行規則、繭糸価格安定法施行規則、農業機械化促進法施行規則、大豆なたね交付金暫定措置法施行規則、生糸検査規則、家畜改良増殖法施行規則、犬の輸出入検査規則、家畜伝染病予防法施行規則、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行規則、家畜取引法施行規則、動物用医薬品等取締規則、家畜商法施行規則、牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のもの並びに暫定税率を適用しない馬の証明書の発給に関する省令、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則、卸売市場法施行規則、農林水産省関係研究交流促進法施行規則、食糧管理法施行規則、林業種苗法施行規則、漁船法施行規則、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定第二条の共同規制水域等におけるさばつり漁業及び沿岸漁業等の取締りに関する省令、北太平洋の海域におけるすわいがに等漁業の取締りに関する省令、いかつり漁業の取締りに関する省令、すわいがに漁業等の取締りに関する省令、北太平洋の海域におけるつづぶ漁業の取締りに関する省令、大西洋の海域におけるはえなわ等漁業の取締りに関する省令、かじき等流し網漁業の取締りに関する省令、いか流し網漁業の取締りに関する省令、黄海及び東支那海の海域におけるふぐはえなわ漁業の取締りに関する省令、べにすわいがに漁業の取締りに関する省令及び小型まぐろはえ縄漁業の取締りに関する省令（以下「関係省令」という。）に規定する様式による書面は、平成六年三月三十一日までの間は、これを使用することができる。

3
平成六年三月三十一日以前に使用されたこの省令による改正前の関係省令に規定する様式による書面は、この省令による改正後の関係省令に規定する様式による書面とみなす。

附 則（平成五年五月二八日農林水産省令第四号）

この省令は、平成五年六月一日から施行する。

附 則（平成五年一〇月二五日農林水産省令第五九号）

この省令は、平成五年十月二十九日から施行する。

附 則（平成五年一〇月二九日農林水産省令第六一号）

この省令は、平成五年十月三十日から施行する。

附 則（平成六年一月一四日農林水産省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年四月一日農林水産省令第二三三号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六条第一項第二号の改正規定は、平成六年四月四日から施行する。

附 則（平成六年四月二二日農林水産省令第三一号）

この省令は、平成六年四月二十五日から施行する。

附 則（平成六年八月二二日農林水産省令第五三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年九月二日農林水産省令第五五号）

この省令は、平成六年九月四日から施行する。

附 則（平成六年一〇月二五日農林水産省令第七三三号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表一の二の項及び別表四の一の項の改正規定は、平成六年十一月十日から施行する。

附 則（平成七年一月一八日農林水産省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年三月三一日農林水産省令第二五号）

この省令は、平成七年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成七年四月二日から施行し、第三条の規定は、平成七年四月四日から施行する。

附 則（平成七年四月二四日農林水産省令第二八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年五月一日農林水産省令第二九号）

- この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成八年二月五日農林水産省令第一号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成八年四月一日農林水産省令第一三号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成八年九月九日農林水産省令第四六号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成八年九月一七日農林水産省令第四七号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成八年一〇月二五日農林水産省令第五九号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成九年二月三日農林水産省令第五号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成九年三月一〇日農林水産省令第九号）
この省令は、植物防疫法の一部を改正する法律（平成八年法律第六十七号）の施行の日（平成九年四月一日）から施行する。
- 附 則（平成九年四月一日農林水産省令第二四号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成九年四月二四日農林水産省令第三二号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成九年七月一日農林水産省令第四五号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成九年七月二二日農林水産省令第五三号）
この省令は、平成九年八月一日から施行する。
- 附 則（平成九年八月四日農林水産省令第五七号）
この省令は、平成十年四月一日から施行する。
- 附 則（平成九年九月一〇日農林水産省令第六〇号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成九年九月二六日農林水産省令第六七号）
この省令は、平成九年十月一日から施行する。
- 附 則（平成九年一〇月一七日農林水産省令第七二号）
この省令は、平成九年十月二十四日から施行する。
- 附 則（平成九年十二月一九日農林水産省令第八三号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成一〇年二月五日農林水産省令第三号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成一〇年三月二七日農林水産省令第一六号）
この省令は、平成十年四月一日から施行する。
- 附 則（平成一〇年四月九日農林水産省令第二八号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成一〇年十一月一六日農林水産省令第七七号）
この省令は、平成十年十二月一日から施行する。
- 附 則（平成一〇年十二月一〇日農林水産省令第八五号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成一〇年十二月二五日農林水産省令第八八号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成一一年一月一日農林水産省令第一号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 抄

2 この省令による改正前の土地改良法施行規則、獣医師法施行規則、家畜等の無償貸付及び譲与等に関する省令、肥料取締法施行規則、病害害虫防除用機具貸付規則、植物防疫法施行規則、家畜改良増殖法施行規則、犬の輸出入検疫規則、農薬取締法施行規則、農産物検査法施行規則、家畜伝染病予防法施行規則、専門技術員資格試験等に関する省令、農業機械化促進法施行規則、養鶏振興法施行規則、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定第二条の共同規制水域等におけるさばり漁業及び沿岸漁業等の取締りに関する省令、林業種苗法施行規則、卸売市場法施行規則、漁業操業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定第一条1の日本国沿岸の地先沖合の公海水域における漁業の操業の調整に関する省令、分収林特別措置法施行規則、農林水産省関係研究交流促進法施行規則、アリモドキゾウムシの緊急防除に関する省令、牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のもの並びに無税を適用する馬の証明書の発給に関する省令、野菜栽培用の豆の証明書の発給に関する省令、ナシ枝枯細菌病菌の緊急防除を行うために必要な措置に関する省令及びイモゾウムシの緊急防除に関する省令（以下「関係省令」という。）に規定する様式による書面は、平成十一年三月三十一日までの間は、これを使用することができる。

4 平成十一年三月三十一日以前に使用されたこの省令による改正前の関係省令に規定する様式による書面は、この省令による改正後の関係省令に規定する様式による書面とみなす。

附 則（平成十一年三月二十九日農林水産省令第二二号）

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年四月二十五日農林水産省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成十一年五月二十四日農林水産省令第三三三号）

この省令は、平成十一年六月一日から施行する。ただし、福島空港に係る部分は、平成十一年六月十七日から施行する。

附 則（平成十一年七月三〇日農林水産省令第五二七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成十一年九月六日農林水産省令第五六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成十一年十二月十七日農林水産省令第八四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成十二年二月三日農林水産省令第九号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年三月二二日農林水産省令第二二三号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年三月三一日農林水産省令第四八号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年五月十七日農林水産省令第六〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成十二年九月一日農林水産省令第八二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成十三年三月二七日農林水産省令第六八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成十三年五月三一日農林水産省令第一〇四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成十三年九月三日農林水産省令第一一九号）

この省令は、平成十三年九月十日から施行する。

附 則（平成十三年一〇月三十一日農林水産省令第一三六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成十四年三月二十九日農林水産省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成十五年三月五日農林水産省令第二二号）

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年三月二十八日農林水産省令第二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成十五年四月二十五日農林水産省令第四三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

- 附 則（平成一五年八月二九日農林水産省令第八七号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成一五年一〇月二〇日農林水産省令第一一六号）
この省令は、平成十五年十一月一日から施行する。
- 附 則（平成一五年一一月一八日農林水産省令第一二三号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成一五年一二月二四日農林水産省令第一三二号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成一六年一月三〇日農林水産省令第八号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成一六年三月一九日農林水産省令第二〇号）
この省令は、平成十六年四月一日から施行する。
- 附 則（平成一六年九月七日農林水産省令第六七号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成一六年九月二九日農林水産省令第七一号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成一六年一〇月二〇日農林水産省令第八一号）
この省令は、平成十六年十一月一日から施行する。
- 附 則（平成一六年一二月一日農林水産省令第八九号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成一七年一月一四日農林水産省令第三号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成一七年二月一〇日農林水産省令第八号）
この省令は、平成十七年二月十七日から施行する。
- 附 則（平成一七年三月一〇日農林水産省令第二一号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成一七年四月一日農林水産省令第五九号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成一七年四月一日農林水産省令第六〇号）
この省令は、平成十七年四月十四日から施行する。ただし、別表一の改正規定は、平成十八年四月十四日から施行する。
- 附 則（平成一七年八月二五日農林水産省令第九五号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成一七年二月一日農林水産省令第一一八号）
この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表一の改正規定は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。
- 附 則（平成一七年一二月一六日農林水産省令第一二〇号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成一七年一二月二七日農林水産省令第一二三号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成一八年二月一日農林水産省令第一号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成一八年三月九日農林水産省令第八号）
この省令は、平成十八年三月十六日から施行する。
- 附 則（平成一八年四月二二日農林水産省令第三四号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成一八年六月一日農林水産省令第五五号）
この省令は、平成十八年六月八日から施行する。
- 附 則（平成一八年六月二三日農林水産省令第五八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年七月五日農林水産省令第六三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年七月二八日農林水産省令第六八号）

この省令は、平成一八年八月十日から施行する。ただし、別表一の改正規定（同表一の項及び二の項に係る部分を除く。）は、平成十九年八月十日から施行する。

附 則（平成一八年一〇月二日農林水産省令第八二号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行前に交付したこの省令による改正前の植物防疫法施行規則第十九号様式、第十九号の二様式及び第十九号の三様式による合格証明書は、この省令による改正後の植物防疫法施行規則第十九号様式によるものとみなす。

2 この省令による改正前の植物防疫法施行規則第十二号様式、第十二号の二様式及び第十二号の三様式による検査申請書は、この省令による改正後の植物防疫法施行規則第十二号様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、なおこれを使用することができる。

附 則（平成一八年一二月二八日農林水産省令第八七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年二月七日農林水産省令第四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年三月三〇日農林水産省令第二二号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十九年四月十二日から施行する。ただし、第二十四条第一項第二号の改正規定及び別記第一号様式の改正規定は公布の日から、別表一の改正規定（同表八の項地域の欄の改正規定中「ブラジル」を削る部分を除く。）は平成二十年四月十二日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の植物防疫法施行規則別記第一号様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の植物防疫法施行規則別記第一号様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成一九年六月七日農林水産省令第五九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年七月二三日農林水産省令第六二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年一二月二〇日農林水産省令第八六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年一二月三〇日農林水産省令第八九号）

この省令は、平成十九年十二月一日から施行する。

附 則（平成二〇年五月八日農林水産省令第三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年五月一四日農林水産省令第三六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年六月一八日農林水産省令第四一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年七月一日農林水産省令第四六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年七月一六日農林水産省令第四七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年九月四日農林水産省令第五七号）

この省令は、平成二十年九月十一日から施行する。ただし、別表一の改正規定は平成二十一年九月十一日から施行する。

附 則（平成二〇年一〇月一〇日農林水産省令第六六号）

この省令は、平成二十年十月十二日から施行する。

附 則（平成二〇年一月一日農林水産省令第七一号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年三月一八日農林水産省令第九号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、統計法の施行の日（平成二十一年四月一日）から施行する。

附 則（平成二二年六月三日農林水産省令第三八号）

この省令は、平成二十一年六月四日から施行する。

附 則（平成二二年一〇月二〇日農林水産省令第六〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年一月二九日農林水産省令第六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年三月一〇日農林水産省令第一六号）

この省令は、平成二十二年三月十一日から施行する。

附 則（平成二二年四月一六日農林水産省令第三五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年七月三〇日農林水産省令第四六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年八月一八日農林水産省令第四七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年一月三一日農林水産省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年三月七日農林水産省令第八号）

この省令は、平成二十三年九月七日から施行する。ただし、別表一の改正規定（同表を別表一の二とする部分を除く。）は、平成二十四年三月七日から施行する。

附 則（平成二三年七月八日農林水産省令第四四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年二月一〇日農林水産省令第七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年四月二〇日農林水産省令第三一号）

この省令は、平成二十四年四月二十三日から施行する。

附 則（平成二四年七月二五日農林水産省令第四一号）

この省令は、平成二十五年一月二十五日から施行する。ただし、別表一の二の改正規定は、平成二十五年七月二十五日から施行する。

附 則（平成二五年三月一日農林水産省令第八号）

この省令は、平成二十五年三月七日から施行する。

附 則（平成二五年四月二二日農林水産省令第三一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年二月七日農林水産省令第八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年二月二四日農林水産省令第二二号）

この省令は、平成二十六年八月二十四日から施行する。ただし、別表一の二の改正規定は、平成二十七年二月二十四日から施行する。

附 則（平成二七年六月一五日農林水産省令第六〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年九月一七日農林水産省令第七一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年一〇月一九日農林水産省令第七八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年二月二四日農林水産省令第九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年四月一日農林水産省令第三一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年五月二四日農林水産省令第四〇号）

この省令は、平成二八年十一月二十四日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表一の改正規定（「Trips minutissimus」、「Narcissus degeneration virus」及び「Narcissus late season yellow virus」を削る部分に限る。）、別表一の二の改正規定（「、オーストラリア」を削る部分に限る。）及び別表二の改正規定（「、英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。以下この表において同じ。）」及び「、うり科植物（付表第三及び第四十二に掲げるものを除く。）」を削る部分、「きばなきようちくとう」の下に「、ククミス・ディプサケウス、コッキニア・ミクロフィラ、コロカルプス・エリプチクス」を加える部分並びに「なんようざくら」の下に「、にがうり」を加える部分に限る。）、公布の日
- 二 別表一の二の改正規定（十の項及び十六の項から二十三の項までを削る部分を除く。）、平成二九年五月二十四日

附 則（平成二八年六月一日農林水産省令第四二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年九月八日農林水産省令第五五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年十一月二二日農林水産省令第八〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年一月一六日農林水産省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年七月三一日農林水産省令第四八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年一月二六日農林水産省令第五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年四月一三日農林水産省令第二六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年七月三一日農林水産省令第五一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年九月一日農林水産省令第六〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年九月二六日農林水産省令第六三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三一年三月二九日農林水産省令第二六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年五月七日農林水産省令第一号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和元年六月二七日農林水産省令第一〇号）

（施行期日）

第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和元年七月二九日農林水産省令第二号）

この省令は、令和二年一月二十九日から施行する。ただし、別表二の改正規定中「及びギリシヤ」を「、ギリシヤ及びラトビア」に改める部分及び「、エストニア」を削る部分並びに別表二の改正規定中「、トルコ」、「、チリ」及び「、フィンランド」を削る部分は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年七月三一日農林水産省令第二三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年一〇月二四日農林水産省令第四〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年二月一三日農林水産省令第四六号)

この省令は、令和元年十二月十五日から施行する。

附 則 (令和元年二月二六日農林水産省令第四七号)

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年十二月十六日)から施行する。

附 則 (令和二年五月二一日農林水産省令第三五号)

この省令は、令和二年十一月十一日から施行する。ただし、別表一の改正規定中「*Haplorthrips nigricornis*」、「*Haplorthrips robustus*」、「*Phenacoccus solenopsis*」、「*Helix aspersa*」及び「*Grapevine vein necrosis*」を削る部分、別表一の二の改正規定中「*エスワティニ*」、「*北マケドニア共和国*」及び「*カーボベルデ*」を加える部分並びに「*スワジランド*」、「*マケドニア旧ユーゴスラビア共和国*」及び「*カーボヴェルデ*」を削る部分、別表二の改正規定中「*北マケドニア共和国*」及び「*エスワティニ*」を加える部分並びに「*マケドニア旧ユーゴスラビア共和国*」及び「*スワジランド*」を削る部分並びに別表二の二の改正規定中「*北マケドニア共和国*」を加える部分及び「*マケドニア旧ユーゴスラビア共和国*」を削る部分は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年八月五日農林水産省令第五五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年九月一六日農林水産省令第六〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年一〇月八日農林水産省令第七〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年一一月二日農林水産省令第七五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年一二月二日農林水産省令第八三号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和三年四月二七日農林水産省令第三三号)

この省令は、公布の日の翌日から施行する。

附 則 (令和三年五月一〇日農林水産省令第三四号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和三年八月一九日農林水産省令第四九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年八月三一日農林水産省令第五〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年三月二二日農林水産省令第一八号)

この省令は、公布の日の翌日から施行する。

附 則 (令和四年八月八日農林水産省令第四七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年九月三〇日農林水産省令第五五号)

(施行期日)

第一条 この省令は、植物防疫法の一部を改正する法律の施行の日(令和五年四月一日)から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （令和四年十一月八日農林水産省令第六四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （令和五年二月一日農林水産省令第五号）

（施行期日）

第一条 この省令は、植物防疫法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定 公布の日

二 第一条中植物防疫法施行規則別表一の二の改正規定、同令別表二の付表の改正規定及び同令別表二の二の改正規定 令和五年八月一日

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の植物防疫法施行規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類等は、同条の規定による改正後の植物防疫法施行規則の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （令和五年二月二四日農林水産省令第一〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （令和五年三月二二日農林水産省令第一五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （令和五年九月五日農林水産省令第四四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （令和五年十一月三〇日農林水産省令第五六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （令和六年四月二二日農林水産省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （令和六年六月五日農林水産省令第三二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （令和六年六月一七日農林水産省令第三六号）

この省令は、公布の日の翌日から施行する。

附 則 （令和六年七月四日農林水産省令第四一号）

この省令は、公布の日から施行する。

別表一（第三条関係）

第一 有害動物

一 まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがあることが明らかである有害動物

（二） 節足動物

Abgrallaspis	aguacatae
Abgrallaspis	persaeae
Acalleptavita	australis
Acallymavita	atum
Acanthocinus	aedilis
Acanthocoriscab	rator
Acerratagallia	californica
Acerratagallia	longula
Acerria	guerreronis
Acerria	tosicheila
Acizzia	acaciae
Acizzia	baileyanae
Acizzia	uncatoides
Accleris	gloverana

S i n n o x y l o n a n a l e	S e m a n n o t u s l i g n e u s	S e m a n n o t u s l i g n e u s	S e l e n n a s p h a l u s a r t i c u l a t u s	S c y p h o n o p h a r a c o a l p r c t a t a	S c o l y t u s v e n t r a l i s	S c o l y t u s r u g u l o s u s (リンゴカワノキクイムシ)	S c o l y t u s m u l t i s t r i a t u s (セスジキクイムシ)	S c i r t o t h r i p p s i n e r m i s	S c i r t o t h r i p p s a u r a n t i i	S c i r t o t h r i p p s o b s c u r u s m a l a y a n u s	S c h i z o t e r r a n y c h u s	S c a p a n n e s a u s t r a l i s [SYN・Oryctes australis] (パプアミツノカブト)	S a t u r n i a p a v o n i a	S a p e r n d a c a n d i d a (リングシロスジカミキリ)	S a i s s e t i a v i v i p a r a	R i p t o r t u s d e n t i p e s	R h o p a l l o s i p h o n i n u s s t a p h y l e a e	R h i p p i p h o r o t h r i p s c r u e n t a t u s	R h a g o l l e t i s f a u s t a (クロオウトウミバエ)	R h a g o l l e t i s i n d i f f e r e n s (セイブオウトウミバエ)	R h a g o l l e t i s c o m p l e t a (クルミミバエ)	R h a g o l l e t i s c e r a s i (ヨーロッパオウトウミバエ)	R h a c h i s p h o r a a l i s h a n e n s i s	R e t i t h r i p s s y r i a c u s	R a s t r o c o c c u s i n v a d e n s	R a s t r o c o c c u s i c e r y o i d e s	P y r r h a r c t i a i s a b e l l a	P t e r o c h l o r o i d e s p e r s i c a e	P s i l a r o s a e (ニンジンサビバエ)	P s e u d o t h e r a p t u s w a y i	P s e u d o h y l e s i n u s g r a n u l a t u s	P s e u d o h y l e s i n u s n e b u l o s u s
-------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------	---	---	-----------------------------------	---	--	---	---	---	-----------------------------------	---	-------------------------------	---	-----------------------------------	-----------------------------------	---	---	---	--	--	--	---	-------------------------------------	---	---	---------------------------------------	---	--------------------------------	---------------------------------------	---	---

	(二) 線虫 Xyleborus monographus Xyleborus pseudophilifer Xyleborus pumilus Xylechinus montanus Xylocoris tiliaricornis Xyloperthella crinitarsis Xyloperthella picea Xylosandrus morigerus Xyloperthinus politus Xyloperthinus religiosus Xyloperthinus guideon (ヒメカブト) Xyloperthinus pubescens (ケブカヒメカブト) Zabrotes subfasciatus (ブラジルマメゾウムシ) Zabrotes nebrivoides Zonoceerus elegans Zonoceerus variegatus Zonoceerema electa (トウガラシミバエ)
	(二) 線虫 Anguina funesta Apheleia chonides arachidis Ditylenchus africanus Ditylenchus angustus (イネクキセンチュウ) Globoderia pallida (ジャガイモシロシストセンチュウ) Globoderia rostochiensis (ジャガイモシストセンチュウ) Heterodera carotae Heterodera goettingiana (エンドウシストセンチュウ) Heterodera schachtii (テンサイシストセンチュウ) Heterodera zeae (トウモロコシシストセンチュウ) Heterodera chitwoodi (コロンビアネコブセンチュウ) Meloidogyne chitwoodi (コロンビアネコブセンチュウ) Meloidogyne entereolobii Meloidogyne fallax (ニセコロンビアネコブセンチュウ) Nacobbus aberrans (ニセネコブセンチュウ) Radopholus citrophilus (カンキツネコブセンチュウ) Radopholus similis (バナナネコブセンチュウ) Xiphinema index (ブドウオオハリセンチュウ)
	(三) その他無脊椎動物 Achatina fulica (アフリカマイマイ) Acustara vidua Ariohater Ariohortensis Candidulamintersecta Cepaeenemorialis Cernuellea virgata Cochlicella acutata Cochlicella baarbata Deroceras reticulatum Helix aspersa Marisa elladussumieri

[illegible]

(四) その他植物病の病原体

次の植物病の病原体

Pea	ch	seedling	chlorosis	Kri	kon	stem	ne	cro	sis	mosaic	Elm	zon	ate	can	ker	Cit	rus	im	pie	tra	tura	Cit	rus	gum	my	bac	ket	Cit	rus	ch	loro	tic	d	warf	Cit	rus	bud	union	crease	Cher	ry	rough	fruit	Cher	ry	black	can	ker	Black	berry	Calic	o	Aus	tr	ali	an	cit	rus	d	ie	back	App	ric	ot	ston	e	pit	ting	App	ric	ot	pu	ck	er	leaf	mott	le	App	le	ring	spot	App	le	New	town	wrink	le	App	le	Mc	Int	osh	de	pres	sion	App	le	leaf	puck	er	App	le	jun	ct	ion	ne	cro	tic	pit	ting	App	le	hor	sen	hoe	wound	App	le	gre	en	mott	le	App	le	dead	spur	Ben	D	avis	App	le	brown	ring	spot	App	le	(Vir	gin	ia	Crab)	de	cline	App	le	(Stay	man)	blot	ch	Ama	ssa	cher	ry	disease																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
Zuc	chini	green	mott	le	mosaic	virus																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		

P e a c h s t u b b y t w i g
P e a c h w a r t
P r u n e d i a m o n d c a n k e r

二 まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがないことが確認されていないものとして農林水産大臣が指定する有害植物

別表一の二(第五条の二関係)

地域

一 イスラエル、イラン、トルコ、イタリア、キプロス、ギリシャ、イス、スペイン、スロバキア、セルビア、チェコ、ハンガリー、フランス、ポルトガル、マルタ、アルジェリア、エジプト、カナリア諸島、チュニジア、モロッコ

植物又は指定物品

セロリー、ぶたくさ及びにんじん属植物の生茎葉

基準

輸出国の政府機関により行われた *Bactericera trigonica* を発見するために適切と認められる方法による検査の結果 *Bactericera trigonica* に侵されていないこと
(*Bactericera trigonica* について消毒を行った場合を含む。)

二 インド、イスラエル、イラン、サウジアラビア、トルコ、イタリア、ウズベキスタン、ギリシャ、キルギス、スペイン、タジキスタン、トルクメニスタン、フランス、アルジェリア、エジプト、カナリア諸島、スーダン、チュニジア、ナミビア、南アフリカ共和国、モロッコ、リビア、アメリカ合衆国(ハワイ諸島を除く。以下この表において同じ。)、カナダ、ジャマイカ、プエルトリコ、メキシコ、ハワイ諸島

アトリプレックス・ロセア、アルファルファ、えぞすずしろもどき、エルカ・ウエシカリア、おらんだふうろ、からたち、ギリア・ミヌティフロラ、クリサンテムム・マクシムム、こしながわはぎ、サルソラ・ペステイフェル、シシンブリウム・イリオ、シトロフォオーチュネラ・ミクロカルパ、すべりひゅもどき、せいようわさび、だいこん、だいこんもどき、たまねぎ、ティデストロミア・ラヌギノサ、とうがらし、トマト、にせからくさけまん、にんじん、のはらがらし、はたざおがらし、フナストルム・ヒルテルム、ペクティス・パポツサ、ほうれんそう、やりのほあかざ、レピディウム・ラシオカルプム、あかぎ属植物、あぶらな属植物、あま属植物、アリツスム属植物、キスツス属植物、ぎよりゆう属植物、きんかん属植物、くこ属植物、ジゴフィルム属植物、シトロンシラス属植物、せいようふうちようそう属植物、のうぜんはれん属植物、ばら属植物、ひやくにちそう属植物、ひゅ属植物、ふうろそう属植物、ふだんそう属植物、ペチュニア属植物、マツティオラ属植物及びみかん属植物の生茎葉

にれ属植物の木材

輸出国の政府機関により行われた *Scolytus multistriatus* (セスジキイムシ) を発見するために適切と認められる方法による検査の結果 *Scolytus multistriatus* (セスジキイムシ) に侵されていないこと (*Scolytus multistriatus* (セスジキイムシ) について消毒を行った場合を含む。)

三 イラン、トルコ、アイルランド、アルバニア、アンドラ、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国 (グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。以下この表において同じ。)、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、北マケドニア共和国、ギリシャ、クロアチア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、モルドバ、ルクセンブルク、ルーマニア、ロシア、アルジェリア、エジプト、アメリカ合衆国、カナダ、チリ、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド

にれ属植物の木材

四 インド、イラン、トルコ、アイルランド、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、アンドラ、イタリア、ウクライナ、英国、オーストリア、オランダ、ギリシャ、クロアチア、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタ

輸出国の政府機関により行われた *Scolytus scolytus* (ヨーロッパニレノキイムシ) を発見するために適切と認められる方法による検査の結果 *Scolytus scolytus* (ヨーロッパニレノキイムシ) に侵されていないこと (*Scolytus*

ン、チェコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、モナコ、モルドバ、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、ルーマニア、ロシア	イノンド、おらんだざり、クミン、コエンドロ、セロリー、にんじん、ひめういきよう及びヘラクレウム・スフォンディリウムの生茎葉	輸出国の政府機関により行われた <i>Triozza apicalis</i> を発見するために適切と認められる方法による検査の結果 <i>Triozza apicalis</i> に侵されていないこと (<i>Triozza apicalis</i> について消毒を行った場合を含む。)
五 モンゴル、イタリア、ウクライナ、英国、エストニア、オーストリア、スイス、スウェーデン、スペイン、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、フランス、ベラルーシ、ポーランド、ラトビア、ロシア	すいか及びペポカぼちやの種子であつて栽培の用に供するもの並びにすいか、ペポカぼちや及びゆうがおの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの	輸出国の政府機関により行われた適切な血清学的診断法又は核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査の結果 <i>Zucchini green mottle mosaic virus</i> に侵されていないこと。
六 大韓民国、中華人民共和国（香港を除く。以下この表において同じ。）	えんどう、そらめめ及びひらまめの種子であつて栽培の用に供するもの	輸出国の政府機関により行われた次のいずれかの検査の結果 <i>Broad bean stain virus</i> (ソラメステインウイルス) に侵されていないこと。 一 栽培地において <i>Broad bean stain virus</i> (ソラメステインウイルス) を発見するために適切と認められる方法による検査 二 適切な血清学的診断法による検査
七 中華人民共和国、イラン、シリア、トルコ、ヨルダン、レバノン、イタリア、英国、オーストリア、スロバキア、ドイツ、ハンガリー、ポーランド、エジプト、エチオピア、スーダン、チュニジア、南スーダン、モロッコ、リビア	そらめめの種子であつて栽培の用に供するもの並びにえんどう及びそらめめの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの	輸出国の政府機関により行われた次のいずれかの検査の結果 <i>Broad bean true mosaic virus</i> (ソラメトウルモザイクウイルス) に侵されていないこと。 一 栽培地において <i>Broad bean true mosaic virus</i> (ソラメトウルモザイクウイルス) を発見するために適切と認められる方法による検査 二 適切な血清学的診断法による検査
八 中華人民共和国、シリア、レバノン、イタリア、英国、オーストリア、ドイツ、ハンガリー、ポーランド、エジプト、エチオピア、スーダン、チュニジア、南スーダン、モロッコ	おふくかずら、おらんだいちご、オリーブ、せいよういとすぎ、せんにもちこう、つた、とうぐわ、トマト、ひめいらくき、ベチュニア、まるばたはこ、あかぎ属植物、いちじく属植物、さくら属植物、とねりばはぜのき属植物、なす属植物、ばら属植物、ぶどう属植物、まつ属植物及びみかん属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの	輸出国の政府機関によりその栽培地において行われた <i>Xiphinema index</i> (ブドウオオハリセンチュウ) を発見するために適切と認められる方法による検査の結果 <i>Xiphinema index</i> (ブドウオオハリセンチュウ) に侵されていないこと。
九 インド、パキスタン、イスラエル、イラク、イラン、トルコ、レバノン、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、オーストリア、北マケドニア共和国、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コンボ、スイス、スペイン、スロベニア、セルビア、タジキスタン、ドイツ、トルクメニスタン、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、マルタ、モルドバ、モンテネグロ、ルーマニア、アルジェリア、カナリア諸島、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、アルゼンチン、チリ、ブラジル、ペルー、オーストラリア	えんどうの種子であつて栽培の用に供するもの	輸出国の政府機関によりその栽培地において行われた <i>Fusarium oxysporum f. sp. pisii</i> (エンドウ萎ちよう病菌) を発見するために適切と認められる方法による検査の結果 <i>Fusarium oxysporum f. sp. pisii</i> (エンドウ萎ちよう病菌) に侵されていないこと。
十 インド、台湾、中華人民共和国、パキスタン、アゼルバイジャン、アルメニア、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オランダ、カザフスタン、キルギス、クロアチア、ジョージア、スロバキア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ハンガリー、フランス、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、モルドバ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシア、アルジェリア、エジプト、モロッコ、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、コロンビア、ブラジル、オーストラリア、ニュージーランド、ハワイ諸島		

十一 イエメン、イスラエル、イラク、シリア、トルコ、レバノン、アルバニア、アルメニア、イタリア、キプロス、ギリシャ、ジョージア、フランス、ロシア、アルジェリア、エジプト、チュニジア、リビア	シトロフオーチユネラ・ミクロカルバ、エレモシトラス属植物、からたち属植物、きんかん属植物、セベリニア属植物及びみかん属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの	輸出の政府機関によりその栽培地において行われたDeuterophoma tracheiphilaを発見するために適切と認められる方法による検査の結果Deuterophoma tracheiphilaに侵されていないこと。
十二 インド、台湾、中華人民共和国、イスラエル、トルコ、アゼルバイジャン、イタリア、ウクライナ、英国、オランダ、北マケドニア共和国、クロアチア、コンボ、ジョージア、スイス、スペイン、スロベニア、セルビア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フランス、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、モンテネグロ、ロシア、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、オーストラリア	エリトラエア・ケンタウレウム、エリトラエア・ロクスバリー、ケンタウリウム・ブルケルム、とるこぎきょう、ブラクストニア・インペルフオリータ、ブラクストニア・セロテイナ及びブラクストニア・ペルフオリータの生植物（果実を除き、種子を含む。）であつて栽培の用に供するもの	1 種子については、Peronospora chloerae（トルコギキョウベと病菌）が発生していない状態が維持されている地域として輸出の政府機関が指定する地域において生産され、かつ、輸出の政府機関により行われた検査の結果Peronospora chloerae（トルコギキョウベと病菌）に侵されていないこと。 2 種子以外の生植物については、輸出の政府機関が指定するPeronospora chloerae（トルコギキョウベと病菌）が発生していない栽培施設において生産され、かつ、輸出の政府機関により行われた検査の結果Peronospora chloerae（トルコギキョウベと病菌）に侵されていないこと。
十三 アメリカ合衆国、カナダ、メキシコ	さくら属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの	輸出の政府機関によりその栽培地において行われたApiosporina morbosaを発見するために適切と認められる方法による検査の結果Apiosporina morbosaに侵されていないこと。
十四 アメリカ合衆国	くり属植物及びこなら属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの並びにこれらの植物の葉、枝、樹皮その他の部分（種子及び果実を除く。）及びこれらの植物の葉、枝、樹皮その他の部分が微生物その他の生物により分解されて生じた有機物であつて、植物の植込みの用又は植物が生育するための土壌の被覆の用に供するもの	1 生植物については、輸出の政府機関によりその栽培地においてBreutzia fagacearum（ナラ類しおれ病菌）を発見するために適切と認められる方法による検査の結果Breutzia fagacearum（ナラ類しおれ病菌）に侵されていないこと。 2 生植物以外については、輸出の政府機関により行われた撰氏七十一度以上で七十五分以上又はこれと同等以上の効果を有すると認められる条件の熱処理の結果Breutzia fagacearum（ナラ類しおれ病菌）に侵されていないこと。
十五 全ての地域	第五条第一号から第三号までに掲げる指定物品（中古のものに限る。）	清掃が行われ、輸出の政府機関により行われた検査の結果土又は植物残骸がないこと。
地域	植物	備考（対象とする検査有害動植物）
一 イエメン、イスラエル、イラク、イラン、サウジアラビア、シリア、トルコ、ヨルダン、レバノン、アルバニア、イタリア、ウクライナ、英領チヤネル諸島、オーストリア、オランダ、北マケドニア共和国、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コンボ、スイス、スペイン、スロベニア、セルビア、ドイツ、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、マルタ、モンテネグロ、ルーマニア、ロシア、アフリカ、バミューダ諸島、アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、ニカラグア、西インド諸島（キューバ及びドミニカ共和国を除く。）、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペリーズ、ペルー、ボリ	アキー、アコカンテラ・オツボシテイフオリア、アコカンテラ・シンベリ、アジマ・テトラカンタ、アボカド（付表第六十、第六十四、第七十、第七十二及び第八十九に掲げるものを除く。）、あめだまのき、アルタボトリス・モンテイロアエ、アンティデスマ・ウエノスム、ウイクストロエミア・フィリレイフオリア、エウクレア・デイウイノルム、エケベルギア・カベンシス、オクシアンツス・ザングエバリクス、オピリア・アメンタケア、オリブ、オールスパイス、オレア・ウッディアナ、カシューナツツ、カッシネ・シユヴァインフルテイア、キウイフルツツ、きばなきようちくとう、きんきじゆ、ククミス・ディブサケウス、くさとべら、グルーイア・トリコカルバ、コッキニア・ミクロカリス、コロロフィラ、コラコカルプス・エリブチクス、これんし、ざくろ、サラシア・エレガンス、ジャボチカバ、スカエウオラ・ブルミエリ、そらまめ、てりはほく、てんじくいぬかんこ、なつめやし、ナンセ、なんようざくら、にがうり、はてるまざり、ハルペフィラム・カツフルム、フィリキウム・デキピエンス、フエイジョア、ブティア・エリオスパタ、ブティア・カピタタ、フラガラリア・グイネンシス、フルエツゲア・ウイロサ、ブルケア・フェルギネア、ベルベリス・ホルステイ、ペンタロパロピリラ・ウンベルラタ、ボウレリア・ペティオラリス、ポポー、ポリスファエリア・パルウイフオリア、マメーリンゴ、モノドラ・グランディエリ、ランプロタムヌス・ザングエバ	Ceratit is capi tata（チチ ユウカイミバエ）

別表二（第九条関係）

ピア、ホンジュラス、オーストラリア（タスマニアを除く。）、ハワイ諸島

ニ、インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中華人民共和国（香港を除く。以下この表において同じ。）、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、香港、マレーシア、ミャンマー、ラオス、オマーン、アンゴラ、ウガンダ、エスワティニ、エチオピア、エリトリア、ガーナ、カーボベルデ、ガボン、カメルーン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、コートジボワール、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、ザンビア、シエラレオネ、ジンバブエ、スーダン、赤道ギニア、セネガル、タンザニア、チャド、中央アフリカ共和国、トーゴ、ナイジェリア、ナミビア、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、ボツワナ、マイヨット、マダガスカル、マラウイ、マリ、南アフリカ共和国、モザンビーク、モリシヤス、モリタニア、リベリア、ルワンダ、レユニオン、スリナム、フランス領ギアナ、オーストラリア領クリスマス島、パプアニューギニア、ハワイ諸島、フランス領ポリネシア、ミクロネシア

リクス、リゆうがん、ルディア・マウリティアナ、れいし、いちじく属植物、インガ属植物、いんげん属植物、ヴァングエリア属植物、かき属植物（付表第四十一に掲げるものを除く。）、カリッサ属植物、くるみ属植物、くわ属植物、コッコロバ属植物、コーヒーノキ属植物、すぐり属植物、すのき（こけもも）属植物、とけいそう属植物、ドビエリス属植物、ドリペテス属植物、なつめ属植物、にんめんし属植物、ばしろう属植物（成熟していないバナナの生果実を除く。）、パイヤ属植物（付表第一に掲げるものを除く。）、ばんじろう属植物、ばんのき属植物、ばんれいし属植物、ひいらぎとらのお属植物、びやくだん属植物、ふうちようぼく属植物、ふくぎ属植物、ぶどう属植物（付表第三、第五十四、第五十九及び第七十九に掲げるものを除く。）、ふともも属植物、マチン属植物、マンゴウ属植物（付表第二、第三十六、第四十三、第五十一及び第五十三に掲げるものを除く。）、もちのき属植物、ももたまな属植物、ユーゲニア属植物、わた属植物、あかてつ科植物、さぼてん科植物（イエローピタヤ及びヒロセレウス・ポリリズスを除く。）、なす科植物（付表第三及び第四十二に掲げるものを除く。）、ばら科植物（付表第三及び第三十一に掲げるものを除く。）及びみかん科植物（付表第四から第八まで、第三十九、第四十五、第五十六、第六十五、第七十三及び第七十八に掲げるものを除く。）の生果実

かんきつ類（げつきつ、からたち属植物、きんかん属植物及びみかん（かんきつ）属植物並びにこれらの交雑種をいう。以下同じ。）（付表第四、第五、第十及び第五十八に掲げるものを除く。）、あかぎ、アキー、アザデイラクタ・エクセルサ、アフゼリア・クシロカルパ、アボカド（付表第八十九に掲げるものを除く。）、あまめしば、アランギウム・キネンセ、アランギウム・サルウイーフオリウム、アルタボトリス・シアメンシス、アルタボトリス・モンテイロアエ、アルビニア・ムティカ、アレング・ウエスターハウティー、イカキナ・セネガレンシス、イクソラ・ジャワニカ、イクソラ・マクロテイルサ、いちじく、いちじくぐわ、いぬびわ、イルビンギア・ガボネンシス、イルビンギア・マラヤナ、いんどうてんぐ、うどんげのき、ウバリア・カマエ、ウバリア・グランデイフロラ、エクスコエカリヤ・アガラカ、エラエオカルプス・ハイグロフィリス、おうぎやし、おおいたび、おおばいぬびわ、おおばらいちご、おきなわずめうり、オクレイナウクレア・メイנגエイ、オビリア・アメンタケア、おらんだいちご、オリブ、カカオノキ、カシューナッツ、がじゅまる、カッパリス・セピアリア、カッパリス・トメントサ、からすうり、キオナンツス・パーキンソニア、キサンチウム・アモエヌム、キサンチウム・フラウエスケンス、キシメニア・アメリカナ、きばなききょうちくとう、きゆうり、きんきじゆ、ククルビタ・アルギロスペルマ、グネツム・グネモン、グメリナ・エリブティカ、グメリナ・フィリッペンシス、グニコスミス・ペンタフィラ、クリソパラサス・イカコ、くろつぐ、くろみのおきなわずめうり、ケドロステイス・ヒルテラ（付表第七十四に掲げるものを除く。）、コッキニア・グランディス、こみのくろつぐ、コルディア・ミクサ、コルディア・ピンナータ、ごれんし、コロシントウリ（付表第六十六に掲げるものを除く。）、ざくろ、さとうやし、サバ・コモレンシス、サバ・セネガレンシス、サラカやし、さるかけみかん、サントール、シトロフオーチユネラ・ミクロカルパ、しよべんのき、しろだも、すいか、スクレロカリヤ・ビレア、スコエフィア・フラグランサ、せいようかぼちや（付表第六十七に掲げるものを除く。）、セルテイス・テトランドラ、たいへいようぐるみ、たぶのき、ディレニア・オボバタ、デスマス・キネンシス、テトラクトミア・マジユス、てりはぼく、てんじくいぬかんこ、てんにんか、とうぐわ、とかどへちま（付表第七十五に掲げるものを除く。）、トマト、トリファシア・トリフォリア、ナウクレア・オリエンタリス、ながばのれんし、なつめやし、なんようざくら、にがうり、ねぐろもも、ねじれふさまめのき、ハエマトスタフィス・パーテリ、はくさんぼく、バッカウレア・ラケモサ、バツカウレア・ラミフロラ、パバイヤ（付表第一、第十一及び第十二に掲げるものを除く。）、はまいぬびわ、はまびわ、バラミグニア・アンダマニカ、パリナリ・アナメンシス、ひようたんのき、ひろはふさまめのき、びわ、びんろうじゆ、フアグラエア・ケイラニカ、フアグラエア・ラケモサ、フィクス・エリゴドン、フィクス・オットニーフォリア、フィクス・グロッツラリオイデス、フィクス・コンカティアン、フィクス・ヒスピダ、フィクス・ベンジャミナ、フィサリス・ミニマ、フエイジョア、フラクールティア・ルカム、ブレイニア・ラケモサ、ブレオニア・キネンシス、ヘイネア・トリジュガ、へちま（付表第七十六に掲げるものを除く。）、ペポかぼちや（付表第六十八に掲げるものを除く。）、ペルノキ、ポリアルティア・ロンギフォリア、ホリガルナ・クルツイー、まるばちしやのき、まるめろ、マンメア・シアメンシス、ミクソピルム・スミラキフォリウム、ミクロコス・トメントサ、めじろほおずき、メロン、ももたまな、モモルディカ・バルサミナ、やえやまあおき、やぶにつけい、やまもも、ゆうがお（付

Bactro
cor
salis
pecies
complex
（ミカンコミバエ
種群）

三 オーストラリア（タスマニアを除く）、ニューカレドニア、パプアニューギニア、フランス領ポリネシア		表第六十九に掲げるものを除く。）、らんばい、ランブータン、りゅうがん（付表第七十七に掲げるものを除く。）、りんご、れいし（付表第十三、第十四及び第七十一に掲げるものを除く。）、レビスンテス・テトラフィラ、レビスンテス・ルビギノサ、わんび、あかたねのき属植物、かき属植物、カリツサ属植物、ぐみ属植物、なつめ属植物（付表第六十三に掲げるものを除く。）、にんめんし属植物、なし属植物、なす属植物、ないバナナの生果実を除く。）、ばんじろう属植物、ばんのき属植物、ばんれいし属植物、ひいらぎとらのお属植物、ヒロセレウス属植物（イエローピタヤ並びに付表第五十二及び第五十五に掲げるものを除く。）、ふくぎ属植物（付表第四十に掲げるものを除く。）、ぶどう属植物（付表第三十二及び第五十四に掲げるものを除く。）、ふともも属植物、マンゴウ属植物（付表第十五から第十七まで、第三十六、第四十八、第五十、第五十七及び第六十一に掲げるものを除く。）、ユーゲニア属植物、ランサ属植物、リカニア属植物、ロリニア属植物及びあかつ科植物の生果実	B a c t r o c e r a t r y o n i (クイン スランドミバエ)
四 インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中華人民共和国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、香港、マレーシア、ミャンマー、ラオス、アフガニスタン、ウガンダ、エチオピア、カメルーン、ガンビア、ギニア、ケニア、コートジボワール、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、シエラレオネ、スーダン、セーシェル、セネガル、ソマリア、タンザニア、トogo、ナイジェリア、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、マラウイ、マリ、南スーダン、モザンビーク、モーリシャス、レユニオン、オーストラリア領クリスマス島、ソロモン、パプアニューギニア、ハワイ諸島、ミクロネシア		うり科植物（付表第十八に掲げるものを除く。）、の生茎葉及び生果実並びにアデニア・ホンダラ、アンノナ・セネガレンシス、いぬびわ、いぬほおずき、いんげんまめ、おおいたび、おおぶどうほおずき、カシューナツツ、きだちとうがらし、きまめ、きんぎんすずび、くだものとけい、こだちとまと、ごれんし、ささげ、スウイトオレンジ、ストリクノス・スピノサ、ソラヌム・アエティオピクム、ソラヌム・アングイビ、ソラヌム・セツシリフロラム、ソラヌム・トリロバツム、ソラヌム・マクロカルボン、ソラヌム・リンナエアヌム、だいおうなすび、たまさんご、テトラステイグマ・レウコスタフィラム、とうがらし、トマト、なす、なつめ、パイイヤ（付表第一、第十一及び第十二に掲げるものを除く。）、ばんじろう、ふじまめ、ももたまな、やんばるなすび、ヒロセレウス属植物（イエローピタヤ並びに付表第五十二及び第五十五に掲げるものを除く。）及びマンゴウ属植物（付表第十五から第十七まで、第三十六、第四十八、第五十、第五十七及び第六十一に掲げるものを除く。）、の生果実	B a c t r o c e r a c u c u r b i t a e (ウリミバエ)

五	インド、中華人民共和国、パキスタン、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、シリア、トルコ、ヨルダン、レバノン、欧州、アメリカ合衆国（ハワイ諸島を除く。以下この表において同じ。）、カナダ、アルゼンチン、ウルグアイ、コロンビア、チリ、ブラジル、ペルー、ボリビア、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド	あんず、さくらんぼ（付表第十九から第二十一まで、第三十八及び第四十四に掲げるものを除く。）、すもも（付表第三十七に掲げるものを除く。）、まるめろ、もも（付表第二十二及び第二十三に掲げるものを除く。）、なし属植物及びりんご属植物（付表第二十四、第二十五、第三十一及び第三十四に掲げるものを除く。）、の生果実並びにくるみ属植物の生果実及び核子（付表第二十六に掲げるものを除く。）、	Cydia pomonella (コドリנגガ)
六	インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、チャゴス諸島、中華人民共和国、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、香港、マレーシア、ミャンマー、モルデイブ、ラオス、アフリカ、アメリカ合衆国、ガイアナ、グアテマラ、西インド諸島、ベネズエラ、ペリズ、メキシコ、オーストラリア、オーストラリア領クリスマス島、ココス諸島、バプアニューギニア、ハワイ諸島、ボリネシア、ミクロネシア、メラネシア	おおばはまあさがお、あさがお属植物、さつまいも属植物及びひるがお属植物の生茎葉及び生塊根等の地下部	Cylas formicarius (アリモドキゾウムシ)
七	中華人民共和国、アメリカ合衆国、ガイアナ、スリナム、西インド諸島、パラグアイ、ブラジル、フランス領ギアナ、ベネズエラ、ペルー、ノーフオーク島、ハワイ諸島、ポリネシア、ミクロネシア、メラネシア	あさがお属植物、さつまいも属植物及びひるがお属植物の生茎葉及び生塊根等の地下部	Euscepeas postfuss (イモゾウムシ)
八	インド、ネパール、ブータン、トルコ、欧州（アルバニア、キプロス、ギリシャ及びラトビアを除く。）、アルジェリア、チュニジア、南アフリカ共和国、カナダ、ウルグアイ、エクアドル、フォークランド諸島、ペルー、ボリビア、ニュージーランド	なす科植物の生茎葉及び生塊茎等の地下部	Synchytrium obitum (ジャガイモがんしゅ病菌)
九	中華人民共和国、イラク、イラン、トルコ、アゼルバイジャン、アルメニア、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。以下この表において同じ。）、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、北マケドニア共和国、ギリシャ、キルギス、クロアチア、コンボ、ジョージア、スイス、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、モルドバ、モンテネグロ、リトアニア、ルクセンブルク、ルーマニア、ロシア、アメリカ合衆国、カナダ、メキシコ	あざみ属植物、もうずいか属植物及びなす科植物の生茎葉	Leptinotarsa celtica (Colorado ハムシ)
十	インド、インドネシア、スリランカ、パキスタン、フィリピン、イスラエル、イラン、トルコ、レバノン、アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルメニア、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、キプロス、ギリシャ、キルギス、クロアチア、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、マルタ、モルドバ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ロシア、アルジェリア、ウガンダ、エジプト、カ	あかざ属植物及びなす科植物（付表第四十六に掲げるものを除く。）の生塊茎等の地下部	Globoderas ochiensis (ジャガイモシストセンチュウ)

ナリア諸島、ケニア、南アフリカ共和国、ルワンダ、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、チリ、ニカラグア、パナマ、ベネズエラ、ペリール、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド	なす科植物（付表第四十六に掲げるものを除く。）の生塊茎等の地下部	Globodera pallida（ジャガイモシロシストセンチュウ）
十一 インド、パキスタン、トルコ、アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルメニア、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、キプロス、ギリシャ、キルギス、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、マルタ、モルドバ、ラトビア、リトアニア、ロシア、アルジェリア、カナリア諸島、ケニア、モロッコ、アメリカ合衆国、カナダ、エクアドル、コスタリカ、コロンビア、チリ、パナマ、フオー克蘭ド諸島、ベネズエラ、ペルー、ボリビア、ニュージーランド	なす科植物（付表第二十七、第三十、第四十二、第四十七及び第六十二に掲げるものを除く。）の生茎葉及び生果実	Peronosporabacina（タバコベと病菌）
十二 ミャンマー、アラブ首長国連邦、イエメン、イスラエル、イラク、イラン、シリア、トルコ、ヨルダン、レバノン、欧州（オランダ及びキプロスを除く）、アルジェリア、エジプト、チュニジア、南アフリカ共和国、モロッコ、リビア、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、ウルグアイ、エルサルバドル、キューバ、グアテマラ、コスタリカ、ジャマイカ、ドミニカ共和国、ニカラグア、ハイチ、プエルトリコ、ブラジル、ベネズエラ、ホンジュラス、メキシコ、オーストラリア（タスマニアを除く。）	アボカド、アルファルファ、いんげんまめ、インディゴフェラ・ヒルスタ、おくら、きだちとうがらし、こしょう、さつまいも、さとうきび、すいか、だいこん、だいず、テーダまつ、とうがらし、とうもろこし、トマト、にがり、パインアップル、ピヌス・エリオッテイ、ペポカぼちや、メロン、らつかせい（さやのない種子を除く）、リーキ、れいし、アンスリウム属植物（付表第四十九に掲げるものを除く。）、バシウ属植物、ふだんそう属植物及びみかん科植物の生植物の地下部	Radophylus（カンキツネモグリセンチュウ）
十三 アメリカ合衆国、ハワイ諸島	アボカド、アルファルファ、いんげんまめ、インディゴフェラ・ヒルスタ、おくら、きだちとうがらし、こしょう、さつまいも、さとうきび、すいか、だいこん、だいず、テーダまつ、とうがらし、とうもろこし、トマト、にがり、パインアップル、ピヌス・エリオッテイ、ペポカぼちや、メロン、らつかせい（さやのない種子を除く。）、リーキ、れいし、アンスリウム属植物（付表第四十九に掲げるものを除く。）、バシウ属植物、ふだんそう属植物及びみかん科植物の生植物の地下部	Mayetiola destructor（ヘシアンパエ）
十四 イスラエル、イラク、シリア、トルコ、レバノン、欧州、アルジェリア、チュニジア、モロッコ、アメリカ合衆国、カナダ、ニュージーランド	おおむぎ属植物、こむぎ属植物、らいこむぎ属植物及びらいむぎ属植物の茎葉（つと、こもその他これらに準ずる加工品を含む。付表第二十八及び第三十三において「むぎわら」という。）並びにかもじぐさ属植物の茎葉（付表第二十八及び第三十三に掲げるものを除く。）	Balansia oryzae（イネミイラ穂病菌）
十五 朝鮮半島及び台湾を除く諸外国	いね、いねわら（かます、むしろその他これらに準ずる加工品を含む。以下同じ。）（付表第二十九に掲げるものを除く。）、もみ及びもみがら	Xanthomonas（イネクキセンチュウ）

十六 大韓民国、中華人民共和国、イスラエル、イラン、シリア、トルコ、ヨルダン、レバノン、アイルランド、アルバニア、アルメニア、イタリア、ウクライナ、英国、オーストリア、オランダ、カザフスタン、北マケドニア共和国、キプロス、ギリシャ、キルギス、クロアチア、コソボ、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア、アルジェリア、エジプト、チュニジア、モロッコ、アメリカ合衆国、カナダ、グアテマラ、バミューダ諸島、メキシコ、ニュージーランド	かりん、しじみばな、せいようかりん、びわ、まるめろ、ロサ・カナナ、アロニア属植物、かなめもち属植物、クラタエゴメスピルス属植物、ざいふりぼく属植物、さんざし属植物、しやりんとう属植物、しやりんばい属植物、ストランウアエシア属植物、てんのうめ属植物、デicotマンサス属植物、ときわさんざし属植物、ドキニア属植物、なし属植物、ななかまど属植物、ヘテロメレス属植物、ペラフィラム属植物、ぼけ属植物及びりんご属植物（付表第二十四、第二十五及び第三十一に掲げるものを除く。）の生植物（種子を除き、生果実、花及び花粉を含む。）	yzae p.v. oryzic ola（イネ条斑細菌病菌） その他の日本に産しない各種の検疫有害動植物
十七 インド、インドネシア、カンボジア、スリランカ、タイ、台湾、中華人民共和国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス、イエメン、イラン、オマーン、サウジアラビア、アフリカ、アメリカ合衆国、アメリカ領バージン諸島、アルゼンチン、エルサルバドル、キューバ、グアテマラ、グアドループ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、ドミニカ、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、バルバドス、プエルトリコ、ベネズエラ、ベリーズ、ホンジュラス、マルティニーク、メキシコ、ブラジル、パプアニューギニア	アエグロプシス・チヴァリエリ、アタランテア・ミシオニス、カロデन्दュラム・カペンシス、グミミカ、クラウセナ・インディカ、シトロシラス・ウベリ、スウイングレア・グルテイノサ、ゾウノリンゴ、ツゲコウジ、バルサモシトラス・ダウイ、ミクロシトラス・アウストララシカ、ミクロシトラス・アウストラリス、ワンピ及びさるかけみかん属植物の生植物（種子及び果実を除く。）	Candidatus Liberibacter africanus（カンキツグリーニング病菌アフリカ型） Candidatus Liberibacter americanus（カンキツグリーニング病菌アメリカ型） Candidatus Liberibacter asiaticus（カンキツグリーニング病菌アジア型） Anastrepha
十八 アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、スリナム、トリ	あかてつ、アビウ、あんず、イエローピタヤ（付表第八十五に掲げるものを除く。）、いちじく、カンボマネシア・キサントカルパ、キウイフルーツ、くだものときい、クリソフィルム・ゴノカルプム、こだちとま	

九 削除

十 台湾から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるボンカン、タンカン、リュウチン種のスウィートオレンジ及びボメロの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
 十一 台湾から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるソロ種及び台農二号種のパパイヤの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
 十二 フィリピンから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるソロ種のパパイヤの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
 十三 台湾から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるいしの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
 十四 中華人民共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるいしの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
 十五 フィリピンから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるマニラスパー種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
 十六 台湾から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるアーヴィン種、カイト種及びハーディン種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
 十七 タイから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるキオウサウエイ種、チョークアナン種、ナンカンワン種、ナンドクマイ種、ピムセンダン種、マハチャノ種及びラッド種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

十八 中華人民共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるかぼちや及びメロンの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
 十九 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるさくらんぼの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
 二十 カナダから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるさくらんぼの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
 二十一 ニュージーランドから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるさくらんぼの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
 二十二 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるネクタリンの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
 二十三 ニュージーランドから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるファイアブライト種、ファンタジア種及びレッドゴールド種のネクタリンの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

二十四 ニュージーランドから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるりんごの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
 二十五 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるりんごの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
 二十六 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるくるみの核子であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
 二十七 カナダから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるトマトの生果実
 二十八 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入される乾草に混入したむぎわら及びかもしぐさ属植物の茎葉であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
 二十九 中華人民共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるいねわらであつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

三十 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるゴルデンデリシャス種のりんごの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
 三十一 フランスから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるゴルデンデリシャス種のりんごの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
 三十二 台湾から発送され、他の地域を経由しないで輸入される巨峰種及びイタリア種のぶどうの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
 三十三 カナダから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるむぎわら及びかもしぐさ属植物の茎葉であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
 三十四 オーストラリアのタスマニアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるりんごの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
 三十五 削除

三十六 ハワイ諸島から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるケイト種及びヘイデン種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
 三十七 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるせいようすもも及びにほんすももの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
 三十八 チリから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるさくらんぼの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
 三十九 アルゼンチンから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるグレイプフルーツ、スウィートオレンジ（バレンシア種、サルステイアーナ種、ラネラーテ種及びワシントンネーブル種のものに限る）、レモン、エレンデル、クレメンティン、ノバ及びマーコットの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

四十 タイから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるマンゴスチンの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
 四十一 イスラエルから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるトライアンフ種のかきの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
 四十二 ベルギーから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるトマトの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
 四十三 ブラジルから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるケント種及びトミートキンス種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
 四十四 オーストラリアのタスマニアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるさくらんぼの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
 四十五 イタリアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるタロッコ種、サンギネロ種及びモロ種のスウィートオレンジの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
 四十六 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるばれいしよの生塊茎であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
 四十七 メキシコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるトマトの生果実
 四十八 インドから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるアルフォンソ種、ケサー種、チョウサ種、パンガンバリ種、マリカ種及びラングラ種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

四十九 ハワイ諸島から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるアンズリューム属植物の生植物の地下部であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
 五十 マレーシアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるハルマニス種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
 五十一 コロンビアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるトミートキンス種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

- 五十二 ベトナムから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるヒロセレウス・ウンダーツス及びヒロセレウス・ウンダーツスとの交雑種の生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 五十三 ペルーから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるケント種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 五十四 南アフリカ共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるバーリナカ種のぶどうの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 五十五 台湾から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるヒロセレウス属植物（ヒロセレウス・ウンダーツス、ヒロセレウス・コスタリケンシス及びヒロセレウス・ポリリズス並びにこれらの交雑種に限る。）の生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 五十六 トルコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるオレンジその他のシトラス・シネンシス、マンダリンとオレンジとの交雑種その他のシトラス・レティクラタとシトラス・シネンシスとの交雑種、レモンその他のシトラス・リモン、グレープフルーツその他のシトラス・パラディシ及びマンダリンその他のシトラス・レティクラタの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 五十七 パキスタンから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるシンドリ種及びチョウサ種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 五十八 タイから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるトーンディー種のボメロの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 五十九 オーストラリアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるぶどう（ウイティス・ウイニフェラに限る。）の生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 六十 ペルーから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるハス種のアボカドの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 六十一 カナダから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるカッチュー種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 六十二 台湾から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるいんどうの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 六十三 オーストラリアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるハス種のアボカドの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 六十四 ペルーから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるうんしゅうみかんの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 六十五 アフリカを除く地域から発送され、アフリカを経由しないで輸入されるコロシントウりの生果実
- 六十六 アフリカを除く地域から発送され、アフリカを経由しないで輸入されるせいようかばちやの生果実
- 六十七 アフリカを除く地域から発送され、アフリカを経由しないで輸入されるベボかばちやの生果実
- 六十八 アフリカを除く地域から発送され、アフリカを経由しないで輸入されるぶちやの生果実
- 六十九 コロンビアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるハス種のアボカドの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 七十 ベトナムから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるティエウ種のいしの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 七十一 イスラエルから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるハス種のアボカドの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 七十二 エジプトから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるオレンジその他のシトラス・シネンシス、マンダリンとオレンジとの交雑種その他のシトラス・レティクラタ及びクレメンティンその他のシトラス・シネンシスとの交雑種、レモンその他のシトラス・リモン、グレープフルーツその他のシトラス・パラディシ、マンダリンその他のシトラス・レティクラタ及びクレメンティンその他のシトラス・クレメンティナの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 七十四 アフリカを除く地域から発送され、アフリカを経由しないで輸入されるケドロスティス・ヒルテラの生果実
- 七十五 アフリカを除く地域から発送され、アフリカを経由しないで輸入されるとかどへちまの生果実
- 七十六 アフリカを除く地域から発送され、アフリカを経由しないで輸入されるへちまの生果実
- 七十七 ベトナムから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるりゅうがんの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 七十八 モロッコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるマンダリンその他のシトラス・レティクラタ及びクレメンティンその他のシトラス・クレメンティナの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 七十九 ペルーから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるぶどう（ウイティス・ウイニフェラに限る。）の生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 八十 メキシコから発送され、別表二の十八の項に掲げる地域を経由しないで輸入されるぶどう属植物の生果実
- 八十一 メキシコから発送され、別表二の十八の項に掲げる地域を経由しないで輸入されるみかん属植物の生果実
- 八十二 メキシコから発送され、別表二の十八の項に掲げる地域を経由しないで輸入されるきいちご属植物の生果実
- 八十三 メキシコから発送され、別表二の十八の項に掲げる地域を経由しないで輸入されるすのき（こけもも）属植物の生果実
- 八十四 メキシコから発送され、別表二の十八の項に掲げる地域を経由しないで輸入されるパイヤの生果実
- 八十五 コロンビアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるイエローピタヤの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 八十六 メキシコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるグレープフルーツ、スウィートオレンジ、マンダリン及びミネオラの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 八十七 メキシコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 八十八 アメリカ合衆国のフロリダ州から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるアキー、アセロラ、クリソバラヌス・イカコ、ごれんし、サボジラ、ジャボチカバ、すいしょうがき、すもも、ながきんかん、マンゴウ、もも、ももたまな、りんご、かき属植物、にんめんし属植物、ばんじろう属植物、ばんれいし属植物、ふともも属植物、みかん属植物（ライム及びレモンを除く。）及びユーゲニア属植物の生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

八十九 南アフリカ共和国から發送され、他の地域を経由しないで輸入されるハス種のアボカドの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
別表二の二（第九条関係）

地域	植物	基準
一 アメリカ合衆国（ハワイ諸島を除く。以下この表において同じ。）、カナダ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、コロンビア、ニカラグア、ペルー、ホンジュラス、メキシコ、ニュージーランド、ノーフォーク島	アルファルファ、おおせんなり、さつまいも、しろばなようしゅちようせんあさがお、せいようひるがお、そらまめ、こたちとまと、たばこ、てんさい、とうもろこし、トマト、においひば、はつかだいこん、ひまわり、レタス、くこ属植物、とうがらし属植物、なす属植物及びほおずき属植物の生茎葉及び生果実	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、Bactericera cockerelliを発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、Bactericera cockerelliに侵されていないこと（Bactericera cockerelliについて消毒を行った場合は、その旨を含む。）が特記されていること。
二 インド、中華人民共和国（香港を除く。以下この表において同じ。）、ネパール、モンゴル、アフガニスタン、イスラエル、イラン、トルコ、レバノン、アゼルバイジャン、アルメニア、イタリヤ、ウズベキスタン、オーストリア、オランダ、カザフスタン、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、リトアニア、ルーマニア、ロシア、アルジェリア、チュニジア、モロッコ	エリシムム・ケイラントイデス、おらんだぜり、ぐんばいなずな、しろぎ、しろばなようしゅちようせんあさがお、せいようとげあざみ、せいようのだいこん、せいようひるがお、たまねぎ、てんさい、なすな、にんじん、のぼろぎく、はつかだいこん、ぶたくさ、あぶらな属植物及びなす属植物の生茎葉	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、Bactericera nigricornisを発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、Bactericera nigricornisに侵されていないこと（Bactericera nigricornisについて消毒を行った場合は、その旨を含む。）が特記されていること。
三 アメリカ合衆国、カナダ、エルサルバドル、グアテマラ、ニカラグア、メキシコ、グアム	いんげんまめ、キノア、さつまいも、すいか、だいず、トマト、なす、ばれいしよ、らつかせい、かぼちや属植物及びきゅうり属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、Diabrotica undecimpunctata（ジュウイチホシウリハムシ）を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、Diabrotica undecimpunctata（ジュウイチホシウリハムシ）に侵されていないことが特記されていること。
四 ポルトガル、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、アルゼンチン、ウルグアイ、チリ、ブラジル、ペルー、オーストラリア、ニュージーランド	アルファルファ、おらんだいちご、さつまいも、たまねぎ、ばれいしよ、ムクナ・ブルリエンズ、もも、らつかせい、きいちご属植物、しやじくそう属植物、ぶどう属植物及びやなぎ属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、Naupactus leucoloma（シロヘリクチプトゾウムシ）を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、Naupactus leucoloma（シロヘリクチプトゾウムシ）に侵されていないことが特記されていること。
五 アイルランド、イタリア、英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。以下この表において同じ。）、エストニア、オーストリア、北マケドニア共和国、クロアチア、コソボ、スイス、スウェーデン、スロバキア、スロ	おおみのつるこけもも、せいようはつか、ひまわり、べいまつ、ヨーロッパきいちご、いちい属植物、おらんだいちご属植物、からまつ属植物、くろべ属植物、つが属植物、とうひ属植物、にしきぎ属植物、はしばみ属植物、ふだんそう属植物、まつ属植物及びもみ属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、Otiorynchus ovatus（イチゴクチプトゾウムシ）を発見するために

ベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ルーマニア、ロシア、アメリカ合衆国、カナダ、ニュージーランド	アボカド、カシューナッツ、カヤ・イボレンシス、くだものどけい、げつけいじゆ、ココやし、ごれんし、ざくろ、サボジラ、しょうが、パパイヤ、ばんじろう、ブクス・センペルウイレンス、まるめろ、マンゴウ、れいし、くわ属植物、ケストルム属植物、げつぎ属植物、コーヒーノキ属植物、なし属植物、はこやなぎ属植物、ばしり属植物、ばら属植物、ばんれいし属植物、ぶどう属植物、ふよう属植物、ブルメリア属植物、みかん属植物及びユーゲニア属植物の生植物（種子、果実及び地下部を除く。）であつて栽培の用に供するもの	適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、Otiorynchus ovatus（イチゴクチブトゾウムシ）に侵されていないことが特記されていること。
六 インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、中華人民共和国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ブータン、ベトナム、香港、マレーシア、ミャンマー、モルデイブ、ラオス、アラブ首長国連邦、イエメン、イラン、オマーン、ウガンダ、エスワティニ、ケニア、ジンバブエ、セーシェル、タンザニア、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、バミューダ諸島、アルゼンチン、エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、スリナム、ニカラグア、西インド諸島、パナマ、ブラジル、フランス領ギアナ、ベネズエラ、ベリーズ、メキシコ、オーストラリア領タリスマス島、パプアニューギニア、ハワイ諸島	いんげんまめ、きだちたばこ、しまほおずき、しろばなようしゆちようせんあさがお、たばこ、つのみちようせんあさがお、とうがらし、トマト、はこべほおずき、くこ属植物及びなす属植物の生茎葉並びにしまほおずき及びトマトの生果実	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、栽培地においてAleurocanthus woglumi（ミカンクワトゲコナジラミ）を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、Aleurocanthus woglumi（ミカンクワトゲコナジラミ）に侵されていないことが特記されていること。
七 インド、台湾、中華人民共和国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、ミャンマー、アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イエメン、イスラエル、イラク、イラン、カタール、サウジアラビア、シリア、トルコ、ヨルダン、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、英領チャネル諸島、オーストリア、オランダ、カザフスタン、北マケドニア共和国、キプロス、ギリシャ、キルギス、クロアチア、コソボ、ジョージア、スイス、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、ドイツ、トルクメニスタン、ノルウェー、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マルタ、モルドバ、モンテネグロ、リトアニア、ルーマニア、ロシア、アフリカ、アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、コスタリカ、コロンビア、チリ、ハイチ、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ボリビア	エリカ・キネレア、きくごぼう、キミキフガ・ラケモサ、てんさい、どいつあやめ、トマト、にんじん、ばれいしよ、ポテンティラ・フルティコサ、ヨーロ	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、栽培地においてTuta absoluta（トマトキバガ）を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、Tuta absoluta（トマトキバガ）に侵されていないことが特記されていること。
八 トルコ、オランダ、スウェーデン、ドイツ、フランス、ベルギー、ポルトガル、南アフ	エリカ・キネレア、きくごぼう、キミキフガ・ラケモサ、てんさい、どいつあやめ、トマト、にんじん、ばれいしよ、ポテンティラ・フルティコサ、ヨーロ	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。

リカ共和国、アメリカ合衆国、アルゼンチン、メキシコ	ツパシらかんば、ロニケラ・クシロステウム、かえて属植物及びこまぐさ属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの	2 1の検査証明書又はその写しには、栽培地において <i>Meloidogyne chitwoodi</i> (コロンビアネコブセンチュウ) を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Meloidogyne chitwoodi</i> (コロンビアネコブセンチュウ) に侵されていないことが特記されていること。
九 大韓民国、パキスタン、イスラエル、イラク、イラン、シリア、トルコ、ヨルダン、アイルランド、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、北マケドニア共和国、ギリシャ、キルギス、クロアチア、コンボ、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ポランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシア、エジプト、カイボベルデ、カナリア諸島、ガンビア、セネガル、南アフリカ共和国、モロッコ、リビア、アメリカ合衆国、カナダ、チリ、ペルー、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド、ハワイ諸島	しよくようだいおう、トマト、ほうれんそう、あぶらな属植物及びふだんそう属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、栽培地において <i>Heterodera schachtii</i> (テンサイシストセンチュウ) を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Heterodera schachtii</i> (テンサイシストセンチュウ) に侵されていないことが特記されていること。
十 インドネシア、英国、オランダ、スイス、フランス、ベルギー、オーストラリア、ニュージーランド	アスバラガス、いろはもみじ、おらんだいちご、きくごぼう、きんぐざり、てんさい、トマト、にんじん、ばれいしょ、ゆきげゆり、ようしゅとりかぶと、ヨーロッパしらかんば、リーキ、ロニケラ・クシロステウム及びこまぐさ属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、栽培地において <i>Meloidogyne fallax</i> (ニセコロンビアネコブセンチュウ) を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Meloidogyne fallax</i> (ニセコロンビアネコブセンチュウ) に侵されていないことが特記されていること。
十一 インド、アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オランダ、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン、トルクメニスタン、フィンランド、ベラルーシ、モルドバ、ラトビア、リトアニア、ロシア、アメリカ合衆国、アルゼンチン、エクアドル、チリ、ペルー、ボリビア、メキシコ	アトリプレクス・コンフェルティフォリア、いんげんまめ、オープンティア・トルティスピナ、オープンティア・フラギリス、おらんだふうろ、きゆうり、サルソラ・カリ、しろぎ、すべりひゆ、だいこん、てんにんぎく、とうがらし、トマト、はまびし、ばらもんじん、ばれいしょ、ペポかぼちや、ほうきぎ、ほうれんそう、マミラリア・ビビバラ、あぶらな属植物及びふだんそう属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、栽培地において <i>Nacobbus aberrans</i> (ニセネコブセンチュウ) を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Nacobbus aberrans</i> (ニセネコブセンチュウ) に侵されていないことが特記されていること。 1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。

ダ、デンマーク、ドイツ、フランス、ベルギー、ポランド、ウガンダ、エジプト、エチオピア、ガーナ、ガボン、カメルーン、ギニア、ケニア、コートジボワール、コンゴ民主共和国、ザンビア、ジンバブエ、スーダン、セネガル、ソマリア、タンザニア、ナイジェリア、マダガスカル、マラウイ、南アフリカ共和国、南スーダン、モザンビーク、レユニオン、アメリカ合衆国、カナダ、エクアドル、エルサルバドル、キューバ、グアテマラ、グアドループ、グレナダ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、スリナム、セントビンセント、セントルシア、ドミニカ、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、パナマ、プエルトリコ、ブラジル、ベネズエラ、ペリウズ、ペルー、マルティニーク、メキシコ、アメリカ領サモア、オーストラリア、サモア、トンガ、ニウエ、ニューカレドニア、ノーフオーク島、パプアニューギニア、ハワイ諸島、フィジー	しこいとすぎ、らつかせい（さやのない種子を除く）、カラテア属植物、くずうこん属植物、コーヒーノキ属植物、こしよう属植物、ばしよう属植物、フィロデンドロン属植物、ブセファランドラ属植物、ふだんそう属植物及びほうらばしよう属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの並びにアヌビアス属植物及びアンズリウム属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの	2 1の検査証明書又はその写しには、栽培地において <i>Rado pholus similis</i>（バナナモグリセンチュウ）を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Rado pholus similis</i>（バナナモグリセンチュウ）に侵されていないことが特記されていること。
十三 インド、スリランカ、タイ、台湾、中華人民共和国、ベトナム、スイス、ポルトガル、エジプト、ケニア、コートジボワール、セネガル、トーゴ、ナイジェリア、ニジェール、ブルキナファソ、ベナン、マラウイ、南アフリカ共和国、モザンビーク、アメリカ合衆国、グアテマラ、コスタリカ、西インド諸島、ブラジル、ベネズエラ、メキシコ、オーストラリア	あきこれ、あき、アセロラ、あぶらつばき、アラビアコーヒー、アングステイフオリア、えのきぐさ、エラエオカルプス・デキピエンス、エンテロビウム・コントルテイシリクウム、オエケクラダス・マクラタ、オルモシア・ホシエイ、がじゅまる、カリストモン・ウイミナリス、キヤツサバ、きゆうり、きんぎよう、くずうこん、くちなし、クレロデンドルム・ウガンデッセ、くろみぐわ、くわくさ、けいとう、けぶかわた、ケレウス・ヒルドマンニアス、こせんだんぐさ、ささげ、さつまいも、さんたんか、しまつなそ、しまほおずき、しようが、しようじようそう、しようじようぼく、じようやし、シロギニアヤム、しろこやまもも、すいか、ステノケレウス・クエレタロエンシス、せいようきらんそう、せんそう、ソラヌム・マクロカルボン、ソラシマ・マクシマ、だいず、たばこ、たまさんご、だんどぼろぎく、つるむらさき、ティボウキナ・エレガンス、てりみのいぬほおずき、てんさい、とうがらし、とうぐわ、トマト、なす、なつめ、なんごくいぬほおずき、にしきじそ、にんじん、パウロウニア・エロンガタ、バオバブ、はなまき、ばらみつ、ばれいしよ、ばんじろう、ひめのうぜんかずら、ビルソニマ・キドニーフオリア、へちま、ペポかぼちや、ペリラ・フルテスケンス、めぼうき、モルス・セルティディフオリア、ユーフォルビア・ティルカリ、ユーフォルビア・トリゴナ、ユーフォルビア・ブニケア、ユーフォルビア・プロストラタ、ばしよう属植物、ヒロセレウス属植物、やぶらん属植物及びランプランツス属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、栽培地において <i>Meloidog yne enterolobii</i> を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Meloidog yne enterolobii</i> に侵されていないことが特記されていること。
十四 インド、パキスタン、イスラエル、トルコ、レバノン、アイルランド、イタリア、ウクライナ、英国、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、スイス、スペイン、スロバキア、セルビア、チェコ、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ポルトガル、モルドバ、ルーマニア、アルジェリア、南アフリカ共和国、リビア、アメリカ合衆国、カ	アエスクルス・カリフォルニカ、あかつゆ、アルクトスタフィロス・スタンプオデリアナ、いちじく、うんなんおうばい、オリーブ、かき、キツス・ヒボグラウカ、くさぼけ、グメリナ・ライヒハルディ、こしようぼく、こぼのしな、き、こぶかえで、ざくろ、サリックス・カブレア、サリックス・マクロナタ、サリックス・ラシオレピス、しまとべら、シヨワジア・テルナタ、シンフオリカルプス・オルビクラツス、せいようきづた、せいようきようちくとう、せいようしで、せいようとねりこ、せいようなし、せいようになし、せいようはるにれ、ソルブス・アリア、テ	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、栽培地において <i>Eutypa platata</i> を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Eutypa platata</i> に侵されていないことが特記されていること。

ナダ、チリ、ブラジル、ベネズエラ、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド	レピンノキ、なつぼだいじゆ、ピスタキア・レンテイスクス、ピスタシオノキ、ひろはかえで、びわ、ふさあかしあ、ペるしやぐるみ、ベルベリス・ダーウィニー、まるめる、むらさきはしじい、もみじばすずかけのき、よろしゆいばた、ヨーロッパななかもど、ヨーロッパぶな、ランタナ、レモン、ロニケラ・アルビゲナ、ロニケラ・クシロステウム、がまずみ属植物、ぎよりゆう属植物、くろうめもどき属植物、ケアノツス属植物、こなら属植物、さくら属植物、さんざし属植物、しやりんとう属植物、すぐり属植物、ばら属植物、ひとつばえにしだ属植物、ぶどう属植物、みずき属植物及びりんご属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、栽培地においてPhyllosticta citricarpaを発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、Phyllosticta citricarpaに侵されていないことが特記されていること。
十五 インド、インドネシア、台湾、中華人民共和国、フィリピン、ブータン、香港、ロシア、アングラ、ウガンダ、エスワティニ、ガーナ、ケニア、ザンビア、ジンバブエ、チュニジア、ナイジェリア、ナミビア、ベナン、南アフリカ共和国、モザンビーク、アメリカ合衆国、アルゼンチン、ウルグアイ、キューバ、ブラジル、オーストラリア、バヌアツ	からたち、シトロフォオチユネラ・ミクロカルバ、さんかん属植物及びみかん属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、次のいずれかの措置が行われ、かつ、Phytophthora kernoviaeに侵されていないことが特記されていること。 一 生植物については、栽培地においてPhytophthora kernoviaeを発見するために適切と認められる方法による検査が行われること。 二 生植物以外については、摂氏七十一度以上で七十五分以上又はこれと同等以上の効果を有すると認められる条件で熱処理が行われること。
十六 アイルランド、英国、チリ、ニュージーランド	あめりかいわなんてん、ウアツキニウム・ミルティルス、せいようきづた、せいようとのき、せいようばくちのき、せいようひいらぎ、せこいあおすぎ、チエリモヤ、ポドカルプス・サリグヌス、モンテレーまつ、ヨーロッパぐり、ロマティア・ミリコイデス、あせび属植物、おがたまのき属植物、ゲウイナ属植物、こなら属植物、つつじ属植物、ドリミス属植物、ひいらぎなんてん属植物、ぶな属植物、もくれん属植物及びゆりのき属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの並びにこれらの植物の葉、枝、樹皮その他の部分（種子及び果実を除く。）及びこれらの植物の葉、枝、樹皮その他の部分が微生物その他の生物により分解されて生じた有機物であつて、植物の植込みの用又は植物が生育するための土壌の被覆の用に供するもの	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、次のいずれかの措置が行われ、かつ、Phytophthora ramorumに侵されていないことが特記されていること。 一 生植物については、栽培地においてPhytophthora ramorumを発見するために適切と認められる方法による検査が行われること。 二 生植物以外については、摂氏七十一度以上で七十五分以上又はこれと同等以上の効果を有すると認められる条件で熱処理が行われること。
十七 ベトナム、アイルランド、イタリア、英国、英領チャネル諸島、オランダ、ギリシャ、スイス、スペイン、スロベニア、セルビア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、リトアニア、ルクセンブルク、アメリカ合衆国、カナダ	とさみずき、ノトリトカルプス・デンシフロルス、ヒドランゲア・シーマニアイ、ひめつるにちにちそう、ロフォステモン・コンフェルトス、アジアンタム属植物、あせび属植物、あめりかいかりそう属植物、アルクトスタフィロス属植物、アルブツス属植物、いすのき属植物、いちい属植物、いわなんてん属植物、うめがさそう属植物、うるし属植物、ウンベルラリア属植物、エリカ属植物、おがたまのき属植物、おしだ属植物、オリブ属植物、かえで属植物、かなめもち属植物、かばのき属植物、がまずみ属植物、かや属植物、からまつ属植物、ガリア属植物、カルナ属植物、カルミア属植物、がんこうらん属植物、さいいちご属植物、キスツス属植物、きづた属植物、きようちくこうらん属植物、くすのき属植物、くましで属植物、くり属植物、グリセリーニア属植物、クレマティス属植物、くろうめもどき属植物、くろばなうばい属植物、ケアノツス属植物、ゲウイナ属植物、げつけいじゆ属植物、ケラトニア属植物、こなら属植物、さくら属植物、しい属植物、しおで属植物、しなのき属植物、しやりんとう属植物、ショウジャ属植物、しらたまのき属植物、シンフォリアルポス属植物、すいかずら属植物、すぐり属植物、すのき（こけもも）属植物、セコイア属植物、ゼノビア属植物、つが属植物、つつじ属植物、つばき属植物、つばめおもと属植物、つまとりそう属植物、ていかかずら属植物、とうひ属植物、とがさわら属植物、ときわさんざし属植物、ときわまんざく属植物、とちのき	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、次のいずれかの措置が行われ、かつ、Phytophthora ramorumに侵されていないことが特記されていること。 一 生植物については、栽培地においてPhytophthora ramorumを発見するために適切と認められる方法による検査が行われること。 二 生植物以外については、摂氏七十一度以上で七十五分以上又はこれと同等以上の効果を有すると認められる条件で熱処理が行われること。

十八 イラン、トルコ、アイルランド、アルバニア、イタリア、ウクライナ、オーストリア、オランダ、北マケドニア共和国、ギリシャ、クロアチア、イス、スペイン、スロバキア、ドボニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ブルガリア、ベルギー、ポランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア

十九 インド、インドネシア、タイ、大韓民国、台湾、中華人民共和国、イスラエル、トルコ、イタリア、ギリシャ、セルビア、ハンガリー、ナイジェリア、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、コスタリカ、ブラジル、オーストラリア、北マリアナ諸島、グアム

属植物、とねりこ属植物、とねりばはぜのき属植物とべら属植物、ドリミ
属植物、なんきよくぶな属植物、にしき属植物、にれ属植物、にわとこ属植
物、はこやなぎ属植物、はしどい属植物、はしはみ属植物、はなすおう属植
物、ばら属植物、バラクメリア属植物、パロットアイ属植物、はんのき属植物、ば
なれいし属植物、ひいらぎなんてん属植物、ひのき属植物、ひめしやくなげ属
植物、ひめつばき属植物、フィソカルプス属植物、フクシア属植物、ぶな属植
物、ヘテロメレス属植物、まいづるそう属植物、まつ属植物、まてばしい属植
物、まんさく属植物、みずき属植物、めぎ属植物、もくせい属植物、もくれん
属植物、もくれんもどき属植物、もちのき属植物、もみ属植物、やなぎ属植物、
やぶこうじ属植物、やぶにんじん属植物、ユーカリノキ属植物、ゆずりは属植
物、ゆりのき属植物、りんご属植物及びりんねそう属植物の生植物（種子及び
果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの並びにこれらの植物の葉、枝、樹
皮その他の部分（種子及び果実を除く。）及びこれらの植物の葉、枝、樹皮その
他の部分が微生物その他の生物により分解されて生じた有機物であつて、植物
の植込みの用又は植物が生育するための土壤の被覆の用に供するもの
ゼルコウア・カルビニフオリア及びにれ属植物の生植物（種子及び果実を除く
）及び木材

の植込みの用又は植物が生育するための土壌の被覆の用に供するもの
ゼルコウア・カルピニフォリア及びにれ属植物の生植物（種子及び果実を除く
）及び木材

きゆうり、すいか、せいようかぼちや、せいようかぼちや及びにほんかぼちやの交雑種、とうがん、にがり、にほんかぼちや、ペポかぼちや、メロン並びにゆうがおの生植物（果実を除き、種子を含む）であつて栽培の用に供するもの

あめりかばふう、ウルチカ・デイオイカ、エゴボデイウム・ボダグラリア
 おおいぬたで、おおぶどうほおずき、おらんだぜり、きだちとうがらし、こだ
 ちとまと、しまほおずき、しやく、しろぎ、セロリ、ソラヌム・ウンベリ
 フ、エルム、ソラヌム・エアグニフロリウム、ソラヌム・ドウルカマラ、
 こ、チャービル、とうがらし、トマト、ながばくこ、なす、にんじん、ば
 いしよ、フアロビア・コンウォルウルス、ヘラクレウム・スフォンディリ
 ウム及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの

1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。

2 1の検査証明書又はその写しには、*Opheiosoma novae-hollandiae* *subsp. novae-hollandiae* *subsp. novae-hollandiae* に侵されていないことが特記されていること。

1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。

2 1の検査証明書又はその写しには、次のいずれかの措置が行われ、かつ、*Acidovorax avenae subsp. citrulli* (スイカ果実汚斑細菌病菌) に侵されていないことが特記されていること。

一 栽培地において *Acidovorax avenae subsp. citrulli* (スイカ果実汚斑細菌病菌) を発見するために適切と認められる方法による検査が行われていること。

二 核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われていること。

1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。

2 1の検査証明書又はその写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、*Candidatus Liberibacter solanacearum* に侵されていないことが特記されていること。

二十一 大韓民国、中華人民共和国、トルコ、イタリア、ギリシャ、スペイン、スロベニア、フランス、ポルトガル、アルゼンチン、チリ、オーストラリア、ニュージーランド

えのころぐさ、キウイフルーツ、きり、さるなし、しまさるなし、ながえつるのげいとう及びみやまたたびの生植物（種子及び果実を除き、花粉を含む）であつて栽培の用に供するもの

二十二 パキスタン、マレーシア、アラブ首長国連邦、イエメン、イスラエル、イラク、イラン、オマーン、サウジアラビア、シリア、トルコ、ヨルダン、レバノン、イタリア、キプロス、スペイン、フランス、アルジェリア、エジプト、スーダン、ソマリア、チュニジア、モロッコ、リビア、アメリカ合衆国、ベネズエラ、メキシコ、ニュージーランド

ごま、せいようわさび、セロリー、にちにちそう、にんじん、からたち属植物、きんかん属植物及びみかん属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの

二十三 台湾、イスラエル、イラン、イタリア、スペイン、フランス、ポルトガル、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、エクアドル、コスタリカ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、メキシコ

アガテイス・アウストラリス、アスパラガス・アクティフォリウス、アデノカルプス・ラインジイ、アボカド、あめりかえのき、あめりかさいかち、あめりかのうぜんかずら、あめりかのきび、あめりかふじ、あめりかむらさきしきぶ、あめりかやまぼうし、ありたそう、アルテルナンテラ・テネラ、アルヌス・ロンビフォリア、アルビジア・ユリブリッッシン、アルブツ・ウネド、アレクトリオン・エクスケルルス、イウア・アンヌア、いたどり、いちじく、いちよう、いぬびえ、いわだれそう、ウイキア・ルドウイキアナ、ウィブルヌム・ティヌス、うらじろあかめがしわ、エキウム・プランタギネウム、エスカロニア・モンテピデンシス、えぞのへびいちご、エリオケファルス・アフリカヌス、エリカ・キネレア、エレモフィラ・マクラタ、エンケリア・ファリノサ、おおあざみ、おきなわすずめうり、おとめふうろ、おひしば、オリガヌム・マヨラナ、かき、ガザニア・リゲンス、かじのき、かなむぐら、カマエクリスタ・ファスキククタ、からすむぎ、からたち、カリプトカルプス・ピアリスタツス、カロケファルス・ブラウニー、きぬげちちこぐさ、ぎよりゆうもどき、きんごじか、ぎんばいか、グレイヴィレア・ユニベリナ、クロトン・セティゲルス、クロリス・ハロフィラ、げつけいじゆ、コエロラキス・キリンドリカ、ごくらくちようか、こしようぼく、こせんだんぐさ、こだちあさがお、こぬかぐさ、こはこべ、コリノカルプス・ラエウイガツス、コロニラ・ヴァレンティナ、さるおがせもどき、サルソラ・ツラグス、シジギウム・パニクラツム、シシンプリウム・イリオ、ジヤカラランダ・ミモシフォリア、しろがねよし、しろざ、しんくりのいが、シンフィオトリクム・ディウアリカツム、すずめのかたびら、すべりひゆ、スペルマコセ・ラティフォリア、せいばんもろこし、せいようきづた、せいようきようちくとう、せいようたんぼぼ、せいようめしだ、セタリア・マグナ、ソ

1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。
2 1の検査証明書又はその写しには、次のいずれかの措置が行われ、かつ、Pseudomonas syringae pv. actinidiae biovar 3に侵されていないことが特記されていること。

一 花粉については、輸出国の政府機関が指定するPseudomonas syringae pv. actinidiae biovar 3が発生していない生産園地において生産され、かつ、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われること。

二 花粉以外の生植物については、Pseudomonas syringae pv. actinidiae biovar 3が発生していない状態が維持されている地域として輸出国の政府機関が指定する地域において生産されること。

1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。
2 1の検査証明書又はその写しには、適切な血清学的診断法又は核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、Spiroplasma citriに侵されていないことが特記されていること。

1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。
2 1の検査証明書又はその写しには、適切な血清学的診断法又は核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、Xylella fastidiosaに侵されていないことが特記されていること。

フォラ・セクンディフロラ、だいこん、たちじやこうそう、ダツラ・ライティ
 イ、たわだぎく、チタルパ・タシユケンテンシス、つるうめもどき、つるめひ
 しば、ディットリキア・ウイスコサ、テウクリウム・カピタツム、テードまつ、
 どくにんじん、とげちしや、なずな、なつづばき、なはかのこそう、なんてん、
 ネブツニア・ルテア、のりうつぎ、はいきんぼうげ、はうちわのき、はぜらん、
 パッシフロラ・フォエティダ、バーベナ・リトラリス、パラゴムノキ、はりえ
 んじゆ、はりまつり、パルテニウム・ヒステロフォルス、ハロラギス・エレク
 タ、ピスタシオノキ、ヒポカエリス・ブラシリエンシス、ひめいらくさ、ファ
 グナロン・サクサチレ、ファラリス・アングスタ、フクシア・マゲラニカ、ふ
 くわばもくげんじ、プテリディウム・アキイリヌム、ぶな、フラングラ・アル
 ヌス、ヘテロテカ・グランディフロラ、ヘテロメレス・アルプティフォリア、
 ほそばめはじき、ホホバ、マーガレット、マルウア・パルウイフロラ、マルビ
 ウム・ウルガレ、まんねんろう、みなとあかざ、むぎくさ、むくろじ、むらさ
 きはしどい、めぎ、メリキツス・ラミフロルス、メリコペ・テルナタ、メリタ・
 シンクライリー、メリツサ・オッフイキナリス、メレミア・マクロカリクス、
 モディオラ・カロリニアナ、もみじばふう、モンテアストルム・リネアレ、
 モンティア・リネアリス、やつで、やぶちよろぎ、ユーゲニア・ミルティフオ
 リア、ユニベルス・アシエイ、ゆりのき、ラヴァテラ・クレティカ、ラティビ
 ダ・コルムナリス、ルドヴィギア・グランディフロラ、レタマ、あかしあ属植
 物、あきのきりんそう属植物、アニサンサ属植物、あぶらな属植物、アルクト
 スタフィロス属植物、アンティリス属植物、いぬたで属植物、いぼたのき属植
 物、ヴァーノニア属植物、ウエストリンギア属植物、うまごやし属植物、うる
 し属植物、ウロクロア属植物、エウリオプス属植物、えにしだ属植物、エリオ
 ゴヌム属植物、エリシムム属植物、おおきせわた属植物、おおばこ属植物、お
 おふとも属植物、オステオスペルムム属植物、おとぎりそう属植物、おなも
 み属植物、おらんだふう属植物、オリブ属植物、かえで属植物、カッシア
 属植物、カマエシケ属植物、かやつりぐさ属植物、カリコトメ属植物、きいち
 ご属植物、ぎしぎし属植物、きだちるりそう属植物、きび属植物、ぎようざし
 ば属植物、きんかん属植物、ぐみ属植物、くるみ属植物、クレマティス属植物、
 ころうめもどき属植物、くわ属植物、くわがたそう属植物、こじあおい属植物、
 こなら属植物、コニザ属植物、コーヒーノキ属植物、コプロスマ属植物、コロ
 キア属植物、コロノプス属植物、さくら属植物、サツサfras属植物、サルウ
 イア属植物、さるすべり属植物、サントリナ属植物、しながわはぎ属植物、し
 やじくそう属植物、すいかずら属植物、すげ属植物、すずかけのき属植物、す
 ずめのちやひき属植物、すずめのひえ属植物、すのき（こけもも）属植物、ス
 トレプトカルパス属植物、スパルティウム属植物、せいようひるが属植物、セ
 ネキオ属植物、センナ属植物、せんねんぼく属植物、ちからしば属植物、つ
 た属植物、つゆくさ属植物、つるにちにちそう属植物、デイモルフオテカ属植
 物、とうだいぐさ属植物、どくむぎ属植物、とちのき属植物、とねりこ属植物、
 とべら属植物、なし属植物、なす属植物、なつめやし属植物、にくきび属植物、
 にちにちそう属植物、にれ属植物、にわとこ属植物、のげし属植物、のぶどう
 属植物、はしかぐさもどき属植物、バックカリス属植物、はなすおう属植物、は
 まあかざ属植物、はまごう属植物、ばら属植物、はりえにしだ属植物、ばんじ
 ろう属植物、ひとつばえにしだ属植物、ひとつばたこ属植物、ひまわり属植物、
 ひめはぎ属植物、ひゅ属植物、フィリレア属植物、フォルミウム属植物、ぶた
 くさ属植物、ぶどう属植物、ふよう属植物、ブラキグロツティス属植物、ペカ
 ン属植物、ヘーベ属植物、ペラルゴニウム属植物、ヘリクリスム属植物、ヘ

二十四 インド、中華人民共和国、パキスタン、バングラデシュ、アフガニスタン、イスラエル、イラン、トルコ、イタリア、ウクライナ、英国、オーストリア、オランダ、カザフスタン、ギリシャ、クロアチア、スペイン、スロベニア、チェコ、ドイツ、フランス、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、マルタ、モンテネグロ、ロシア、ウガンダ、エジプト、ガーナ、ケニア、ナイジェリア、アメリカ合衆国、コスタリカ、ドミニカ共和国、ベネズエラ、ペルー、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド	ンルーダ属植物、まつむしそう属植物、まめぐんばいなずな属植物、ミオポルム属植物、みかん属植物、みちやなぎ属植物、むかしよもぎ属植物、メガシルス属植物、めひしば属植物、もくれん属植物、もちのき属植物、やなぎ属植物、ユーカリノキ属植物、よもぎ属植物、ラウアンドウ属植物、ルピヌス属植物及びわすれぐさ属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、Potato spindle tuber viroid（ジャガイモやせいもウイロイド）に侵されていないことが特記されていること。
二十五 中華人民共和国、イスラエル、シリア、トルコ、アイルランド、イタリア、英国、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、チェコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、リトアニア、カナリア諸島、南アフリカ共和国、モロッコ、アメリカ合衆国、カナダ、エクアドル、チリ、ペルー、メキシコ、ニュージーランド	トマトの種子であつて栽培の用に供するもの並びにあらげしゆんぎく、いぬほおずき、エキウム・クレティクム、エキウム・フミレ、きだちたばこ、けちようせんあさがお、コニザ・アルビダ、シシンブリウム・イリオ、せいようたんぽぽ、ディプロタクシス・エルコイデス、トマト、バツシア・スコパリア、ばれいしよ、ピプタテルム・ムルティフォルム、ひろはひるがお、ペピーノ、ほんきんせんか、みなとあかざ、めぼうき、モリカンディア・アルウエンシス、ようしゆきだちるりそう、リコペルシコン・クメリエレウスキー、リコペルシコン・バルウイフォルム、おおばこ属植物、オノポルドウム属植物、ぎしぎし属植物、コロノプス属植物、せいようひるがお属植物、ぜにあおい属植物、のげし属植物及びひゆ属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、適切な血清学的診断法又は核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、Peppino mosaic virus に侵されていないことが特記されていること。
二十六 タイ、ベトナム、イタリア、英国、デンマーク、ドイツ、フランス、マリ、アメリカ合衆国、カナダ、コスタリカ	とうがらし及びトマトの種子であつて栽培の用に供するもの並びにグロキシニア（シーマニア）・ギムノストマ、グロキシニア（シーマニア）・ネマトントデス、グロキシニア（シーマニア）・ブルブラスケシス、コルムネア・エリトロフアエア、ソラヌム・ストラモニーフォルウム、とうがらし、トマト、ネマトンツス・ウェッツテイニ、ブルンフェルシア・ウンドウラタの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、Columnea latent viroid に侵されていないことが特記されていること。
二十七 インド、インドネシア、スリランカ、パキスタン、エジプト、カメルーン、スーダン、モロッコ、アメリカ合衆国、ガイアナ、キューバ、ジャマイカ、トリニダード・トバゴ、プエルトリコ、ベネズエラ、ペルー、メキシコ、ハワイ諸島	あかつゆ、アボカド、しろこやまもも、いちじく属植物、カリッサ属植物、きようちくとう属植物、なし属植物、にれ属植物、まさばがらしのき属植物、みかん属植物、もちのき属植物、ユーカリノキ属植物及びりんご属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、栽培地においてSphaeropsis tumefaciens（カンキツ類てんぐ巣病菌）を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、Sphaeropsis tumefaciens（カンキツ類てんぐ巣病菌）に侵されていないことが特記されていること。

二十八	インドネシア、イスラエル、イタリア、オーストリア、オランダ、クロアチア、スロベニア、ドイツ、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ガーナ、コートジボワール、セネガル、チュニジア	トマトの種子であつて栽培の用に供するもの並びにストレプトソレン・ジェイムソニー、ソラヌム・ラントネッティ、たまさん、つるはななす、トマト、ケストルム属植物及びブルグマンシア属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、Tomato apical stunt viroid に侵されていないことが特記されていること。
二十九	インド、英国、スロベニア、チェコ、フィンランド、フランス、アメリカ合衆国、メキシコ、ハワイ諸島	トマト、なす及びペチュニア属植物の種子であつて栽培の用に供するもの並びにとべら、トマト、なす、ひめつるにちにちそう、カリブラコア属植物、バーベナ属植物及びペチュニア属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、Tomato chlorotic dwarf viroid（トマト退緑萎縮ウイロイド）に侵されていないことが特記されていること。
三十	タイ、ベトナム、オランダ、カナダ	とうがらし及びトマトの生植物（果実を除き、種子を含む。）であつて栽培の用に供するもの	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、Pepper chat fruit viroid に侵されていないことが特記されていること。
三十一	カナダ、メキシコ	トマトの種子であつて栽培の用に供するもの並びにソラヌム・カルディオフォルム及びトマトの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、Tomato planta macho viroid に侵されていないことが特記されていること。
三十二	イラン、トルコ、アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、北マケドニア共和国、ギリシャ、キルギス、クロアチア、コソボ、ジョージア、スペイン、スロベニア、セルビア、タジキスタン、ドイツ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシア、ザンビア、チュニジア、モリシヤス、アメリカ合衆国、カナダ、コロンビア、ブラジル、ベネズエラ、メキシコ、オーストラリア	いんげんまめ、ささげ及びだいずの種子であつて栽培の用に供するもの	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、栽培地においてCurtobacterium flaccumfaciens pv. flaccumfaciens（インゲンマメ萎ちよう細菌病菌）を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、Curtobacterium flaccumfaciens（インゲンマメ萎ちよう細菌病菌）に侵されていないことが特記されていること。
三十三	インド、パキスタン	あわ、こむぎ、しろくびえ、とうじんびえ、とうもろこし及びらつかせいの種子であつて栽培の用に供するもの並びにあわ、いね、おむぎ、オルデンランディア・アスペラ、こむぎ、しろくびえ、とうじんびえ、とうもろこし、ばん	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。

三十四 タイ、台湾、中華人民共和国、スペイン、ウガンダ、エチオピア、ケニア、コンゴ民主共和国、タンザニア、モザンビーク、ルワンダ、アメリカ合衆国、アルゼンチン、エクアドル、ブラジル、ペルー、メキシコ、ハワイ諸島	ばらまめ、もろこし及びらつかせいの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの	2 1の検査証明書又はその写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、 <i>Indian peanut clump virus</i> に侵されていないことが特記されていること。
三十五 イタリア、英国、オランダ、スウェーデン、ベルギー、ポーランド、アルジェリア、エチオピア、モロッコ、リビア	とうもろこしの種子であつて栽培の用に供するもの並びにコイクス・キネンシス、さとうきび、しこくびえ、せいばんもろこし、とうもろこし及びもろこしの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査が附着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、適切な血清学的診断法又は核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、 <i>Maize chlorotic mottle virus</i> に侵されていないことが特記されていること。
三十六 全ての地域	えんどう及びそらまめの種子であつて栽培の用に供するもの並びにアルファルファ、いんげんまめ、えんどう、きばなのはうちわまめ及びそらまめの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査が附着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、適切な血清学的診断法又は核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、 <i>Pea early brown virus</i> に侵されていないことが特記されていること。
三十七 インド、インドネシア、スリランカ、タイ、台湾、中華人民共和国、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、マレーシア、イラン、イタリア、ギリシャ、スペイン、ポルトガル、アルジェリア、カナリア諸島、セーシェル、チュニジア、モロッコ	いぬほおずき、とうがらし及びトマトの種子であつて栽培の用に供するもの並びにほおずき、いぬほおずき、ウエロニカ・シリアカ、かたばみ、しまつなそ、すべりひゆ、せいようたんぼぼ、ソラヌム・エラエグニフオリウム、トマト、はまふだんそう、ひめむかしよもぎ、マルウ・パルウイフロラ、みなとあかざ及びとうがらし属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査が附着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、 <i>Tomato brown rugose fruit virus</i> に侵されていないことが特記されていること。
三十八 インド、中華人民共和国、パキスタン、イラン、シリア、トルコ、ヨルダン、アルバニア、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、オーストリア、オランダ、カザフスタン、北マケドニア共和国、キプロス、ギリシャ、クロアチア、スイス、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、モルドバ、モンテネグロ、	あまめしほ、いぬほおずき、エクバリウム・エラテリウム、オキムム・キリマンドスカリクム、おくら、カロトロピス・プロケラ、きゆうり、クロツサンドラ・インフンディブリフォルミス、クロトン・ボンプランディアナム、けし、ケナフ、けぶかわた、コッキニア・グランディス、ささげ、しまかんぎく、しるばなようしゆちようせんあさがお、すいか、せいようかぼちや、せんねんぼく、だいず、たかさぶろう、とうがん、とうごま、とかどへちま、トマト、なす、にがうり、にほんかぼちや、にんじん、のげし、パパイヤ、はやとうり、ばれいしよ、ひらまめ、フィサリス・ミニマ、へちま、ベニンカサ・フィスツロサ、ペポかぼちや、メロン、もみじひるがお、モモルディカ・ディオイカ、ゆうがお及びとうがらし属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査が附着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、適切な血清学的診断法又は核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、 <i>Tomato leaf curl New Delhi virus</i> に侵されていないことが特記されていること。
三十九 インド、中華人民共和国、パキスタン、イラン、シリア、トルコ、ヨルダン、アルバニア、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、オーストリア、オランダ、カザフスタン、北マケドニア共和国、キプロス、ギリシャ、クロアチア、スイス、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、モルドバ、モンテネグロ、	せいようまゆみ、ながばくこ、ようしゆいぼた、さくら属植物、しなの属植物及びしもつけ属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査が附着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、栽培地において <i>Plum pox virus</i> （ウメ輪紋ウイルス）を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、 <i>Plum pox virus</i> （ウメ輪紋ウイルス）に侵されていないことが特記されていること。

ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ルーマニア、ロシア、エジプト、チュニジア、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、チリ		
三十九 アメリカ合衆国、カナダ	とうもろこしの種子であつて栽培の用に供するもの	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、栽培地において <i>Clavibacter michiganensis subsp. nebraskensis</i> (トウモロコシ葉枯細菌病菌) を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、 <i>Clavibacter michiganensis subsp. nebraskensis</i> (トウモロコシ葉枯細菌病菌) に侵されていないことが特記されていること。
四十 中華人民共和国、ベトナム、マレーシア、イタリア、ウクライナ、ポーランド、ルーマニア、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、ガイアナ、コスタリカ、プエルトリコ、ペルー、ボリビア、メキシコ	テオシント及びとうもろこしの種子であつて栽培の用に供するもの並びにテオシント、とうもろこし及びさとうきび属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、次のいずれかの措置が行われ、かつ、 <i>Pantoea stewartii subsp. stewartii</i> (トウモロコシ萎ちよう細菌病菌) に侵されていないことが特記されていること。 一 栽培地において <i>Pantoea stewartii subsp. stewartii</i> (トウモロコシ萎ちよう細菌病菌) を発見するために適切と認められる方法による検査が行われていること。 二 核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われていること。
別表二の三 (第三十一条の三関係)	機械器具その他の設備	
検査の区分	一 顕微鏡	
植物の栽培地における検査	二 その他上欄に掲げる検査を行うのに必要な機械器具その他の設備	
別表二の四 (第三十一条の三関係)	機械器具その他の設備	
検査の区分	一 保護具	
消毒に関する検査	二 その他上欄に掲げる検査を行うのに必要な機械器具その他の設備	
別表二の五 (第三十一条の三関係)	機械器具その他の設備	
検査の区分	検査の内容	機械器具その他の設備
遺伝子の検査その他の高度の技術を要する検査	遺伝子診断	一 核酸増幅器 二 滅菌機

別表二の六（第三十一条の四関係）			
血清学的診断	微生物学的検査	栽培検定又は植物への接種による病徴診断・病原性検査	線虫検査
三 その他中欄に掲げる内容の検査を行うのに必要な機械器具その他の設備	一 恒温器 二 その他中欄に掲げる内容の検査を行うのに必要な機械器具その他の設備	一 温室又は人工気象機器 二 その他中欄に掲げる内容の検査を行うのに必要な機械器具その他の設備	一 顕微鏡 二 その他中欄に掲げる内容の検査を行うのに必要な機械器具その他の設備

別表二の六（第三十一条の四関係）	機械器具その他の設備
検査の区分	一 検査器具
植物又は物品及びこれらの容器包装の目視による検査	二 その他上欄に掲げる検査を行うのに必要な機械器具その他の設備

別表三（第三十五条の二、第三十五条の四関係）	地域	植物又は指定物品	備考（まん延防止を必要とする有害動物又は有害植物）
一 北緯二十六度以南の南西諸島（大東諸島、宮古群島及び八重山群島を除く。）	かぼちや、すいか及びとうがんの生果実		ウリミバエ
二 北緯三十度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）	さつまいも属植物の生茎葉及び生塊根等の地下部（さつまいもの生塊根であつて第三十五条の五第一項の消毒の確認を受けたものを除く。）		サツマイモノメイガ
三 北緯二十七分度十分以南の南西諸島（大東諸島を含む、与論島を除く。）	からたち属、きんかん属及びみかん属植物の生植物（種子及び果実を除く。）		カンキツグリーニング病菌
四 北緯二十七分度五十八分以南、北緯二十七分度十分以北の南西諸島（徳之島を除く）、与論島	からたち属、きんかん属及びみかん属植物の生植物（種子及び果実を除く。）		カンキツグリーニング病菌
五 北緯二十七分度十分以南の南西諸島（大東諸島を含む、与論島を除く。）	アエグロプシス・チヴァリエリ、アタランテア・ミシオニス、アフラエグレ・ガボネンシス、アフラエグレ・パニキュラタ、いちじく、ウエプリス・ランケオラタ、エレモシトラス・グラウカ、オオバゲツキツ、グミミカン、クラウセナ・アニスムーオレンス、クラウセナ・インディカ、クラウセナ・エクスキャバタ、クリメニア・ポリアンドラ、ゲツキツ、コルディア・ミクサ、サルカケミカン、シトロプシス・ギレティアナ、シトロプシス・スクウエインフルテイ、スウイングレア・グルティノーサ、ゾウノリンゴ、ツゲコウジ、ナリンギ・クレヌラタ、バルサモシトラス・ダウイ、パンブルス・ミシオニス、ベルノキ、ミクロシトラス・アウストララシカ、ミクロシトラス・アウストラリス、ミクロシトラス・パプアナ、メリリア・カロキシオン、ワンピ、からたち属、きんかん属及びみかん属の生植物（種子及び果実を除く。）	ミカンキジラミ	
六 北緯二十七分度五十八分以南、北緯二十七分度十分以北の南西諸島（徳之島を除く）、与論島	アエグロプシス・チヴァリエリ、アタランテア・ミシオニス、アフラエグレ・ガボネンシス、アフラエグレ・パニキュラタ、いちじく、ウエプリス・ランケオラタ、エレモシトラス・グラウカ、オオバゲツキツ、グミミカン、クラウセナ・アニスムーオレンス、クラウセナ・インディカ、クラウセナ・エクスキャバタ、クリメニア・ポリアンドラ、ゲツキツ、コルディア・ミクサ、サルカケミカン、シトロプシス・ギレティアナ、シトロプシス・スクウエインフルテイ、スウイングレア・グルティノーサ、ゾウノリンゴ、ツゲコウジ、ナリンギ・クレヌラタ、バルサモシトラス・ダウイ、パンブルス・ミシオニス、ベルノキ、ミクロシトラス・アウストララシカ、ミクロシトラス・アウストラリス、ミクロシトラス・パプアナ、メリリア・カロキシオン、ワンピ、からたち属、きんかん属及びみかん属の生植物（種子及び果実を除く。）	ミカンキジラミ	

別表四（第三十五条の二、第三十五条の五関係）	地域	植物又は指定物品	備考（まん延防止を必要とする有害動物又は有害植物）

地域	植物	別表六（第三十五条の七関係）				別表五（第三十五条の六関係）			
		指定物品	方法	使用薬剤及び薬量	消毒基準	消毒時間	備考	地域	植物
地域	植物	ポスカン の生果実	臭化メ チルク ん蒸	臭化メチル くん蒸庫一 立方メートル 当たり五 グラム	一五〇二 度	二時 間半	1 くん蒸中は、かくはん装置で庫内のガスをかくはんし、ガス濃度の均一化を図る。 2 ポスカンの生果実の臭化メチルクん蒸は、採果後七日以上経過したものについて行う。 3 パスカンの生果実の蒸熱処理は、湿度九〇パーセント以上の蒸熱処理庫内において、蒸熱処理庫一立方メートル当たり一四〇キロ ラム以下の生果実の量のものについて行う。 4 ネットメロンの生果実の蒸熱処理は、湿度九〇パーセント以上の蒸熱処理庫内において、蒸熱処理庫一立方メートル当たり一五〇キ ログラム以下の生果実の量のものについて行う。 5 ビーマンの生果実の蒸熱処理は、湿度九〇パーセント以上の蒸熱処理庫内において、蒸熱処理庫一立方メートル当たり九〇キログ ラム以下の生果実の量のものについて行う。 6 マンゴウの生果実の蒸熱処理は、湿度九〇パーセント以上の蒸熱処理庫内において、蒸熱処理庫一立方メートル当たり八〇キログ ラム以下の生果実の量のものについて行う。 7 にかうりの生果実の蒸熱処理は、湿度九〇パーセント以上の蒸熱処理庫内において、蒸熱処理庫一立方メートル当たり一〇〇キログ ラム以下の生果実の量のものについて行う。 8 さつまいもの生果実の蒸熱処理は、湿度九五パーセント以上の蒸熱処理庫内において、当該蒸熱処理庫内の温度を四時間で三一度か ら四一度まで一定の上昇率で上げてから行う。 9 消毒基準温度は、くん蒸にあつてはくん蒸庫内の温度とし、蒸熱処理にあつては生果実又は生塊根の中心の温度とする。 10 消毒は、包装前にすかし箱に入れて行う。 11 消毒は、植物防疫所長が定める基準に該当する施設等において行う。	一 北緯二十六度以南の南西諸島（大東諸島、宮古群島及び八重山群島を除く。） 二 北緯二十六度以南の南西諸島（大東諸島、宮古群島及び八重山群島を除く。） 三 北緯二十九度十一分以南の南西諸島（大東諸島を含む）、小笠原諸島 四 北緯三十度以南の南西諸島（大東諸島を含む、津堅島、久米島、奥武島（沖縄県 島尻郡久米島町）及びオーハ島を除く。）、小笠原諸島 五 北緯三十度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）	トマト、パパイヤ、ピーマン、ポスカン及びマン ゴウの生果実 ミカンコミバエ ウリミバエ イモゾウムシ アリモドキゾウムシ サツマイモノメイガ
		パイヤ の生果実	蒸熱処 理	一	四五〇四 度	三十分			
		ネットメ ロンの生 果実	蒸熱処 理	一	四五〇四 度	三十分			
		いんげん まめの生 果実	臭化メ チルク ん蒸	臭化メチル くん蒸庫一 立方メートル 当たり三 グラム	二〇〇二 度	二時 間半			
		ピーマン の生果実	蒸熱処 理	一	四三〇四 度	三十分			
		マンゴウ の生果実	蒸熱処 理	一	四三〇四 度	三十分			
		にかうり の生果実	蒸熱処 理	一	四五〇四 度	三十分			
		さつまい もの生塊 根	蒸熱処 理	一	四七〇四 度	三十分			
		根	蒸熱処 理	一	四七〇四 度	三十分			
		備考							

一 北緯二十六度以南の南西諸島（大東諸島、宮古群島及び八重山群島を除く。）	かんきつ類（ボンカンを除く。）、わんび、びわ、ざくろ、いちじく、がじゅまる、りゅうがん、れいし、ごれんし、アボカド、ランブータン、くろつぐ、びんろうじゆ、サントール、てりはぼく、ももたまな、いんどめてんぐ、おらんだいちご、オリブ、たいへいようぐるみ、なつめやし、やまもも、りんご、あかぎ、アキー、アザデイクタ・エクセルサ、アフゼリア・クシロカルバ、あまめしば、アラングウム・キネンセ、アラングウム・サルウィーフォルム、アルタボトリス・シアメンシス、アルタボトリス・モンテイロアエ、アルビニア・ムティカ、アレンガ・ウエスターハウティ、イカキナ・セネガレンシス、イクソラ・ジャワニカ、イクソラ・マクロテイルサ、いちじくぐわ、いぬびわ、イルビンギア・ガボネンシス、イルビンギア・マラヤナ、うどんげのき、ウバリア・カマエ、ウバリア・グランディフロラ、エクスコエカリヤ・アガロカ、エラエオカルプス・ハイグロフィルス、おうぎやし、おおいたび、おおいぬびわ、おおばらいちご、おきなわすめうり、オクレイナウクレア・メイキングイ、オピリア・アメンタケア、カカオノキ、カシエーナツツ、カッパリス・セビリア、カッパリス・トメントサ、からすうり、キオナンツス・パーキンソニー、キサントフィルム・アモエナム、キサントフィルム・フラウエスケンス、キシメニア・アメリカナ、きばなきようちくとう、きゆうり、きんきじゆ、ククルビタ・アルギロスベルマ、グネツム・グネモン、グメリナ・エリプティカ、グメリナ・フィリッペンシス、グリコスミス・ペンタフィラ、クリソバラヌス・イカコ、くろみのおきなわすめうり、コッキニア・グランデイス、こみのくろつぐ、コルディア・ミクサ、コルディア・ピンナータ、さとうやし、サバ・コモレンシス、サバ・セネガレンシス、サラカやし、さるかけみかん、シトロフォオーチネラ・ミクロカルバ、しようべんのき、しろだも、すいか、スクレロカリヤ・ビレア、スコエフィア・フラグランス、セルティス・テトランドラ、たぶのき、ディレニア・オボバタ、デスモス・キネンシス、テトラクトミア・マジウス、てんじくいぬかんこ、てんにんか、とうぐわ、トリファシア・トリフォリア、ナウクレア・オリエンタリス、ながばのごれんし、なんようざくら、にがうり、ねぐろもも、ねじれふさまめのき、ハエマトスタフィス・バーテリ、はくさんぼく、バツカウレア・ラケモサ、バツカウレア・ラミフロラ、パイヤ、はまいぬびわ、はまびわ、パラミグニア・アンダマニカ、パリーナ・アナメンシス、ひょうたんのき、ひろはふさまめのき、フアグラエア・ケイラニカ、フアグラエア・ラケモサ、フィクス・エリゴドン、フィクス・オットニーフォリア、フィクス・グロツスラリオイデス、フィクス・コンカティアン、フィクス・ヒスピダ、フィクス・ベンジャミナ、フィサリス・ミニマ、フェイジョア、フラクフルティア・ルカム、ブレインニア・ラケモサ、ブレオニア・キネンシス、ヘイネア・トリジュガ、ベルノキ、ボリアルティア・ロンギフォリア、ホリガルナ・クルツイー、まるばちしやのき、まるめろ、マンメア・シアメンシス、ミクソピルム・スミラキフォルム、ミクロコス・トメントサ、めじろほおずき、メロン、モメルディカ・バルサミナ、やえやまあおき、やぶにつけい、らんばい、レピサンテス・テトラフィラ、レピサンテス・ルビギノサ、かき属植物、ぐみ属植物、さくら属植物、なし属植物、なす属植物、ばしり属植物（成熟していないバナナの生果実を除く。）、ばんのき属植物、ひいらぎとらのお属植物、マンゴウ属植物（マンゴウを除く。）、なつめ属植物、とけいそう属植物、あかてつ科植物、ふともも属植物、ばんれいし属植物、ふくぎ属植物、とうがらし属植物（ピーマンを除く。）、あかたねのき属植物、コーヒーノキ属植物、にんめんし属植物、ばんじろう属植物、ラッ属植物、ヒロセレウス属植物（イエローピタヤを除く。）、ぶどう属植物、カリッサ属植物、ユーゲニア属植物、リカニア属植物及びロリニア属植物の生果実	ミカン コミバエ 植物） 又は有害
二 北緯二十九度十一分以南の南西諸島（大東諸島を含む。）、小笠原諸島	さつまいも属植物、あさがお属植物及びひるが属植物の生茎葉及び生塊根等の地下部（さつまいもの生塊根を除く。）	イモ ゾウムシ
三 北緯二十六度以南の南西諸島（大東諸島、宮古群島及び八重山群島を除く。）	うり科植物の生果実（とうがん、すいか、かぼちや、ネットメロン及びにがうりの生果実を除く。）及びその生茎葉並びにアデニア・ホンダラ、アンノナ・セネガレンシス、いぬびわ、いぬほおずき、おおいたび、おおぶどうほおずき、カシエーナツツ、きだちとうがらし、きまめ、きんぎんなすび、くだものとかい、こだちとまと、ごれんし、ささげ、スウィートオレンジ、ストリクノス・スピノサ、ソラスム・アエティオピクム、ソラスム・アングイビ、ソラスム・セツシリフロム、ソラスム・トリロバツム、ソラスム・マクロカルボン、ソラスム・リンナエアナム、だいおうなすび、たまさんご、テトラステイダマ・レウコスタフィルム、とうがらし（ピーマンを除く。）、なす、なつめ、ばんじろう、ふじまめ、ももたまな、やんばるなすび、マンゴウ属植物（マンゴウを除く。）及びヒロセレウス属植物（イエローピタヤを除く。）の生果実	ウリ ミバエ
四 北緯三十度以南の南西諸島（大東諸島を含む。津堅島、久米島、奥武島（沖縄県島尻郡久米島町）及びオーハ島を除く。）、小笠原諸島	おおばはまあさがお、あさがお属植物、さつまいも属植物及びひるが属植物の生茎葉及び生塊根等の地下部（さつまいもの生塊根を除く。）	アリ モドキ ゾウムシ

五	北緯二十七度十分以南の南西諸島（大東諸島を含み、与論島を除く。）	アエグロブシス・チヴァリエリ、アタランテア・ミシオニス、カロデンデュラム・カペンシス、グミミカン、クラウセナ・インディカ、シトロンシラス・ウベリ、スウイングレア・グルティノーサ、ゾウノリンゴ、ツゲコウジ、バルサモシトラス・ダウイ、ミクロシトラス・アウストララシカ、ミクロシトラス・アウストラリス、ワンピ及びさるかけみかん属の生植物（種子及び果実を除く。）	カンキツグリーニング病菌
六	北緯二十七度五十八分以南、北緯二十七度十分以北の南西諸島（徳之島を除く。）、与論島	アエグロブシス・チヴァリエリ、アタランテア・ミシオニス、カロデンデュラム・カペンシス、グミミカン、クラウセナ・インディカ、シトロンシラス・ウベリ、スウイングレア・グルティノーサ、ゾウノリンゴ、ツゲコウジ、バルサモシトラス・ダウイ、ミクロシトラス・アウストララシカ、ミクロシトラス・アウストラリス、ワンピ及びさるかけみかん属の生植物（種子及び果実を除く。）	カンキツグリーニング病菌

別表七（第三十五条の七関係）

地域		有害動物又は有害植物
一	北緯二十六度以南の南西諸島（大東諸島、宮古群島及び八重山群島を除く。）	ミカンコミバエ及びウリミバエ
二	北緯二十九度十分以南の南西諸島（大東諸島を含む。）、小笠原諸島	イモゾウムシ
三	北緯二十八度十分以南の南西諸島（大東諸島を含む。）、小笠原諸島	アフリカマイマイ
四	北緯三十度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）、津堅島、久米島、奥武島（沖縄県島尻郡久米島町）及びオーハ島を除く。）、小笠原諸島	アリモドキゾウムシ
五	北緯三十度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）	サツマイモノメイガ
六	北緯二十七度十分以南の南西諸島（大東諸島を含む。）、与論島を除く。）	ミカンキジラミ
七	北緯二十七度五十八分以南、北緯二十七度十分以北の南西諸島（徳之島を除く。）、与論島	ミカンキジラミ
八	北緯二十七度十分以南の南西諸島（大東諸島を含む。）、与論島を除く。）	カンキツグリーニング病菌
九	北緯二十七度五十八分以南、北緯二十七度十分以北の南西諸島（徳之島を除く。）、与論島	カンキツグリーニング病菌

別表八（第三十五条の十二関係）

第一 有害動物	
(一) 節足動物	Bactrocera cucurbitae (ウリミバエ) Bactrocera dorsalis species complex (ミカンコミバエ種群) Bactrocera tryoni (クインスランドミバエ) Ceratitis capitata (チチュウカイミバエ) Cydia pomonella (コドリンガ) Cylas formicarius (アリモドキゾウムシ) Euscepes postfasciatus (イモゾウムシ) Leptinotarsa decemlineata (コロラドハムシ) Mayetiola destructor (ヘシアンバエ) Tuta absoluta (トマトキバガ)
(二) 線虫	Globobera pallida (ジャガイモシロシストセンチュウ) Globoderarostochiensis (ジャガイモシストセンチュウ) Heterodera schachtii (テンサイシストセンチュウ) Meloidogyne chitwoodi (コロンビアネコブセンチュウ) Meloidogyne enterolobii Radopholus citrophilus (カンキツネモグリセンチュウ) Radopholus similis (バナナネモグリセンチュウ) Achatina fulica (アフリカマイマイ)
(三) その他無脊椎動物	
(四) その他	Ditylenchus angustus (イネクキセンチュウ) その他日本に産しない各種の検疫有害動植物であつてイネを害するもの
第二 有害植物	

(一) 真菌及び粘菌	Ramularia collodicygni Synchytrium endobioticum (ジャガイモがんしゅ病菌) Thecaphora solani
(二) 細菌	Acidovorax avenae subsp. citrullii (スイカ果実汚斑細菌病菌) Candidatus Liberibacter africanus (カンキツグリーニング病菌アフリカ型) Candidatus Liberibacter americanus (カンキツグリーニング病菌アメリカ型) Candidatus Liberibacter asiaticus (カンキツグリーニング病菌アジア型) Curtobacterium flaccumfaciens pv. flaccumfaciens (インゲンマメ萎ちよう細菌病菌) Erwinia amylovora (火傷病菌) Spiroplasma citri Xylella fastidiosa
(三) ウイルス (ウイロイドを含む。)	Columnea latent viroid Peperomia mosaic virus Peperomia chafruit viroid Plum pox virus (ウメ輪紋ウイルス) Potato spindle tuber viroid (ジャガイモやせいもウイロイド) Tomato apical stunt viroid Tomato brown rugose fruit virus Tomato chlorotic dwarf viroid (トマト退緑萎縮ウイロイド) Tomato leaf curl New Delhi virus Tomato mottle mosaic virus
(四) その他	Balansia oryzae sativae (イネミイラ穂病菌)、Xanthomonas oryzae pv. oryzicola (イネ条斑細菌病菌) その他 日本に産しない各種の検疫有害動植物であつてイネを害するもの

別表九 (第三十五条の十三関係)

第一 有害動物	Bactrocera cucurbitae (ウリミバエ) Bactrocera dorsalis species complex (ミカンコミバエ種群) Bactrocera tryoni (クインスランドミバエ) Ceratitis capitata (チチュウカイミバエ) Cydia pomonella (コドリンガ) Cylas formicarius (アリモドキゾウムシ) Euscepes postfasciatus (イモゾウムシ)
第二 有害植物	Candidatus Liberibacter africanus (カンキツグリーニング病菌アフリカ型) Candidatus Liberibacter americanus (カンキツグリーニング病菌アメリカ型) Candidatus Liberibacter asiaticus (カンキツグリーニング病菌アジア型) Erwinia amylovora (火傷病菌)
別表十 (第四十条関係)	寄主植物又は宿主植物 第一 有害動物 有害動物又は有害植物
一 アスパラガス	アザミウマ類
二 いちじ	アザミウマ類、アブラムシ類、コナジラミ類及びハダニ類
三 いね	イネドロオイムシ、イネミズゾウムシ、コブノメイガ、スクミリンゴガイ、セジロウンカ、ツマグロヨコバイ、トビイロウンカ、ニカメイガ、斑点米カメムシ類、ヒメトビウンカ及びフタオビコヤガ
四 おうとう	ハダニ類

五	かき	アザミウマ類、カイガラムシ類、カキノヘタムシガ及びハマキムシ類
六	かんきつ	アザミウマ類、アブラムシ類、ハダニ類、ミカンサビダニ及びミカンバエ
七	きく	アザミウマ類、アブラムシ類及びハダニ類
八	キャベツ	アブラムシ類及びモンシロチョウ
九	きゆうり	アザミウマ類、アブラムシ類、コナジラミ類及びハダニ類
十	さつまいも	ナカジロシタバ
十一	さといも	アブラムシ類
十二	さとうきび	カンシヤコバナナガカメムシ及びメイチュウ類
十三	すいか	アブラムシ類
十四	だいこん	アブラムシ類
十五	だいず	アブラムシ類、吸実性カメムシ類、フタスジヒメハムシ及びマメシンクイガ
十六	たまねぎ	アザミウマ類
十七	ちや	アザミウマ類、カイガラムシ類、チャトゲコナジラミ、チャノホソガ、チャノミドリヒメヨコバイ、ハダニ類及びハマキムシ類
十八	トマト	アザミウマ類、アブラムシ類及びコナジラミ類
十九	ながいも	アブラムシ類
二十	なし	アブラムシ類、カイガラムシ類、シンクイムシ類、ニセナシサビダニ、ハダニ類及びハマキムシ類
二十一	なす	アザミウマ類、アブラムシ類及びハダニ類
二十二	ねぎ	アザミウマ類、アブラムシ類、ネギコガ及びネギハモグリバエ
二十三	はくさい	アブラムシ類
二十四	はす	ハスクビレアブラムシ
二十五	ばれいしよ	アブラムシ類及びジャガイモシストセンチュウ
二十六	ピーマン	アブラムシ類
二十七	ぶどう	アザミウマ類
二十八	ほうれんそう	アブラムシ類
二十九	もも	シンクイムシ類及びハダニ類
三十	りんご	シンクイムシ類、ハダニ類及びハマキムシ類
三十一	レタス	アブラムシ類
三十二	なす科植物	ナスミバエ
三十三	ばら科植物	クビアカツヤカミキリ
三十四	対象植物を定めないもの	オオタバコガ、果樹カメムシ類、コナガ、シロイチモジヨトウ、ハスモンヨトウ及びヨトウガ
第二 有害植物		
一	いちご	うどんこ病菌、炭疽病菌及び灰色かび病菌
二	いね	稲こうじ病菌、いもち病菌、ごま葉枯病菌、縞葉枯病ウイルス、白葉枯病菌、苗立枯病菌、ばか苗病菌、もみ枯細菌病菌及び紋枯病菌
三	うめ	かいよう病菌及び黒星病菌
四	えんどう	萎ちよう病菌
五	おうとう	灰星病菌
六	かき	炭疽病菌
七	かんきつ	かいよう病菌、黒点病菌及びそうか病菌
八	キウイフルーツ	かいよう病菌
九	きく	白さび病菌
十	キャベツ	菌核病菌及び黒腐病菌
十一	きゆうり	うどんこ病菌、褐斑病菌、炭疽病菌、灰色かび病菌、斑点細菌病菌及びべと病菌
十二	さつまいも	基腐病菌
十三	だいず	紫斑病菌

十四	たまねぎ	白色疫病菌及びべと病菌
十五	ちや	炭疽病菌
十六	てんさい	褐斑病菌及び西部萎黄病ウイルス
十七	トマト	うどんこ病菌、疫病菌、黄化葉巻病ウイルス、すすかび病菌、灰色かび病菌及び葉かび病菌
十八	なし	赤星病菌、黒星病菌及び黒斑病菌
十九	なす	うどんこ病菌、すすかび病菌及び灰色かび病菌
二十	にんじん	黒葉枯病菌
二十一	ねぎ	黒斑病菌、さび病菌及びべと病菌
二十二	ばれいしょ	疫病菌
二十三	ピーマン	うどんこ病菌
二十四	ぶどう	晚腐病菌、灰色かび病菌及びべと病菌
二十五	むぎ	赤かび病菌、うどんこ病菌及びさび病菌類
二十六	もも	せん孔細菌病菌
二十七	りんご	黒星病菌及び斑点落葉病菌
二十八	レタス	菌核病菌及び灰色かび病菌

第一号様式（用紙の大きさは、日本産業規格 A 6 とし、中央点線の所から二つ折りとする。）（第二条関係）

第一号様式（用紙の大きさは、日本産業規格 A 6 とし、中央点線の所から二つ折りとする。）（第二条関係）

（イ）（表面）

第五条 植物防疫官及び植物防疫員は、この法律により職務を執行するときは、その身分を示す証票を携帯し、且つ、前条第一項の規定による権限を行うとき、又は関係者の要求があつたときは、これを呈示しなければならない。

2（略）

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四条第一項の規定による検査若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

二 第四条第二項の規定による命令に違反したとき。

三（九）（略）

植物防疫官証
（植物防疫法第五条第一項の規定による証票）

（裏面）

第 号 年 月 日 交付

植物防疫官

官 職
氏 名
生 年 月 日

写 真

第三条 この法律に規定する検査又は防除に従事させるため、農林水産省に植物防疫官を置く。

2・3（略）

第四条 植物防疫官は、有害動物若しくは有害植物であることの疑いのある動植物（以下この項において「疑いのある動植物」という。）又は有害動物若しくは有害植物が付着しているおそれがある動植物、土若しくは農機具その他の農林水産省令で定める物品（以下「指定物品」という。）若しくはこれらの容器包装があると認めるときは、土地、貯蔵所、倉庫、事業所、船舶、車両又は航空機に立ち入り、当該疑いのある動植物並びに当該動植物、土及び指定物品並びにこれらの容器包装等を検査し、関係者に質問し、又は検査のため必要な最少量に限り、当該疑いのある動植物若しくは当該動植物、土若しくは指定物品若しくはこれらの容器包装を無償で集取することができる。

2 前項の規定による検査の結果、有害動物又は有害植物があると認めた場合において、これを駆除し、又はそのまん延を防止するため必要があるときは、植物防疫官は、当該有害動物若しくは有害植物を所有し、若しくは管理する者に対し、その廃棄を命じ、又は当該動植物、土若しくは指定物品若しくはこれらの容器包装、土地、貯蔵所、倉庫、事業所、船舶、車両若しくは指定物品若しくはこれらの容器包装、管理する者に対し、その消毒を命ずることができる。

3・4（略）

(植物防疫法第五条第一項の規定による証票) 植物防疫員証	
--	--

(口) (表面)

植物防疫法(抄) 第三第 (略) 2 植物防疫官が行う検疫又は防除の事務を補助させるため、 農林水産省に植物防疫員を置くことができる。 3 (略) 第五条 植物防疫官及び植物防疫員は、この法律により職務を 執行するときは、その身分を示す証票を携帯し、且つ、前条 第一項の規定による権限を行うとき、又は関係者の要求があ つたときは、これを呈示しなければならない。 2 (略)	第 号 年 月 日 交付 植物防疫員 所 氏 生 属 名 年 月 日 写 真
--	--

(裏面)

第 二 号 様 式（第七条関係）（昭二七農令二〇・昭四七農令二九・昭四九農令
四六・昭五三農令四九・ホ一農令一・令一農令令（三・一第改正）

輸入禁止品輸入許可申請書

下記のとおり.....を輸入したいので許可願いたく.....
植物防疫所を経由して申請いたします。

住 所
職 業

氏 名

年 月 日
農林水産大臣 殿

※普通名称及び学名	
※数量及び細数	
※採取地又は産地	
輸送の方法及び経路 (郵便物の場合は発送地)	
輸入の際經由する植物防疫所名	
輸入の目的	

※発送人の住所・職業・氏名	
※荷受人の住所・職業・氏名	
輸入の予定年月日	
輸送中の包装状態	
輸入後の管理方法及び場所	
利用期間及び利用後における処 理方法	
輸入後の管理責任者氏名	
その他参考となるべき事項	

備考

※印の欄には、欧文を併記すること。

第三号様式（第七条関係）

IMPORT CERTIFICATE	
Import Permit No. _____	
Date of Issue: _____	
This is to certify that the undermentioned obtained the permit under Article 7 paragraph 1 of the Plant Protection Act. In case the following articles are shipped, this certificate shall without fail be attached to each container thereof.	
Item: _____	
Quantity: _____	
Name and Address of the person who obtained the permit: _____	
Name and Address of the shipper: _____	
Remarks: 1. The import is permitted only during the period from _____ to _____.	
2. The package shall be shipped by the Plant Protection Station stated below to the consignee after the inspection by the said Station.	
MINISTRY OF AGRICULTURE, FORESTRY AND FISHERIES	

SUB-STATION	
DESTINATION: _____ BRANCH	
PLANT PROTECTION STATION	
MINISTRY OF AGRICULTURE, FORESTRY AND FISHERIES, JAPAN.	
あて先: _____	
_____ 植物防疫所	支 所 出張所
Remark: The content of this package is a designated import prohibited article under the Plant Protection Act. Therefore, it is requested to send the package to the Plant Protection Station stated above.	
注意: この包装物は、植物防疫法に定める輸入禁止品ですから、上記の植物防疫所あて送付願います。	

備考 輸入禁止品の各梱包への添付に当たっては、記載内容の識別が容易な大きさ（概ね縦16センチメートル×横16センチメートル以上）とすること。

第三号の二様式（第七条関係）

（輸入禁止品輸入許可指令書）

農林水産省指令 第 号

住所
職業
氏名

年 月 日付で申請のあった下記 1 の輸入禁止品の輸入は、下記 2
の条件を付して許可する。

年 月 日

農林水産大臣

記

- 1 輸入禁止品
- 2 条件

第三号の三様式（第七条関係）

輸入禁止品廃棄等命令書

番 号
年 月 日

・・・・・・殿

農林水産大臣

植物防疫法第 条第 項の規定により下記のとおり することを
命ずる。

輸入禁止品（輸入・利用）許可指令番号

輸入禁止品の名称

数量

処分すべき理由

処分すべき期間

処分の場所及び方法

第四号様式(第十条関係)



植物、輸入禁止品等輸入検査申請書

年 月 日

住 所

氏 名

植物防疫官 殿

積 載 船 (機) 名			
入 港 年 月 日			
輸 出 港 名			
経 由 港 名			
荷 送 人 住 所 氏 名			
荷 受 人 住 所 氏 名			
種 類 ・ 名 称 ※	梱 数 ※※	数 量 ※※	産 地
備 考			

備考 1 ※の欄には、必要に応じ、品種名・ブランド名を記入すること。
2 ※※の欄には、それぞれ単位も記入すること。

(ロ)

☐ 輸入(納税)申告書(内国消費税等課税標準数量等申告書兼用)

長殿

☐ 輸入検査申請書

動物検疫所長殿

☐ 植物、輸入禁止品等輸入検査申請書

植物防疫官殿

☐ 食品等輸入届出書

厚生労働大臣殿

【税関、動物検疫所、植物防疫所、検疫所 共通】

積載船(機)名〔税、植〕、とう載船舶(航空機)名		
〔動〕、船舶又は航空機の名前又は便名〔食〕		
入港(到着)年月日〔税、動、植、食〕		
とう載(積込)年月日〔動、食〕		
とう載地〔動〕、輸出港名〔植〕、積込港〔食〕		
船(取)卸港〔税〕、積卸港〔食〕		
原産地〔税〕、生産地〔動〕、生産国〔食〕		
輸入者(荷受人)	氏名〔税、動、植、食〕	
	住所〔税、動、植、食〕	
	電話番号〔税、食〕	
	輸入者符号(コード)〔税、食〕	
(荷仕出人)	氏名〔税、動、植〕	
	住所〔税、動、植〕	
(提出者)	氏名〔動、植、食〕	
	住所〔動、植〕	
蔵置場所〔税〕、保管倉庫又は保管場所〔動、食〕		
記号・番号〔税、食〕、商標〔動〕		

【植物防疫所】

申請年月日			
経由港名			
種類・名称※	梱数※※	数量※※	産地
備考			

備考 1 ※の欄には、必要に応じ、品種名・ブランド名を記入すること。

2 ※※の欄には、それぞれ単位も記入すること。

第五号様式（第十五条関係）（留川・豊後田原・宇治・留田・豊中田・平太豊永・今二豊永・今三・一輪お田）

隔離栽培に関する通知書

隔離第・・・号

・・・年・・・月・・・日

・・・・・・殿

・・・植物防疫所（・・・支所又は出張所）

植物防疫官 氏 名

貴殿（^{あての}が輸入した）下記植物は、植物防疫法第8条第7項の規定

による隔離栽培を必要とする物であるから、隔離栽培ができるかどうか、できる場合には隔離栽培をする場所（位置及び付近の状況）及び管理責任者について御回答願いたい。

なお、この件について・・・年・・・月・・・日までに御回答のない場合は、植物防疫法施行規則第18条の規定により廃棄するから、御承知願いたい。

植物の種類及び数量

発送人住所氏名

荷受人（名あて人）住所氏名

（・・・港）到着年月日又は植物防疫官検査年月日

（参考）

隔離栽培の方法

1 前記の・・・は、・・・等の植物から・・・メートル以上離れた土

地又は温室若しくは硝子室内において・・・年・・・月・・・日から・・・箇月間隔離栽培すること。

2 隔離栽培の責任者を定めること。

3 隔離栽培の期間中に当該植物に検疫有害動植物が発生した場合は、遅滞なく、その旨を植物防疫官に通知すること。

4 隔離栽培の期間中、1の場所から当該植物を移動してはならないこと。

5 植物防疫官の指示があつた場合は、その指示に従つて薬剤散布その他の措置を行うこと。

第六号様式（第十六条関係）（留三二農令四四・令四〇 留四九農令四六・
平九農令九・令二二農令六三・一第出）
隔離栽培命令書
年 月 日
..... 殿
..... 植物防疫所（・・支所又は出張所）
植物防疫官 氏 名
植物防疫法第8条第7項の規定により下記1の植物を下記2の
条件に従って隔離栽培することを命ずる。
1 植物の種類及び数量
2 隔離栽培の条件
(1) ・・府県・・区 市郡・・区 町村・・番地・・に植え付けるこ
と。
(2) 当該栽培地の周囲・・メートル以内の地に・・年・・月・
・・日から・・箇月間・・等の植物を栽培しないこと。
(3) 隔離栽培の期間は、・・年・・月・・日から・・箇月間と
すること。
(4) 管理の責任者は、(氏名) とすること。
(5) 栽培中検疫有害動植物が発生した場合は、遅滞なく、植物
防疫所にその旨を通知すること。
(6) 植物防疫官の承認があるまでは、当該植物を前記栽培地か
ら移動しないこと。

(7) 植物防疫官の指示があつた場合は、その指示に従つて薬剤
散布その他の措置を行うこと。

第七号様式(第十九条関係)

イ

備考



- (1) ……の所には、植物防疫所(支所又は出張所)の名称を記入すること。
- (2) 数字は、検査年月日を表わすものとする。

ロ

年	月	日
……植物防疫所(……支所又は出張所)		
植物防疫官 氏		名
植物等検査合格証票		
種 類		
数 量		

ハ

第 号

植物等検査合格証明書

年 月 日

……植物防疫所(……支所又は出張所)

植物防疫官 氏 名

下記……は、植物防疫法による輸入検査に合格したことを証明する。

積載船(機)名

種類・名称

輸送方法の区別

梱数・数量

荷送人住所氏名

荷受人住所氏名

検査又は消毒年月日

第八号様式（第十九条関係）

㊦

備考



- (1) ……………の所には、植物防疫所（支所又は出張所）の名称を記入すること。
- (2) 数字は、検査年月日を表わすものとする。

㊧

年 月 日 ……………植物防疫所（……………支所又は出張所） 植物防疫官 氏 名 植物等輸入認可証票 種 類 数 量

㊨

植物等輸入認可証明書

年 月 日

………植物防疫所（………支所又は出張所）

植物防疫官 氏 名

下記………は、植物防疫法による輸入検査を終了し、………輸入認可したことを証明する。

積載船（機）名

種類・名称

輸送方法の区別

梱数・数量

検査年月日

荷送人住所氏名

荷受人住所氏名

植物防疫法第7条ただし書の規定による輸入許可品又は同法第8条第7項の規定による隔離栽培をすべきもの場合は、輸入後の管理責任者の氏名及び管理の場所

第八号の二様式（第十九条関係）

(イ)



- 備考
- (1) ……の所には、植物防疫所（支所又は出張所）の名称を記入すること。
 - (2) 数字は、認可年月日を表すものとする。

(ロ)

年	月	日
……植物防疫所（……支所又は出張所）		
植物防疫官		氏 名
植物等輸送認可証票		
種 類		
数 量		

(ハ)

植物等輸送認可証明書

年 月 日

……植物防疫所（……支所又は出張所）

植物防疫官 氏 名

下記……は、植物防疫法による輸入検査を植物防疫法第8条第2項ただし書の規定により植物防疫官が指定する場所で行うための輸送を認可したことを証明する。

積載船（機）名
種 類 ・ 名 称
輸送方法の区別
梱 数 ・ 数 量
荷送人住所氏名
荷受人住所氏名
検 査 の 場 所

第九号様式(第二十一条関係)

処分証明書

番 号
年 月 日

_____ 殿

_____植物防疫所(_____支所又は出張所)
植物防疫官 氏 名

下記の植物等を植物防疫法第_____条の規定により処分したことを証明する。

積載船(機)名・入港年月日

種類・名称・産地

梱数・数量

荷送人住所氏名

荷受人住所氏名

処分年月日

処分の理由

処分の方法

第十号様式(第二十一条関係)

受領証

年 月 日

……植物防疫所(……支所又は出張所)
植物防疫官 氏 名

日本郵便株式会社御中

下記の植物等を植物防疫法第……条の規定により……するため受領したことを証明する。

種類・名称

梱数・数量

差出人住所氏名

名宛人住所氏名

第十一号様式（第二十二条関係）（平一六農水令六七・全昭令二農水令
七三・一昭昭五）

(消毒・廃棄) 命令書

番 号
年 月 日

.....殿

.....植物防疫所（.....支所又は出張所）
植物防疫官 氏 名

植物防疫法第 条第 項の規定により下記のとおり
(消毒・廃棄) すること命ずる。

積載船 (機) 名・入港年月日

種類・名称・産地

梱数・数量

荷送人住所氏名

荷受人住所氏名

(消毒・廃棄) すべき理由

(消毒・廃棄) すべき期間

(消毒・廃棄) の場所及び方法

第十一号の二様式（第二十二条の二関係）

輸入禁止品利用許可申請書

下記のとおり を利用したいので許可願いたく 植物防疫所を経
由して申請いたします。

住 所
職 業
氏 名

年 月 日

農林水産大臣 殿

普通名称及び学名	
数量	
利用の目的	
荷受人の住所・職業・氏名	
利用中の管理方法及び場所	
利用期間及び利用後における処理方法	
利用中の管理責任者氏名	
その他参考となるべき事項	

第十一号の三様式(第二十二條の二關係)

(輸入禁止品利用許可指令書)

農林水産省指令 第 号

住所
職業
氏名

年 月 日付で申請のあった下記1の輸入禁止品の利用は、下記2の条件
を付して許可する。

年 月 日

農林水産大臣

記

- 1 輸入禁止品
- 2 条件

第十二号様式（第二十三条関係）

(イ)

植物等輸出検査申請書

住 所

氏 名

年 月 日

植物防疫官 殿

※積載船（機）名				
※記号及び番号				
積載予定月日				
積載港名				
※陸揚港名		※輸入国名		
※荷送人住所氏名				
※荷受人住所氏名				
輸入国政府の輸入許可番号				
※種類・名称	学名	梱数	数量	産地
備考				

- 備考 1 検査報告書等を有する場合は、その旨を備考欄に記入するとともに、本申請書に添付すること。
- 2 ※印の欄には、英文を併記すること。

(ロ)

植物等輸出検査申請書（再輸出）

住 所

氏 名

年 月 日

植物防疫官 殿

※積 載 船（機）名				
※記 号 及 び 番 号				
積 載 予 定 月 日				
積 載 港 名				
※陸 揚 港 名		※輸入国名		
※荷 送 人 住 所 氏 名				
※荷 受 人 住 所 氏 名				
輸入国政府の輸入許可番号				
生産国の検査証明書	No. _____ ☐ 原本 ☐ 原本写			
再 梱 包 の 有 無	☐ 有 ☐ 無	容器包装の変更の有無	☐ 有 ☐ 無	
輸入時の植物防疫所の申請番号				
輸入後の保管場所				
輸入後の保管方法				
※種類・名称	学 名	梱 数	数 量	産 地
備 考				

備考 1 検査報告書等を有する場合は、その旨を備考欄に記入するとともに、本申請書に添付すること。

2 生産国が発行した植物検査証明書の原本又は原本の写し等を添付すること。

3 ※印の欄には、英文を併記すること。

(ハ)

☐輸出申告書
☐輸出検査申請書
☐植物等輸出検査申請書

長殿
 動物検疫所長殿
 植物防疫官殿

【税関、動物検疫所、植物防疫所 共通様式】

積載船（機）名〔税、植〕、とう載船名（航空機） 名〔動〕		
出港予定年月日〔税〕、とう載予定年月日〔動〕、積 載予定月日〔植〕		
積込港〔税〕、積載港名〔植〕		
仕向地〔税、動〕、輸入国名〔植〕		(都市) (国)
(荷送人) 輸出者	氏名〔税、動、植〕	印
	押印〔税〕	
	住所〔税、動、植〕	
(荷受人) 仕向人	氏名〔税、動、植〕	
	住所〔税、動、植〕	
(荷送人) 申請者	氏名〔動、植〕	印
	押印〔動、植〕※	
	住所〔動、植〕	
記号・番号〔税、植〕、商標〔動〕		

備考 1 〔動、植〕氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。（※欄）
 2 〔植〕英文を併記すること。

【植物防疫所】

申請年月日			
陸揚港名			
輸入国政府の輸入許可番号			
再輸出の場合は下記欄にも記入し、該当する□欄にレ印を記入すること			
生産国の検査証明書	No. _____	□原本	□原本写
再梱包の有無	□有 □無	容製包装の変更の有無	□有 □無
種類・名称	学名	概数	数量 産地
備考			

備考 1 栽培地検査合格証書、野生植物原産地証明書又は輸出植物包装材料検査合格証明書を有する場合は、その旨を備考欄に記入すること。
 2 英文を併記すること。

本様式…一部改正〔昭和27年4月農林省令20号・38年6月42号・49年10月46号〕、全部改正〔平成7年4月農林水産省令28号〕、一部改正〔平成11年1月農林水産省令1号〕、全部改正〔平成17年4月農林水産省令59号〕、一部改正〔令和2年12月農林水産省令83号・令和3年5月農林水産省令34号〕

PHYTOSANITARY CERTIFICATE					
PLANT PROTECTION SERVICE MINISTRY OF AGRICULTURE, FORESTRY AND FISHERIES JAPANESE GOVERNMENT					
TO: PLANT PROTECTION ORGANIZATION(S) OF _____ No. _____					
I. DESCRIPTION OF CONSIGNMENT					
1. Name and address of exporter		2. Declared name and address of consignee			
3. Number and description of packages		4. Distinguishing marks			
5. Place of origin		6. Declared means of conveyance		7. Declared point of entry	
8. Name of produce and quantity declared			9. Botanical name of plants		
This is to certify that the plants, plant products or other regulated articles described herein have been inspected and/or tested according to appropriate official procedures and are considered to be free from the quarantine pests specified by the importing contracting party and to conform with the current phytosanitary requirements of the importing contracting party, including those for regulated non-quarantine pests.					
II. ADDITIONAL DECLARATION					
XX					
III. DISINFESTATION AND/OR DISINFECTION TREATMENT					
10. Date		11. Treatment		12. Chemical (active ingredient)	
13. Duration and temperature		14. Concentration		15. Additional information	
		16. Place of issue Plant Protection Station () , Japan		17. Date	
(Stamp of Organization)				(Signature)	

No financial liability with respect to this certificate shall attach to the Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Japan or to any of its officers or representatives.

PHYTOSANITARY CERTIFICATE FOR RE-EXPORT PLANT PROTECTION SERVICE MINISTRY OF AGRICULTURE, FORESTRY AND FISHERIES JAPANESE GOVERNMENT		
TO: PLANT PROTECTION ORGANIZATION(S) OF _____ No. _____		
I. DESCRIPTION OF CONSIGNMENT		
1. Name and address of exporter	2. Declared name and address of consignee	
3. Number and description of packages	4. Distinguishing marks	
5. Place of origin	6. Declared means of conveyance	7. Declared point of entry
8. Name of produce and quantity declared		9. Botanical name of plants
This is to certify that the plants, plant products or other regulated articles described above were imported into Japan from _____ covered by Phytosanitary Certificate No. _____. - original ☐ certified true copy ☐ of which is attached to this certificate ; - that they are packed ☐ repacked ☐ in original ☐ new ☐ containers, - that based on the original phytosanitary certificate ☐ and additional inspection ☐, they are considered to conform with the current phytosanitary requirements of the importing contracting party, and that during storage in Japan, the consignment has not been subjected to the risk of infestation or infection.		
II. ADDITIONAL DECLARATION		
XX		
III. DISINFESTATION AND/OR DISINFECTION TREATMENT		
10. Date	11. Treatment	12. Chemical (active ingredient)
13. Duration and temperature	14. Concentration	15. Additional information
	16. Place of issue Plant Protection Station () , Japan	18. Name of authorized officer _____ _____ (Signature)
	17. Date	

第十三号の三様式（第二十七条関係）



第十四号様式（第三十条関係）

年 月 日

農林水産大臣 殿

申 請 者 名
住 所
代 表 者 氏 名

登録検査機関の登録＜登録の更新＞申請書

植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号。以下「法」という。）第 10 条の 2（第 10 条の 5 第 2 項において準用する第 10 条の 2）の規定に基づき、登録（登録の更新）を受けたいので、植物防疫法施行規則（昭和 26 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。）第 30 条第 2 項（第 31 条の 6 において準用する規則第 30 条第 2 項）に規定する書類を添えて、下記のとおり提出します。

記

- 1 登録を行おうとする区分
- 2 法第 10 条の 3 各号のいずれかに該当する者の有無

3 検査を行う事務所の所在地

事務所名	所在地

4 検査を行おうとする区域

事務所名	区域

備考 登録の更新の申請にあつては、添付書類のうち、過去の申請時に提出したものからその内容に変更がない書類及び規則第 30 条第 2 項第 4 号に規定する書類については、添付を省略できる。

第十五号様式（第三十一条関係）

登録検査機関登録台帳

登録番号		登録年月日	年 月 日
登録検査機関 の氏名又は名称			
登録検査機関 の住所			
代表者氏名			
検査の区分			
主たる事務所の 所在地			
検査業務の概要 (輸出品目等)			
登録検査機関 が検査を行う 区域			
事務所一覧			
名称	代表者氏名	所在地	
登録更新年月日及び変更登録年月日			
年 月 日	更新・変更		
年 月 日	更新・変更		
年 月 日	更新・変更		
年 月 日	更新・変更		
備考			

第十六号様式（第三十一条の七関係）

年 月 日

農林水産大臣 殿

登録検査機関名

住 所

代 表 者 氏 名

登録検査機関の変更登録申請書

植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）第 10 条の 6 第 2 項の規定に基づき、登録検査機関の変更登録を受けたいので、植物防疫法施行規則（昭和 26 年農林省令第 73 号）第 31 条の 7 第 2 項に規定する書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

- 1 登録を行おうとする区分
- 2 法第 10 条の 3 各号のいずれかに該当する者の有無

3 検査を行う事務所の所在地

事務所名	所在地

4 検査を行おうとする区域

事務所名	区域

備考 添付書類のうち、過去の申請時に提出したものからその内容に変更がない書類については、添付を省略できる。

第十七号様式（第三十一条の九関係）

年 月 日

農林水産大臣 殿

登録検査機関名
住 所
代 表 者 氏 名

登録検査機関の登録＜登録の更新＞申請書の登録事項の変更届出書

登録＜登録の更新＞申請書の記載事項に変更があったので、植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）第 10 条の 8 の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更した年月日
- 3 変更の理由

備考 「1 変更の内容」は、変更前及び変更後を対照にして記載すること。

第十八号様式（第三十一条の十関係）

年 月 日

農林水産大臣 殿

登録検査機関名

住 所

代 表 者 氏 名

登録検査機関の業務規程認可申請書

植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）第 10 条の 9 第 1 項前段の規定に基づき、
業務規程を定めたので認可を求めます。

第十九号様式（第三十一条の十関係）

年 月 日

農林水産大臣 殿

登録検査機関名

住 所

代 表 者 氏 名

登録検査機関の業務規程変更認可申請書

植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）第 10 条の 9 第 1 項後段の規定に基づき、
業務規程を変更したいので認可を求めます。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

備考 「1 変更の内容」は、変更前及び変更後を対照にして記載すること。

第二十号様式（第三十一条の十二関係）

年 月 日

農林水産大臣 殿

登録検査機関名
住 所
代 表 者 氏 名

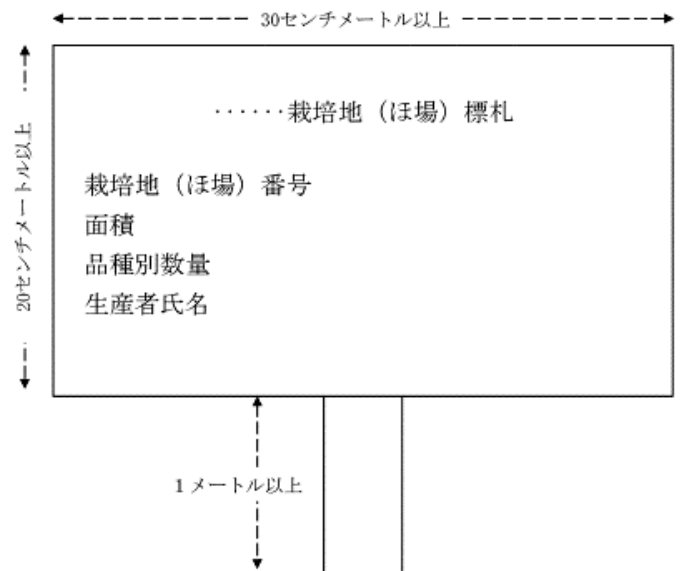
登録検査機関の業務休止＜廃止＞許可申請書

植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）第 10 条の 10 第 1 項の規定に基づき、下記
のとおり許可を求めます。

記

- 1 当該休止＜廃止＞に係る者の氏名又は名称及び住所
- 2 当該休止＜廃止＞に係る検査の区分
- 3 当該休止＜廃止＞に係る事務所の名称及び所在地
- 4 当該休止＜廃止＞の予定年月日
- 5 休止＜廃止＞の理由

第二十号の二様式（第三十二条関係）



備考 標札は、木製、金属製、プラスチック製等の容易に破損しない素材であること。

生産者 住 所 氏 名 殿

[illegible]

第二十二号様式（第三十四条関係）

検査合格証票

○

____年度____作

検査合格証票

(合格証明書抄本)

品種

栽培地

道 県

市 町 村

生産者氏名

農林水産省 植物防疫所

(・・・支所又は出張所)

植物防疫官

指定種苗検査

合格証

植物防疫所

4 センチメートル

備考……………の所には、植物防疫所の名称を記入すること。

第二十二号の二様式(第三十五条の三関係)

第	号	
年	月	日
移動制限植物等移動許可証		
農 林 水 産 省		
下記……………は、植物防疫法施行規則第35条の3第1項の許可を受けたものであることを証明する。		
普 通 名 称 及 び 学 名		
梱 数 及 び 数 量		
産 地		
容 器 包 装 の 種 類		
許可申請者の住所及び氏名		
荷送人の住所及び氏名		

第二十二号の三様式（第三十五条の三関係）（昭四七農令二九・追

号の三様式(第三十五条の三関係) (昭四七農令二九・追加、昭四九農令四六・昭五三農令四九・平一一農水令一・令二農水令八三・一部改正)

移動制限植物等移動許可申請書

下記のとおり移動したいので許可願いたく……………植物防疫所
を経由して申請します。

卅
四
四

住所職業

甲 於

農林水産大臣 殿

植物等の普通名 名称及び学名	
梱数及び数量	
産地	
容器包装の種類	
移動の方法	
移動の目的	
移動予定年月日	
荷送人の住所・氏名・職業	
荷受人の住所・氏名・職業	

移動後の管理の場所その他の管理方法	
移動後の管理責任者	
利用期間及び利用後の処理方法その他参考となるべき事項	

第二十二号の三の様式（第三十五条の三関係）

（移動制限植物等移動許可指令書）

農林水産省指令 第 号

住所
職業
氏名

年 月 日付で申請のあった下記1の移動制限植物等の移動は、下記2の条件を付して許可する。

年 月 日

農林水産大臣

記

- 1 移動制限植物等
- 2 条件

第二十二号の四様式(第三十五条の四関係)
移動制限植物等検査申請書

下記のとおり移動したいので検査を申請します。

住 所
氏 名

年 月 日
……植物防疫所(……支所又は出張所)植物防疫官 殿

積載船(機)名及び積出予定年月日				
積 出 予 定 港				
陸 揚 予 定 港				
荷送人の住所及び氏名				
荷受人の住所及び氏名				
容器包装の種類				
植 物 等 の 種 類	梱 数	数 量	産 地	備 考

第二十二号の五様式(第三十五条の四関係)

第 号

移動制限植物等検査合格証明書

年 月 日

……植物防疫所(……支所又は出張所)

植物防疫官 氏 名

下記の………は、植物防疫法第16条の2第1項の検査に合格したことを証明する。

植物等の種類、梱数及び数量

容器包装の種類

荷送人の住所及び氏名

荷受人の住所及び氏名

検査年 月 日

第二十二号の六様式（第三十五条の四関係）

移動制限植物等検査合格証票

植物等の種類

数 量

容器包装の種類

この……は、植物防疫法第16条の2
第1項の検査に合格したことを証明する。

年 月 日

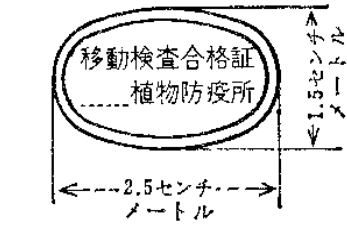
……植物防疫所（……支所又は出張所）



備考

- (1) 〃には、植物防疫所（支所又は出張所）の名称を記入すること。
- (2) 数字は、検査年月日を記入すること。

第二十二号の七様式（第三十五条の四関係）（昭四七農令二九・追加、
昭四九農令四六・一部改正）



備 考
-----には、植物防疫所の名称
を記入すること。

第二十二号の八様式（第三十五条の四関係）（昭四七農令二九・追加、
昭四九農令四六・一部改正）

第二十二号の九様式(第三十五条の五関係)

移動制限植物等消毒確認申請書

下記植物等について消毒の確認を申請します。

住 所
氏 名

年 月 日

……植物防疫所(……支所又は出張所)植物防疫官 殿

消毒予定年月日 及び消毒場所				
積載船(機)名及び 積出予定年月日				
積 出 予 定 港				
陸 揚 予 定 港				
荷送人の住所及 び氏名				
荷受人の住所及 び氏名				
容器包装の種類				
植 物 等 の 種 類	梱 数	数 量	産 地	備 考

第二十二号の十様式(第三十五条の五関係)

第 号
移動制限植物等消毒確認証明書
年 月 日
……植物防疫所(……支所又は出張所)
植物防疫官 氏 名

下記植物等について、植物防疫法第16条の2第1項の消毒の確認をしたことを証明する。

植物等の種類、梱数及び数量
容 器 包 装 の 種 類
荷 送 人 の 住 所 及 び 氏 名
荷 受 人 の 住 所 及 び 氏 名
消 毒 年 月 日

第二十二号の十一様式（第三十五条の五関係）

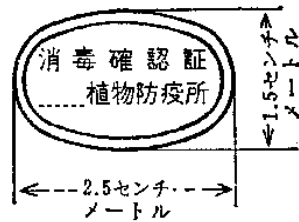
移動制限植物等消毒確認証票	
植物等の種類	
数	量
容器包装の種類	
消毒の方法	
この……について植物防疫法第16条 の2第1項の消毒の確認をしたことを 証明する。	
年 月 日	
……植物防疫所（……支所又は 出張所）	



備考

- (1) ……には、植物防疫所（支所又は出張所）の名称を記入すること。
- (2) 数字は、消毒確認年月日を記入すること。

第二十二号の十二様式（第三十五条の五関係）
加、昭四九農令四六・一部改正
（昭四七農令一九・追



備考

-----には、植物防疫所の名称を記入すること。

第二十二号の十三様式（第三十五条の五関係）
加、昭四九農令四六・一部改正
（昭四七農令二九・追

第二十二号の十四様式（第三十五条の八関係）（昭四七農令二九・通加、昭四九農令四六・昭五三農令四九・平一一農水令一・令二農水令八三・一號告示）

移動禁止植物等移動許可申請書
下記のとおり移動したいので許可願いたく.....植物防疫所
を経由して申請します。

住 所
職 業
氏 名

年 月 日
農林水産大臣 殿

植物等の普通名称及び学名	
梱数及び数量	
産 地	
容器包装の種類	
移 動 の 方 法	
移 動 の 目 的	
移動予定年月日	
荷送人の住所・氏名・職業	
荷受人の住所・氏名・職業	

移動後の管理責任者	
移動場所の管理方法	
移動後の管理責任者	
利用期間及び利用後の処理方法	
その他参考となるべき事項	

第二十二号の十五様式（第三十五条の八関係）
（昭四七農令二九・追
加、昭四九農令四六・昭五三農令四九・一部改正）

第 年 月 日	号
移動禁止植物等移動許可証	
農林水産省	
下記.....は、植物防疫法第16条の3第1項ただし書の許可を得たものであることを証明する。	
普通名称及び学名	
梱 数 及 び 数 量	
産 地	
容 器 包 装 の 種 類	
許可申請者の住所及び氏名	
荷送人の住所及び氏名	

第二十二号の十六様式（第三十五条の八関係）

（移動禁止植物等移動許可指令書）

農林水産省指令 第 号

住所
職業
氏名

年 月 日付で申請のあった下記 1 の移動禁止植物等の移動は、下記 2 の条件を付して許可する。

年 月 日

農林水産大臣

記

- 1 移動禁止植物等
- 2 条件

第二十二号の十七様式（第三十五条の八関係）

移動禁止植物等廃棄等命令書

番 号
年 月 日

・・・・・・殿

農林水産大臣

植物防疫法第 16 条の 3 第 2 項において読み替えて準用する法第 7 条第 6 項の規定
により下記のとおり することを命ずる。

移動禁止植物等移動許可指令番号

移動禁止植物等の名称

数量

処分すべき理由

処分すべき期間

処分の場所及び方法

第二十三号様式 （第三十六条関係）

（緊急措置命令書）

農林水産省指令 第 号

殿

植物防疫法第 18 条第 2 項の規定に基づき、下記の措置を命ずる。

年 月 日

農林水産大臣

記

- 1 措置を行うべきものの品名及び数量
- 2 措置を行うべきものの所在地
- 3 措置を行うべき期日又は期間
- 4 措置の内容及び方法
- 5 その他必要な事項

第二十四号様式（第三十七条関係）（令2農水令83・全改）
（緊急防除協力指示書）

農林水産省指令 第 号

殿

植物防疫法第19条第1項の規定に基づき、下記により防除に関する業務に協力することを指示する。

年 月 日

農林水産大臣

記

- 1 対象とする有害動物又は有害植物の種類
- 2 協力実施の区域及び期間
- 3 協力の内容
- 4 その他必要な事項

第二十五号様式（第三十八条関係）（令2農水令83・全改）

緊急防除協力成績書

農林水産大臣

殿

住所

氏名又は名称及び代表者氏名

年 月 日

防除協力の成績を下記のとおり報告します。

記

1

協力指示を受けた対象とする有害動物又は有害植物の種類

2

協力実施の区域及び期間

3

協力実施の方法

4

協力実施の効果

5

その他必要な事項

第二十六号様式（日本産業規格 A 4）（第三十九条関係）

協力費用請求書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
氏名又は名称及び代表者名

植物防疫法第 19 条第 1 項の規定に基づき、 年 月 日付け協力指示書により指示された緊急防除の協力に下記費用を要したので、別紙のとおり費用の支出を証明する書類を添えてその支払を請求します。

記

金 円也
以下の内容

区分	
員数	
単価	
金額	
備考	

第二十七号様式（日本産業規格 A 4）（第四十二条関係）

防除用薬剤譲与申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所

氏名又は名称及び代表者氏名

植物防疫法第 27 条第 1 項の規定により防除用薬剤の譲与を受けたく、下記のとおり申請します。

この申請により防除用薬剤の譲与を受けた場合は、植物防疫法施行規則及び譲与承認書による指示事項に従い、譲受人の義務を完全に履行することを約束いたします。

記

- 一 譲与希望薬剤の種類及び数量
- 二 異常発生の概況
 - （イ）指定有害動植物の種類及び被害作物の種類
 - （ロ）異常発生の面積
- 三 農業者自ら防除を行うことが著しく困難である理由
- 四 防除の内容
 - （イ）防除の区域、実面積及び延面積
 - （ロ）防除の期間
- 五 その他必要な事項

備考

- 1 防除の区域の略図を添付すること。
- 2 申請者が都道府県である場合においては、記載事項を病虫害防除所ごとに記載すること。
- 3 申請者が都道府県であり、譲与を受けた防除用薬剤を農業者又はその団体に譲与して、その者に防除を行わせようとするときは、譲与しようとする相手方、防除用薬剤の量、譲与の方法等を五の項に明記すること。

第二十八号様式（第四十三条関係）

防除用薬剤譲与承認書

番 号
年 月 日

殿

農林水産大臣

年 月 日付防除用薬剤譲与申請に対し、下記により譲与することとしたため、通知する。

記

- 一 譲与薬剤の種類及び数量
- 二 引渡しの期日及び場所
- 三 使用方法その他の指示事項

第二十九号様式（日本産業規格A4）（第四十四条関係）

防除用薬剤受領書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所

氏名又は名称及び代表者氏名

年 月 日付け防除用薬剤譲与承認書に基づき、下記のとおり受領しました。
譲与を受けた防除用薬剤については、植物防疫法施行規則及び譲与承認書による指示事項に従い、譲受人の義務を完全に履行することを約束します。

記

- 一 薬剤の種類及び数量
- 二 受領年月日
- 三 受領場所

第三十号様式（日本産業規格 A 4）（第四十六条関係）

防除実績報告書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所

氏名又は名称及び代表者氏名

年 月 日付け防除用薬剤譲与承認書に基づき、譲与を受けた防除用薬剤による防除実績を下記のとおり報告します。

記

一 防除の状況

(イ) 指定有害動植物の種類及び防除を行った作物の種類

(ロ) 防除区域及び面積

(ハ) 防除を行った期間

(ニ) 防除実施の方法

二 防除の効果

三 その他必要な事項

備考

- 1 報告者が都道府県である場合には、記載事項を病虫害防除所ごとに記載すること。
- 2 報告者が都道府県であり、防除用薬剤譲与承認書に記載された指示事項に基づいて、農業者又はその団体に譲与を受けた防除用薬剤を譲与して、それらの者に防除を実施させたときは、譲与の相手方、譲与の量、譲与の期日、引渡しの場所、薬剤の使用方法等必要な事項を三の項に明記すること。

第三十一号様式（日本産業規格A4）（第四十七条関係）

防除用器具借受申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所

氏名又は名称及び代表者氏名

指定有害動植物の異常発生の防除を緊急に実施する必要があるため、植物防疫法第27条第1項の規定により防除用器具を借り受けたいので下記のとおり申請します。

この申請により貸付許可を受けた場合は、植物防疫法施行規則及び貸付承認通知書による指示事項に従い、借受人の義務を完全に履行することを約束します。

記

- 一 借受希望防除用器具の種類及び台数
- 二 借受希望期間
- 三 防除の内容
 - （イ）指定有害動植物の種類及び被害作物の種類
 - （ロ）防除の区域、実面積及び延面積
 - （ハ）申請者の使用可能な防除に必要な器具の種類及び台数
- 四 その他必要な事項

備考

- 1 申請者が都道府県である場合は、記載事項を病虫害防除所ごとに記載すること。
- 2 防除の区域の略図を添付すること。

第三十二号様式（第四十八条関係）

防除用器具貸付承認通知書

番 号
年 月 日

殿

植物防疫所長

年 月 日付け防除用器具借受申請に対し、下記により貸付けする旨の決定があったので通知する。

記

- 一 防除用器具の種類及び台数
- 二 貸付けの期間
年 月 日から
年 月 日まで
- 三 貸付けの期日及び場所
- 四 返納の期日及び場所
- 五 その他指示事項

第三十三号様式（日本産業規格 A 4）（第四十九条関係）

請 書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所
氏名又は名称及び代表者氏名

年 月 日付け貸付承認通知書に基づき、年 月
日下記のとおり受領しました。借受期間中は、植物防疫法施行規則及び貸付承認通
知書による指示事項に従い、借受人の義務を完全に履行することを約束します。

記

種類	
付属品	
数量	
農林水産省管理番号	
借受終了期日	
備考	

第三十四号様式（日本産業規格A4）（第五十条関係）

防除用器具貸付期間延長申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所

氏名又は名称及び代表者氏名

年 月 日付け貸付承認通知書により借り受けた防除用器具は、
下記により期間の延長を願いたく申請します。

記

- | | | | | |
|---|-----------|---|---|-------|
| 一 | 貸付終了期日 | 年 | 月 | 日 |
| 二 | 貸付延長期間 | 年 | 月 | 日から |
| | | | 年 | 月 日まで |
| 三 | 貸付期間延長の理由 | | | |

第三十五号様式（第五十条関係）

防除用器具貸付期間延長承認通知書

番 号
年 月 日

殿

植物防疫所長

年 月 日付け防除用器具貸付期間延長申請に対し、下記により
期間を延長する旨の決定があったので通知する。

記

- 一 貸付延長期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 二 返納の期日及び場所
- 三 その他必要な事項

第三十六号様式（日本産業規格 A 4）（第五十四条関係）

防除用器具返納届

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所
氏名又は名称及び代表者氏名

下記は 年 月 日付け貸付承認通知書によって借り受けましたが、借受期間を満了したので同書に指定された返納の場所において返納します。

記

種類	
付属品	
数量	
農林水産省管理番号	
借受終了期日	
備考	

備考
備考欄には、借受防除用器具の稼働日数及び稼働延べ時間数、当該器具による総防除面積、当該器具の故障の有無及び補修の状況等を記載すること。